

山田文書

(4901)

〇二五三 八幡太郎義家弓箭之記錄

八幡太郎義家弓箭之記錄 □籠 □聞書

我朝者雖始神代時、於中鷓鴣草葺不合尊、玉依姬后之太子四人在、自彦五瀬命吾朝弓箭始也、其時弓ノ長四人在餘、赤箭者□尺在餘、其色青 月□國以多羅枝造之、此又亦又身殷曲箭調度木造之、青

震旦國如斯、弓箭之長サ色同、第十五代帝神功

皇后御時新國・百濟國・高麗國征罰之弓長七尺五

寸、表七德五行、箭長者三尺二寸、表三才二儀、

七德八阿闍室生弥陀釋迦大日天地是三才、二儀者

三密云身口意也、手結印者身密也、口滿陀羅尼口

密也、意觀諸法意密也、將以矢物射、如叶意者指

神通也、又五形者五地云也、五善之弓と申事從

稽古云事也、惣而弓五形取以五弓ト云也、又二

儀者天之五形之矢、亦地之五形之矢、此二矢口傳

云、

一昔之弓形者表兩頭靈蛇、以像月陰位靈蛇也、弭革

蛇舌也、卷藤者彼表蛇鱗文也、

亦保倍之弓五尺在餘、五之習有 ツマ 之弓以幌事不

苦、兩頭之時弓長四尺在餘、矢者二尺在餘、色八

赤青色也、

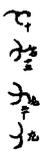
一征矢二十八面五、右矯下三、左矯中判六、左尔後

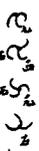
二、右馬鎮矢二、左右也、實矢一、左矯已上二十

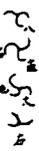
也、右矯十二、左矯八、是者陰多陽少故也、

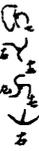
馬鎮矢

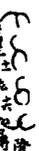
責矢

五番判右  馬鎮矢二鷹羽 其外鷺羽以

四番判右  テ可矯中判三矯也、又 

三番判右  征矢ノ時何之矢問一番三拔

二番判右  ヲ中判云、中字ヲ當卜誦也、

判一矢右  亦羽長五寸二分、是八天

五行像取也、征矢長四寸餘、

地ノ五行ヲ像射字守故也、

左札者征矢於射□与云也、

羽者羽中節篋目付也、 又征矢判時廻様、順之廻

也、征矢之篋節一節於本用也、 又三鈹形ト云為

射矢ト謂、世上曲尺弓法之寸四寸と五寸八行合也、

爰元任分物々皆可賛於四寸者矢ノ羽長也、口傳云、

云、

一征矢以蠖虫為形云事、此蠖虫只時不飛、當月之光

得飛、此當字心以月像云也、箭以表蠖々大小頸不

過一寸、征矢頸ヲ蠖頭ト云也、

一馬鎮矢二、左ニ陽矢五、右ニ陰矢立、桃木三尺二

寸切以馬之病難除也、南無勝先一萬三千當願衆生
即德清淨受持佛法、



此節木整

馬鎮矢時者、小羽毛鷹羽以矯也、 別羽ヲ小羽ニ

付時八、馬鎮矢難中、此矢ヲ責矢ト云事八、矢ノ

責ノ矢也、□征矢ノ責矢ニ八、



一野矢九也、 鹿角鏑也、六鏑也、三者藤也、神代

之矢也、狩之矢也、獸鳥不可射也、今以矢矢流鏑

馬用之也云云、



一寸八分

三番判 鷺羽 此矢内向立羽付四立也、小羽山鳥

羽廻□也、羽□之目付也、切小羽

時  立長三三二長也、矢羽長四

寸二分・五寸二分時弓箭之尺以計
口傳也云云、



此矢陰矢也、同前、

一寸八分

二番矢
判一矢 白鳥羽



此矢右矯也、同前、

一寸八分

六番矢
鷹羽



此矢左矯、同前、

一寸八分

五番矢

白鳥羽



此矢左矯也、亦右矯毛不苦也、

一寸八分

四番

白鳥羽



此矢左矯也、小羽何毛同前、

一寸八分

九番

鷹羽



此矢左矯也、小羽鷹羽□、

八番

鷹羽



此矢右矯也、小羽同前也、

一寸八分

七番

鷹羽



此矢陽矢也、小羽同前也、

一寸八分

一矢流鏑馬者、自神代傳來請給間、其時代御支度、
御笠水口之袖外ニ閉テ、亦白之間之射手裝束、錦

之手袋、□笠今世之綾井笠也、大八一尺八寸也、

面ニ我家之□紋也、籠手指□近代也、查行臚同之、

一弓者四張、此内ニ上古弓一張、在上馬時神前置弓也、

一野矢与云事者、自馬鎮矢云也、此奉神殿矢也、□馬ト云事此矢義也、

一鷲羽矢三、此矢ハ拔テ可持也、自然矢時之贊矢也、以四矢可射也、

一ノノ矢ニ有□所□テ可射置、二矢ニ有矢者一矢之自射所可射置也、三矢ニ有矢ハ自二矢之所可射置、其用段ニ替□箭替矢持也、三□之□ト定事也、射直矢者馬於弓手出事可在、是モ不苦也、莫難事、

一上判之鷹羽矢鏑ニ・上古之弓・上馬之馬、此三者奉神前也、

一野矢之廻者陰之廻ニ可判也、常□之矢モ陰之廻可判也、又狩時之野矢者、七五九也、奥判ニ鏑□矢ニ、此矢者三矯四矯也、口傳鏑ハ四立也、

其外八只之狩俣也、如何様鷹羽矢一手在也、是口傳、

一篋矢ト云ニ、陽之廻ニ判篋矢三腰立様、可在別相傳也、莫難事、

一射手之烏帽子懸亦草也、指懸□ニ少古カ吉也、片方モ不苦也、

一射手之鞭於持支、二尺四寸之□智カ二尺二寸カ、何モ不苦也一説ニ不持有不苦口傳

一籠手緒上ニ廣サ五寸ニ日輪□事、在天照大神東明藤嶋浦ニ神師之時廻方便、日天於勸請シテ師□結也口傳、

一鏑者□鹿角也、枡本鏑不苦也、亦鏑留者射付節目留也、何口傳也、

一檢非違使懸箭廿四、一箭副テ二十五也、可上帶引々様口傳、羽ハ黒用也云云、

一月卿雲客胡籜廿八也、此内的矢一手□也、的矢者□羽也、口傳云々、
一箠ハ鈿螺□也、□面箠・螺鈿箠・筋箠・白角箠、

可在口傳也、

一下部懸矢白羽十六也、其内二馬鎮ニ可在口傳、今
殘之十四者白羽ノ征矢也、



口傳 此節本 刈鉦衝鉦鏑

口傳 刈鉦衝鉦鏑



此矢之時有四(櫛カ)羽何モ可用也、

一櫛口今人櫛直狩袴四、在 馬鎮十二式矢鏑ニ櫛
始時口傳可在云、

四分 一寸八分



ミフセ

管六分 管卷二分 長五寸六分小羽毛鷹羽口也、

又小羽三二ニモ可立、

四分 八分 此節目本 一寸八分



ミフセ

管海五分 其外同前、

四分 此節用本 一寸八分



八分 小羽山鳥羽長サ二寸八分立 ミフセ

四分 一寸八分



八分 ミフセ

一萐小弓ト云夏、為遊覽持弓之長ノ法也、只畢竟上

古之曲弓可成也、

一楊弓者、唐之玄宗皇帝御遊弓法為無儀、

一箠八指皮上三蟬と蜻蜒形取事、上手口集無為無事

不取刺矢故也、

一鎧之髮付穴口傳タンテサニ不去口傳、近代ハ難

入也、

一源家三五之鏑夏、凡其形ヲ現口傳、



小羽石打透小羽用也、此矢之時者
此矢以中判ニ用也、口傳紙上ニ難
載、此矢ニ狩勝用不苦也、切小羽
者別相傳也云云、



小羽モ口羽切小羽也、長二寸八分
云々、小羽ノ口矯ニ三の巻也、亦
三三二長ニモ不苦也、



同前此矯口式之鏑口可申也云云、
替儀藤ナント矯事為上口傳申也云
云、



小羽ハ鷹之小羽ヲ透、小羽ニ可付
也、又切小羽矯共不苦、式之時ハ
鷹羽ハ鷹羽也、亦小羽ヲ取替事、
少在別相傳也云云、



矢羽口傳已上、同前式鏑と可申也
云云、

於源家五鏑用事自纒知夏也、源家之助と云事、源
ト助ト云夏、心者此口様者心得別也、是箭之依取
別ヲ也口傳云云、元ト愧ム事者、自大唐仁王九代
開化天皇時渡也、亦仁王十二代景行天皇御子大和
武尊與責時、保侶口一様造出給、此保保亦仁王十
代本ノマ德天皇二色於新給、亦源家ト申ハ、仁王五十
六代自清和天皇以來八幡太郎義家從已習ス也、
元衣那時ハ山羽力鷹力鷹羽ニ可替也、北地
南山之鷹と中ニ心得、在此源家之鏑矢者能々
可相傳、無其則可雜乱也云云、

一 鎧權毛相尅相生、世土用事同前也、逆葛茨草不見也、背後故也、

一 同直垂狩衣本色者朽葉也、兵革着之云云、

一 引上帶事、上方帶一丈三尺、諸仁者一丈二尺口傳云云、

一 太刀之足ニ革以菖蒲用事、太刀裝束口傳云云、

一 □者為指元□極舍遠流左遷死誅五儀有准之、

一 兵具向□方忌世、北ニ射テ忌夏、兵事不可遂也、

一 馬繫北方向事、忌 向駒北風有愁、

一 甲上ニ龍頭又九方形有之、只畢竟自在也、

一 九方形者八掛中央加テ九方形也、是モ自在也、

一 鎧本者高良明神御鎧也、腹卷成事神功皇后成給也、

一 鎧毛ニ用事、昔天智天皇 神武天皇大和野ヨリ始也、口傳也、

一 鎧毛緋威事、 大事曲事不可用、

一 簾長一尺二寸也、野矢ハ二尺二寸也、上代比ハ如比也、

一 野矢始事、矢筈在之口傳、

一 鞭長二尺四寸、隨身二尺二寸、二尺四寸是昔ノ鞭口傳

九番矢



陽之矢ニ矯也、此上判ニ者小羽背合付也、外向ヲ立羽ニ矯羽中之目ニ付也、小羽長二寸八分、羽ハ小羽ニ鷹羽ナクハ、山鳥ノ羽ヲ用也、篋々目ヲ塗夏、此大將軍之上判ニ口傳在、

八番矢



陰之矢也、様々ハ陽之矢ニ謂也、立羽内向ヲ付羽中之目矯也、此矢者畢竟馬鎮矢之意也、上矢と云事口傳在、

七番矢



此矢者四立也、外向立羽而山鳥羽、切小羽外向面立、裏小羽内向也、

此矢者名之在矢無取、亦此矢箭者節目於塗叟口傳、取分テ一段在此矢ニ付コト、残所之矢モ塗也、石打可用事本也、口傳也、

六番矢



此箭者立羽目付也、外向也、以内向可作面也、裏羽外向也、

五番矢



中判之矢石打以四羽於、四矯々也、

後

三番矢



追廻矯也、不可作面、大將征矢之法也、大將陰之生人、依陽生人、左矯右矯可定也云云、

此矢者二番目之矢同矯也、陰之矢也、

前

四番矢



此矢者羽中之目ニ外向ヲ付テ以内可作面、裏羽ハ内向モ外向何モ同矢也、

二番矢



雖判一之矢ニ同、裏羽間中ニ付矯

也、此矢之立羽内向也、以外向可
面作也、立羽中目ニ付也、

一番矢



判一之矢内向ヲ羽中ノ目ニ立羽ニ

付芒以外向作面也、裏羽者内向ヲ

付也、少立羽方ニ寄テ付也、

右矯

陽矢
責矢拔一之矢、陽之矢也、

陰之矢也、七驗矢之判圖也、

右矯

判一矢

降殊矢、

中判口傳四矯三立也、

陰矢 陽矢 陽矢

何モ口傳、

一大將軍七驗之弓藤三十六卷外、外藤之習在弭革鋏

形也、弓之棒紫革可用、半ニ卷棒也、亦一矢有、

是口傳也、

一曹之名所表物口傳無之、

一此弓箭者式矢・鷹羽矢・鋒矢・山鳥羽矢・式鏑也、
口傳云云、

一亦弓兵有已前的始時代、如是以弓矢射也、口傳也

云云、

已上聞書分如此、

〇二五四 諸事口伝

(ママ)

手を□神ニ向テしくヘシ

候者

やう客人の□まて□かた手ニ取テ□参テ、

客人の所にて両方のあしを取テはく様にをくへし、

かた手ニテあしのあひを取テをくへし、取時ハつ

かヲ取テ、我まへに太刀ヲちと引出してとるへし、

太□ヲチンツトタテテトルヘシ、

一弓そや引出物ニまいらするやう、弓をハ右ニもて、

そやをハひたりの手ニもてまいらするへし、此様

引ハ弓ハ客人のかつ様ニをかれ、そやハきやく人

のおうやうニひかるへし、取時そやとてもて、

一主ノ弓もつ様、右ノ手ニもてツルを

(ママ)

● 一番ニ太刀 ● 二番ニよろい ● 三番ニ履

● 四番ニ弓そや ● 五番ニくらをき馬 ● 六番ニ

引そへのはた馬、如此の次第にて候、そふさふ馬

引候、一二三と引候ハ、次第ニ一二三としやう

せられ候、くらをき馬家の子引たらハ、はた馬ハ

若たう引へし、

一 御座ノ時蛙目射る様、

白ひたゝれなるへし、あつたゝミを立テ笠懸ひき

目をもて、^(ママ)として男ハ三度、女子ハ一度射へ

シ以下敷衍
すれて不知

一 主ノけりたう、かわらけのむ様、ひたりのかた計

にてのむへし、

一 馬人ノ方へ引せてまいるやう、馬を八門ニをきて

參テ物申テ、サシキニ馬を引よせて、式の如引^(ママ)

シサテ參テ御返事可承^(ママ)いたの申三尺八寸、

ひろき一尺八寸、あしの高サ二寸五分、アツサ二

寸也、^(ママ)

一 ^(ママ)

一 主ノ借付て、しうの馬ニ乗せ給ふ所ニテ、躰而馬

ニのるへからず、引せて後ニ乗^(ママ)人

の^(ママ)ク所にて、躰而乗へからず、

しうの^(ママ)付て^(ママ)しゝやう若たう如此、馬のは

なをならへて、ひきさしてうつへし、

一 人ニ物申時、弓かけぬくへし、

一 番張之事、

一 馬^(ママ)時此邊^(ママ)□の扇ヲぬくといふ、^(ママ)

へてあるまし、

時も、扇ヲこしニサス、取引する時扇ヲぬくへか

らす、

一 主親ノ馬のれとうけ給ハる時、右の手ニテあふミ

をおさへて乗へし、はた馬にて^(ママ)乗せハ、あし

ヲ^(ママ)シテのるへし、主の方なるあしを馬ニソエ

テ乗ルへし、あしのうらをし^(ママ)む、^(ママ)

一 ^(ママ)馬とらするやう、

我身ヲ立なをりてとらするへし、

一 太刀ヲ引様、^(ママ) 二ノあしのもとを取テ、客人の

前ニあゆミよりテ、太刀よこさまニ取なをして、^(ママ)

一 客人のまゑにてしやくをとるやうニ^(ママ) へ

からす、サカツキヨロシテハアイニハサ、^(ママ) へから

す、

一 しハヤ サシキニかわらけおしき、^(ママ)

一 はうてうの事、まないた二尺四寸、ひろ一尺八寸、

あつさ三寸、あし 二寸二ふん、

一 馬屋ノ日記、^(ママ) はつなつなきたかさいたの面よ

りたかさ一尺八寸 ●一はらかけもちつなきはし

らより一尺八寸 ●一はらかけもちのあひ二尺四

寸 ●一つくのひろさ四寸 ●一つくのたかさ五

寸也、

一 馬ノ薬の日記、

にわかやミの時ハ、 シキヒの花 かミのをち□

きなきものゝきうにてかふへし、

一 ライらくのくすり 一 てなんんきう 一 クシン

一 キハタ 一 ミそ 一 シホ 一 酒ニテかふへし、

●一石シヤウフ 一河ミな七 一からひる 一シホ

酒ニテかふへし、らいらくニよし、

一 らいらくのつまりたるニ吉薬、

一 テンナンサウ トクタミ 猪のあふら ミそ シ

ホ 酒ニテかふへし、

一 けつハ時 へひのすぬけ^{ナスヒノシル、ニテカフヘシ、}

一 にわかやミニ あミ 塩 ミそ 酒ニテかふへし、

一 せしくすりの事、

一 しかの立かくれ^{手ノ一ツ}グニキル 山桃ノ皮 たら^の若立^手

ニ切ッ 此三ヲ三升三合ヲ一ニせんしなしテ、す

めて吉酒ニテかふへし、

一 らいらく薬きかす候ハ、●ツシヤキヲスヘシ、^{サントツ本也}

一 はらのなるニ、すいくきのしるかふへし、

一 なもめのミを粉ニシテハナヨリふくヘシ、なつき

ニつまりたるニよく候、

一 馬ノにわか^にふくれ候時、いそき影ニテヒヤス

ヘシ、

一 ●●馬を人ニ見せ申事、

馬の石をハさうなう見せ申さず、先面を見せ申て、
其後横様ニ見せ申ス、其後尻様ニ見せ申て、本の
様ニ向ヲナシテサシマハス也、

一 仁の前ニテ馬を乗ニハ、

懸有ハかゝりを中ニこめて三度打めくるなり、

一 引出物の馬を取ニハ、馬の面をスコシニテモとを
るへからず、先手つなのまかり本を取テ、次ニく
つわの水つきを取テサシマハス也、

一 外かいの爪ハ ひくききわまてうつつへし、二度め

ニ刀め計吉方ニ打へし、三度計うてハなをる也、

一 内かいの爪ハおなし物、

一 そり爪ハかたなのはの方を外ニなしテ、二度計打
へし、ツリ爪ハくすり有、

一 ひらき爪ハ惣へつのなかハかりツめてうつつへし、

一 鷹ノとうけの薬之事、

● ちん香 ● 赤金ノスリクツ ● ほん草 ● ヤウ
ハイ ● サイかいし ● 皮ツノ 此等ヲ皆粉ニセ
ンシテ、彘ニツ、ミテかふへシ、三キレハカリカ

エハ鷹なをるへし、

一 いき氣ノ薬ニハ ● ヘヒタシかふへしヒシヨナリ、

一 どう氣ノ薬ノ事、

● シヤ香 ● かん草 ● ちん香 ● 皮ツノ ● サ
イカイシ 此等を粉ニシテ、エニニキレ計ツ、ミ
てかふへシ、ヒシヨ也、口傳アリ、

一 どう氣の薬之事、

● 仁ツフロニたまりたる水ヲ取テ、エニシタシテ
かへハ、とうけなをる也、ヒスヘシくく、

一 いき氣のくすりの事、

● クぬ木ノすみを ● 石シヤウフニ手ノ一そくニ
ツ、ミテ、● 田ノかり水ヲよひより取テ、コレヲ
ツケテ、エニひたシテかへハ、いきけなをるなり、
ひすへしく、

一 あし氣の薬之事、

● 赤ニシノから粉ニシテ、● かきとをりを取テ、
クロ焼ニシテ、● からのねを取テ、中のミヲ取
テ、● いつミスとときませて付れハ、あしけなを

るへし、いつれもく内分也、

一 又あし氣のくすり之事、

● 卯ツキノあほはたこそきてききミて、● 赤にし
のからとをしまして付るへし、一にうせき此くす
りのうちニミないるへし、

一 犬ノ氣たる鷹ニせいめいかおとゝころしといふ草
をもミてかふへし、

一 野菜之事、

野ニ上ルエヲ二切レハかり、ツハキヲはきかけか
ふへし、田ニテ取、かわハ田ノかり水ニ付てかふ
へし、

一 万ノ病ニなをる薬之事、

糸の木のままの中の水ヲかふへし、エニモシタシ
テかふへし、

一 橘ノすをむきて、太鷹ニハ三ふくろエニツゝみて
かふへし、小二ハ二袋かふへし、

一 あし氣のこふしてさいかくなけれハ、● こそ手のす
ねをこそきて、すにてときて、からすの羽にて付

へし、

一 内ノサシたるくすりの事、

● 赤金ノスリクツゑニツゝミてかふへし、又いひ
のゆをかんをつくりてかふへし、

一 あし氣の薬之事、

うしひたいといふ物をもミて、すにてときて付へ
し、

一 あしけの薬之事、

● にうせき ● 赤にしハ粉ニシテ、此等を合テす
にて付へし、是も分ニスヘシ、口傳ニアリ、

一 羽虫ノ付たる薬之事、

● いわうを泉すニテつくるへし、付れハ臙而なを
る也、付所アリ、

一 もゝか□の薬の事、

● ひの木のおふらを付へし、これも付ところあり、
● わせのなゑの影ほし ● あきのす□めかくれの

かけほし ● くわの木のはや 此等三をいつれも
粉ニシテ、本病ニモセウ入ンにてかふへし、

一 ●とち ●きわた ●たうき ●とひの羽

●白物 此五しなを内分ニ合テ、●金草のす□て
いれへし、若きかすハ、はこへのしるにてかふへ
し、

ねなし (ママ) ●なへ ●おうはく 是四しなを

内分ニ合テかふへし、

ふたふの葉、

たれ候て、すこしのきぬにてこしていれ、 (ママ)

一人 (ママ)

クロ金ノスリクツヲ、●女ノ月ノサリのち (ママ)

めて、こまく切テ、●ふしかねニテつつなから程

ニテかふへし、是ニテなをらすハ、馬のシター寸

サキヨリ二分程ちをとるへし、うちのかたの三分

のねを一分ツ、りやうはうのひほニはらふてた

てへし、いたつらことおハ是ニなをらすハ、い

なくき (ママ) 有ましく候、

一こわ馬のたつな (ママ) くつわと名付て、たつなを取

ちかへ、一ハふゑをしめ、一ハ下お (ママ) ニあ

たるへし、か様ニあたれハ、 (ママ) リテなをるなり、

一こわ馬ニ取ちかへとて、たつなにて馬の目ヲ引ふ
さきて、かく五六度乗れハ、

くせなをるなり、

一おなし馬ニ重めゆいといひて、はかまのくゝりを

引ときて、したのねをゆい、くつわのよこくいニ

よくからミ付て乗るへし、

一馬のかしら高く持て (ママ) 馬ハわちかへ

取付て、たつな引ちかへて (ママ) ニのるへし、

一尻かいあらふやう、

(ママ) の馬のクソヲ (ママ) ヲアクニタレテ (ママ) へ

シヒシナリ、

一 (ママ) ノ薬之事、クリウ香ト云九龍香、此●吉酒

一舂 ●エリ錢三十三文 ●キハタ手ノ一 ●きノ

白子手ノ一 (ママ) 此上シナヲ (ママ) 分ニセンシ、

一真たひの (ママ) ひんらふ (ママ) シテ付る也、

一魚ノホネノ (ママ) クン (ママ) 分ニ合テ、 (ママ)

以下式行計、
全くシレス

一馬ノシツマル^(ママ) 行ツレニモヨシ

地藏ノ真言七反トウルナリ、又云、クワンヲシノ
名号三十三反トナフル也、^(ママ) トウクワンヲシノ

トナフル也、馬ノ恙ニヨシ、^(ママ)

一ハナレタル馬ヲ^(ママ)

馬ノカシラノ方ニ左ノ人サシ^(ママ) シヲサシテ、フツ

タノ真言^(ママ) 三反トナフ、

シンコンニ云、

フツタヤ、ナムタルマヤナムソウヤ^(ママ) モクンセ

ヲホサツニカサツ^(ママ) イ ウナウソハカ ト三反

トナフル也、

一馬屋ノ立ヨリアラキ馬ヲハ^(ママ)

光神ノシンコンヲトナウルナリ 以下数不分、

主相徳五郎三郎

寛正十 三月八日書之、

右寛正十 三月八日書之と有之、裏ニ有之、

一是ハ小川流日記内別ノ本コ、ニウツス也、

一八ツ十ツナキノトチカネノ事、

イタヨリ一尺二寸也、上ノトチカネハ三尺二寸也、

ソウシテイタヨリ四尺四寸也、

一ウラホリ長サ五寸二分、竹ニテ作也、

一かまゑサシ繩長サ二イロカタワキ也、

一馬クシノ事、上ノハワ十三、中八九、下八七、

一馬竿ノ事、八尺二分、サキノチハ一尺八寸、本ノ

チハ一尺二寸二分、

一又七尺三寸、サキノチハ一尺六寸二分、本ノチハ

一尺二分、

一又五尺二分、サキノチハ一尺二寸、本ノチハ八寸

二分、是ハ上中下ノ竿ハ如此シ、

一爪打ツチ長サ六寸二分、サキハ二寸二分、マワリ

六寸二分、

一馬ハタケノコト、上ハ三尺二寸、中ハ二尺八寸

二分、下ハ二尺二寸二分、イツレモ中ノフシ三手、

本ノフシヨリ二寸二分ヲキテヲ付ル也、イツレ

モフシハ五也、

一葉筒ノ事、

長サ一尺三寸二分、マワリ四寸二分、

一庭乗ノ時、馬ノカミヌクコト三所也、中ノカミ一

サナクハ、一ノカミヲヌキテ乗也、一ノカミ上下

ニアリ、

○二五六 山田主殿助書状

志布志へ被居候山田次郎右衛門殿事者、本より家之

惣領之儀候間、不及申候、我等茂於名字中筋目之儀

者、次郎右衛門殿父子へ致熟談可申定候、已上、

寛永八年辛未

霜月廿五日

山田主殿助在判

山田民部少輔殿

□真

○二五五 山田七郎右衛門覚書

覚

御方事名字可相避旨被申出候ニ付、先比私鹿兒嶋へ

差越、諸家へ罷居候庶流奉願武通家号、蒙 御免候、

依之爰元へ可被差越之由申越候処ニ、病氣ニ付、名

代土持伊右衛門殿被罷越候故、自後以後子と孫と至

迄、武通家号被相名乗候様と申達候、尤庶流方へ右

家号被相名乗候通可被申渡候、以上、

但證書ハ別紙ニ遣申候、以上、

巳十二月廿三日

山田七郎右衛門^印

山田孫六殿

○二五七 村田経安書状

又帖佐源二郎方へ萬被仰之由承候、畏入候、

御札委細承候、就其者長と其堺ニ御番ニ御座候、御

辛勞察存候、御意共可請子細多候へとも、今之時

分此堺逗留申候之間、無其義候、いかゝに存候、兼

又谷山之内山田之事御本領之事に候、今程吉田方依

不立御用候、吉田之事、所領共荒所ニ成候間、先知

行之由被申候程可被遣候、當知行にて御座候とも、

屋形御難義之時者、可有借御申候、先と為御心得内

義申入候、又此方之時宜者、巨細石井方へ申候、恐

と謹言、

（成永八年）

九月十一日

經安（花押）

山田加賀守殿

御返報

（本文書ハ「旧記雜録前編」二六七八号文書ト同文ナリ）

〇二五八 鎌田筑後覺書

志布志 写

一立久御状巻

野邊勝右衛門

一日新公ヨリ義久公へ被進候教訓状巻通

宝満寺

一中山王へ 義久公被進候写巻通

同

一御家系圖巻卷

肥後喜兵衛

一御文書之写四巻

鹿屋権左衛門

一武久神文案文巻通

大慈寺

一御家系圖巻卷 山田氏系圖と有之、

高下谷ノ甚兵衛

一御家記録巻卷

同人

一義隆状巻通但豊後守殿へ吉書

野神村ノ帯 刀

右御家之系圖・御家記者、無御用候得共、脇と二

可被召置儀三而無之候条、留置候、文書之儀者、

御用之物三而候間、所望仕度候、被指上候様三可

有相談候、何も持主へ慥可被申渡候、無吳儀候

ハ、平田清右衛門受取被出置候条、其請取被相

返候、尤候、以上、

九月十七日

鎌筑後印

志布志

噯衆中

○二五九 村田經安書狀

三春之御慶、猶重疊、抑

御屋形當所申良ニ

入御候、仍明日自是直ニ可有御渡海候間、御馬まハし申候、一宿飼口番等之事可被仰付候、慶事候、恐
と謹言、

三月八日

經安(花押)

(墨引)

村田肥前守

山田殿

(御宿)

所

經安

(本文書ハ「日記雜錄附録二」一一六三号文書ト同文ナリ)

○二六〇 川上久国書狀

尚く、殿役奉行衆三人去出物藏衆二人共ニ可被相留候、志布志衆之儀も無人ニて候間、其心得尤ニ候、

急度申候、去□日ニしふし被立候由、尤ニ候、仍殿役奉行并去出物藏衆被罷立候由、承及候、此衆之儀

ハ、御物方を首尾可申人之儀候間、今度者しかと被

罷居尤候、此元之儀も諸役人衆ハ御法度ニて、何も不被罷立候条、堅右役人之儀可被相留候、勿論今度

各より賦を以被申渡候立衆之外、一人も氣任ニ被参候者、稠可有其沙汰候間、其心得尤ニ候、恐と謹言、
川左近將監

正月十一日

久国(花押)

山田七郎右衛門尉殿

御宿所

○二六一 島津久元書狀

以上

先日伊集院彦兵衛殿被罷越候時分、申入儀御座候、定而可相達と存候、弥御當家之古書物共於有之者、此者へ御持せ可給候、為其一筆如此候、恐と謹言、

八月十三日

久元(花押)

山田次郎左衛門尉殿

人々御中

下野守

○二六二 島津久元書状

尚く、先日借用申候書物相返し申候、委ハ入
日記ニ御入候而、可有御覽候、以上、

態申候、御手前之家之系圖借用申度候間、此飛脚ニ
高山迄御持せ可有候、大事成物ニ而候得共、急ニ入
用候間、申進之候、恐惶謹言、

九月廿四日

嶋津下野守

久元（花押）

山田次郎右衛門尉殿

人と御中

○二六三 三島通清書状

猶と申候、拙者おふち者大隅宮内之大学坊ニ而
候故、社家にて八家之事も不入候故、然と不承
候、乍去大学坊之先祖之被申候ハ、山田殿等子
之故、市成之内古里之門を馬かい所として被遣
候、其後肝付方角ニ被成候、又其後右馬頭殿御
持被成候刻、右之様子被申上候へ者、為其返地

と市成へ、うちくき野の屋敷を被下候、其時分

之市成之地頭者、和田越後守殿ニ而候、無其隠

事共候へ共、當分社家候故、如此候、拙者ほち

養運と申者、哥道執心ニ而、細河殿御側へ被罷

居候て、細河殿も御意ニ而けんそく仕候、平田

平八と被名乗候、是又為御心得候、亦者宮田備

後守と申者、拙者母とのをちにて候、是ハ宮里

七郎殿跡をつかれ候、備後守殿子七左衛門殿ニ

者、はや御見參被成候、御存知之前候、以上、

新春之吉慶目出度申納候、抑緬久敷不申承候事、當

非本意候、然者いつそや別符助右衛門尉殿を以、山

田殿家之儀申候處、御入院之様子、具ニ承届候、其

刻則 上様ニ茂可致御披露處ニ、在江戸共仕、其後

何かと押移候て、無其儀候、然處ニ、拙者事茂男子

無之ニ付、仁禮藏人殿子息を智養子ニ仕候、拙者家

あまりつまつき申候間、母かたの山田を名乗可申覚

悟候、龍伯尊公 御存命之時分、左様ニ 御意ニ

而候、殊更拙者母（ママ）之之覚悟仕候、御系圖も三年

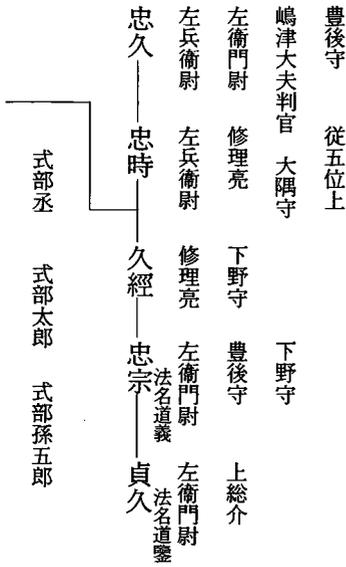
御前ニ被召置候而、其後返被下候、其御使于今伊地知利兵衛尉殿ニ而候、是又為御心得候、將又今度宮里主馬允殿を以申候間、巨細可被聞召候、同時貴老之系圖を御遣候而、御見せ頼存候、猶期御返詞候、恐惶謹言、

正月十九日

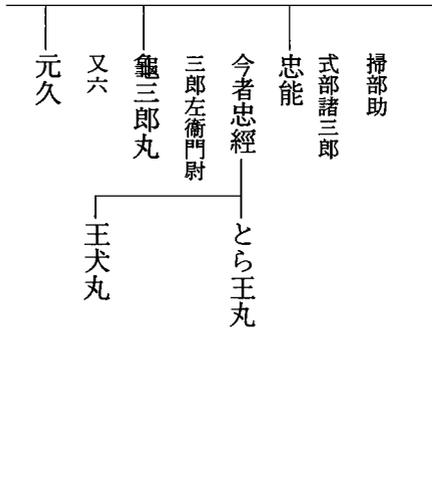
三嶋九郎左衛門尉
通清(花押)

山田次郎左衛門尉殿
人々御中

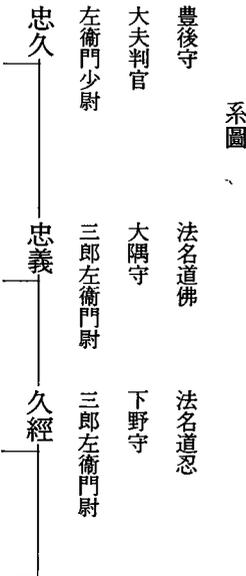
○二六四 古系図(島津忠久〜忠能)

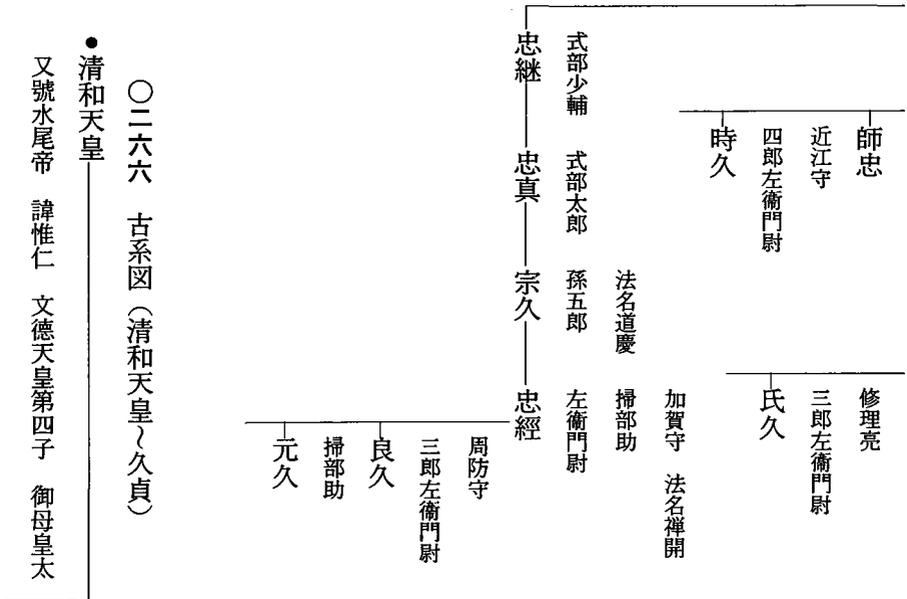
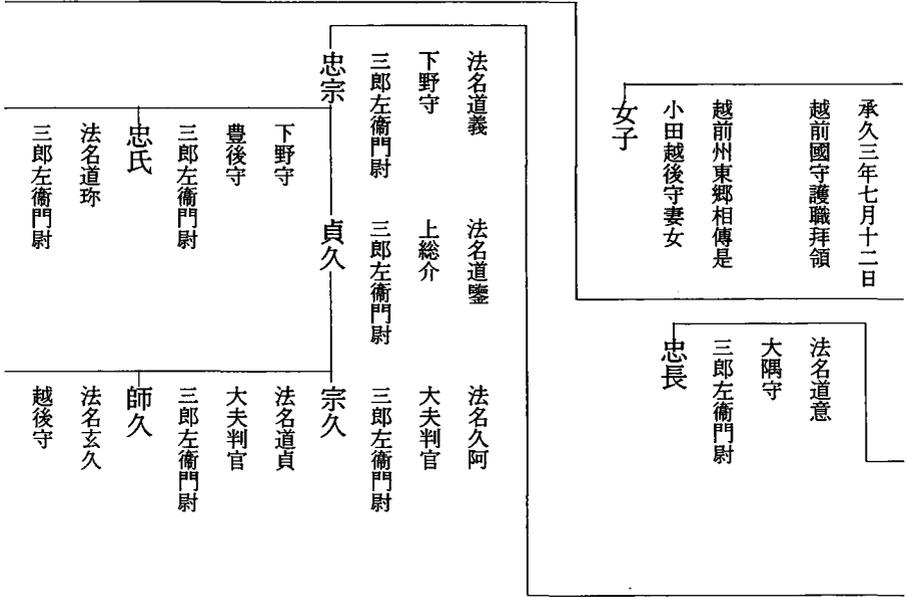


忠継 — 忠真 — 宗久
法名道慶



○二六五 古系図(島津忠久〜忠経)





● 清和天皇
又號水尾帝 諱惟仁 文德天皇第四子 御母皇太

○ 二六六 古系図（清和天皇～久貞）

后明子 號染殿 后藤原摂政大臣良房女也、
 天安二年十一月七日即位、治天下十八年 元慶
 四年十二月崩御 春秋三十一 法名素真又圓覺

陽成天皇

諱貞明 清和天皇第一子 御母皇太后高子 號二
 条后 贈大政大臣正一位藤原朝臣長良女也、
 元慶元年正月三日即位、在位八年 二月四日避位、

貞固親王

貞景親王

貞保親王

貞平親王

貞純親王

貞觀十二年庚寅三月十日誕生

清和六男 歲二十五之時一萬三千佛像安置于諸國、

經基王

正四位鎮守府將軍 號六孫王 始賜源氏姓、

滿仲

正四位下 撰津守 鎮守府將軍 號多田院

滿政

滿季

滿重

滿快

滿賴

賴光

正四位 駿河守 鎮守

府將軍 土岐先祖

賴國

美濃入道

賴範

賴家

賴親

大和守

賴弘

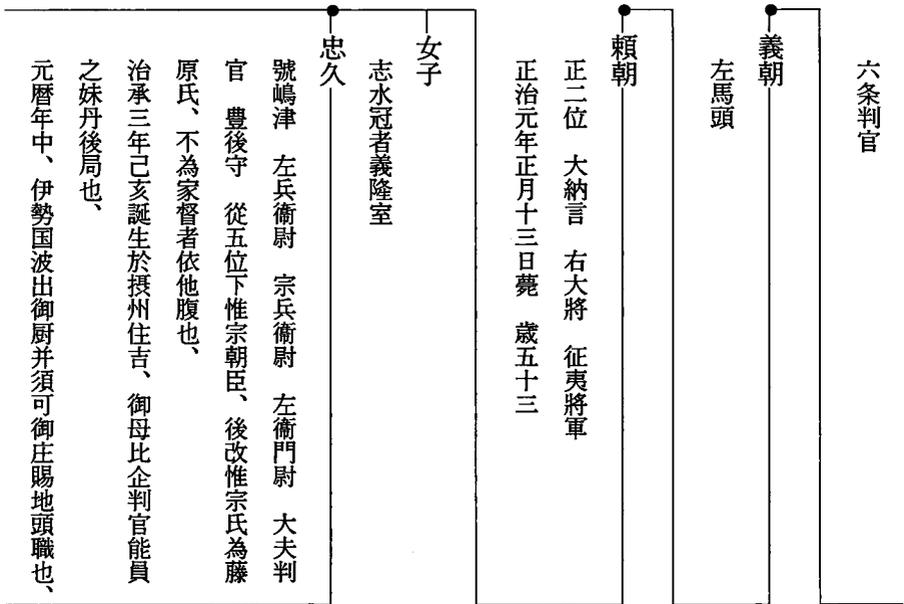
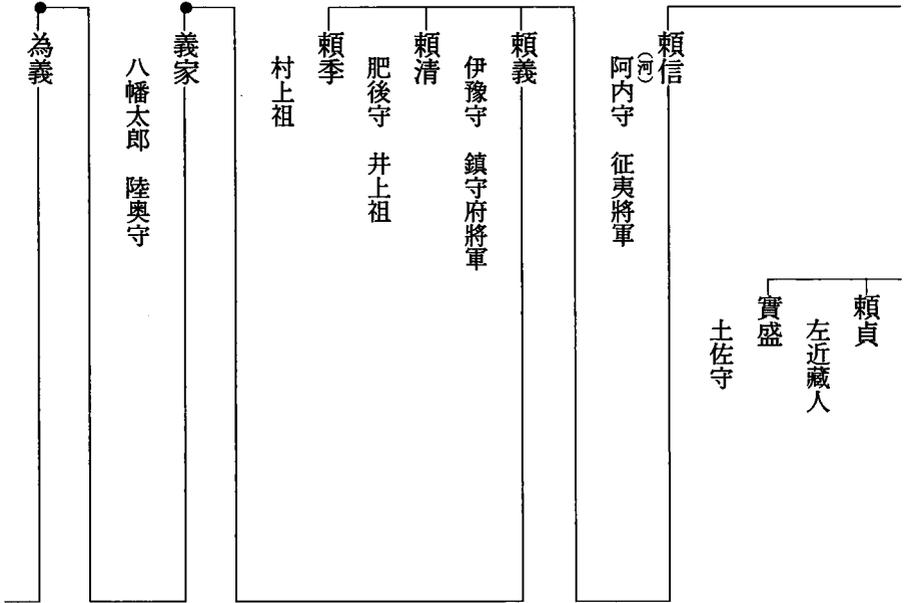
院判官代

源賢

法眼或源珍

賴次

下野守



文治年中、信濃国塩田庄賜地頭職也、

文治年中、島津御^{日向・大隅}賜惣地頭職於頼朝卿矣、

承久年中、賜於信濃国太田庄地頭職、又賜於越前国守護職也、

嘉祿三年丁亥六月十八日辰時卒、年四十九、法名得佛、号道阿弥陀佛淨光明寺殿、

頼家

壽永元年壬寅八月十二日^戌誕生、御母從二位平政子、北条遠江守平時政女也、

從二位左衛門督征夷大將軍

元久元年甲子七月十八日薨于伊豆国修禪寺、

貞暁法印

文治二年丙午二月廿六日誕生、母伊達常陸介藤時長法師念西女大進局也、

建久三年壬子五月十九日、為仁和寺陸暁法眼弟子

入室也、

寛喜三年辛卯三月九日、於高野山入滅、

寶朝

正二位 右大臣 征夷大將軍

建久三年壬子八月九日^{己酉}誕生、御母頼家一腹、

建保七年己卯正月廿七日、詣鶴岳八幡宮、于時為

別當阿闍梨公暁被弑畢、

忠季

若狹島津 號三方 兵衛尉 御母忠久一腹、父八

文字民部太輔惟宗廣言也、非頼朝卿子、

承久三年、屬關東方於宇治川戰死、

忠經

兵衛次郎

承久三、屬京方同於宇治川戰死、

忠時

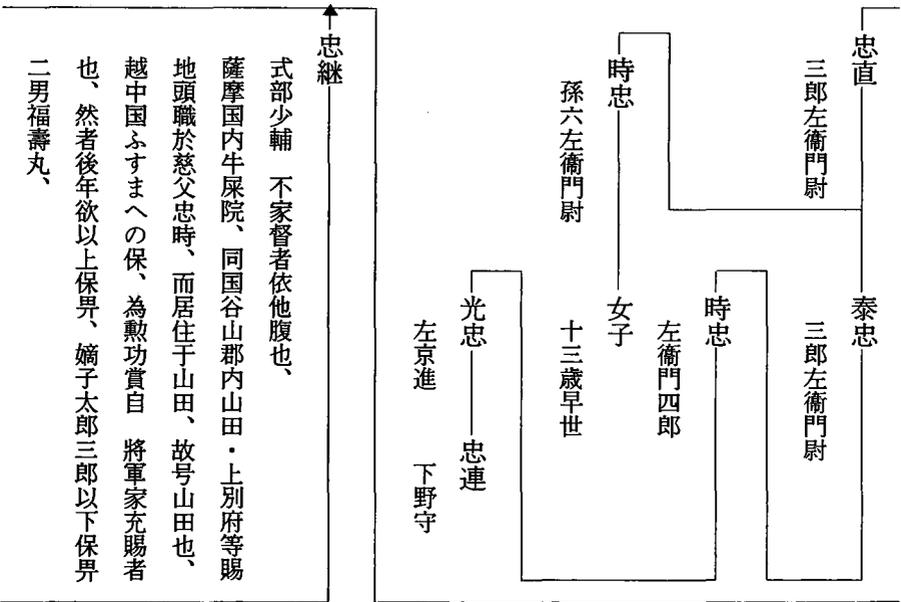
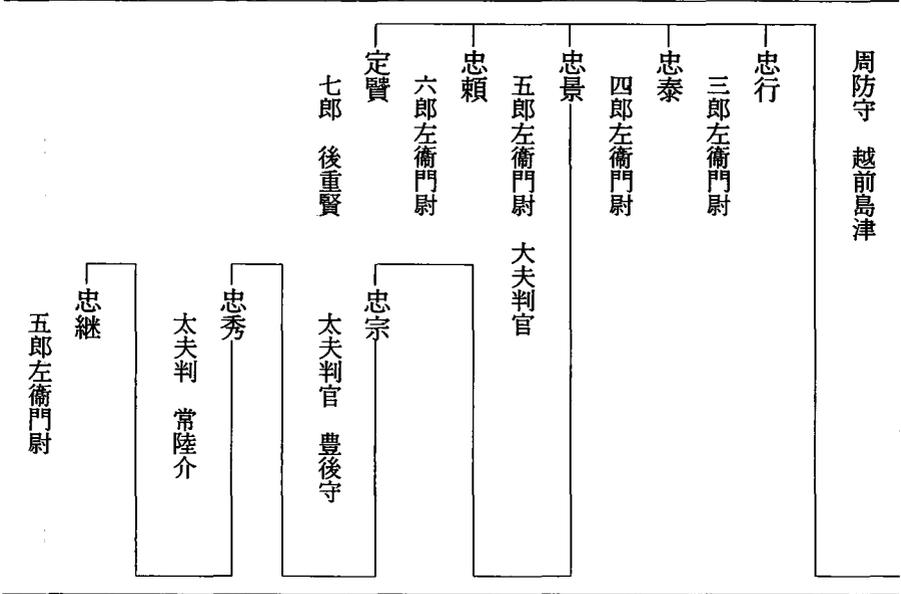
初忠義 三郎兵衛尉 左衛門尉 大隅守

建仁二年壬辰誕生、母畠山次郎重忠息女也、

文永九年壬申四月十日卒、歳七十一 法名道佛

号仁阿弥陀佛淨光明寺殿

忠綱



久經

初久時 修理亮 下野守

嘉祿元年乙酉誕生

弘安七年甲申閏四月廿一日卒、法名道忍 號義阿

弥陀佛、淨光明寺殿

高久

號中沼 大炊助 居住于信濃国

忠康

式部少輔

忠佐

左衛門尉

久時

号阿蘇谷

忠經

五郎 常陸守

久氏

七郎

女子

三浦四郎式部大夫家村室、後為尼、名忍覚

忠真

初忠實 式部太郎三郎 式部少輔 大隅守 薩摩

国内牛屎院地頭職 文永二年九月廿日、任父之

讓狀、不可有相違旨、文永三年二月廿七日、祖父

道佛賜御下文矣、薩摩国内谷山郡地頭職、文永九

年四月十七日祖父道佛讓賜之也、

忠泰

號中村 福壽丸 次郎 刑部太輔

忠秀

号宇宿 三郎

忠重

号宮里 四郎

義清

民部少輔

久元

忠武

又太郎

女子

源三郎

忠季

式部太輔

久友

玄番頭

女子

義昌

兵部少輔

忠光

次郎

久国

三河守

忠清

民部少輔

義政

又次郎

女子

式部太輔室

↑土用熊丸

薩摩国内谷山郡、文永十二年二月十七日慈父忠實

讓賜之、并曾祖父大隅入道殿讓狀共賜之、次件領内二ヶ所賜二郎与三郎云々、

↑宗久

次郎丸 式部孫五郎 入道々慶

文永十二年二月十七日、黒絲威とらまろを慈父忠

真讓賜之、同有自書之讓狀、

建治二年九月十三日、薩摩内谷山郡内山田之村并

北別府限永代慈父忠真讓賜之、

伊作家元祖下野彦三郎左衛門尉久長・同大隅左京

進宗久二代之際、道慶為地頭代、殆廿ヶ年如其成

功者、詳記伊作父子之譜中、故畧于此矣、武藏修

理亮英時誅代之時、宗久軍忠之段達于^(伏)

將軍家之間、元弘三年六月八日具簡奉書有之、

元弘三年八月廿日、沙弥道慶依世上騷乱、自薩州

去月十六日馳參之旨捧據書、其書之奥記承了二字、^(據カ)

尊氏卿為加判以賜之、

建武元年十一月廿六日、豊前国草美彦三郎入道跡

賜之、左衛門權佐判之繪旨有之、

建武三年正月廿七日、鴨川原合戦之時致軍忠之条、道監御見知也、同廿八日伯耆守長年若黨召捕和賀尾弥太郎并兵衛次郎、具参多、須川原令言上處、可被誅戮之旨直被仰下、即被斬畢、同晦日於五条河原致合戦之条、畠山小松孫太郎見知也、建武三年三月日件數条呈捷書、其書之奥記承了二字、賜道鑑加判之書矣、

建武三年三月廿日、以愚書、自京都合戦之時令供奉之旨達之於執事、其書之奥書承了二字、高越後守師泰在判之書有之、

此外數通書雖有之、依繁略之、

直久

三郎丸 式部 藤三郎
弥三郎

建治二年九月十三日、薩摩国谷郡内宇宿村慈父(山脱カ)

忠真讓賜之、

忠房

式部 三郎太郎

上總介師久薩州高江築峯城、以使忠房等守件城、為入来院重門被攻落於當城、于時遂戰死畢、

忠興

尾張守 法名道善

忠光

式部三郎 將監 法名如天

忠家

三郎太郎 將監 法名道珍

忠與

三郎太郎 七郎三郎 美作守

法名道慶 法名儀幸

忠常

忠俊

↑ 忠經

初忠能 諸三郎丸 大隅式部諸三郎 九郎左衛門

尉 法名禪冊開イ

正中二年四月十九日、薩摩国谷山郡内山田・上別府兩村地頭職并相副関東御下知以下證文等、限永代老父道慶讓賜之、又上別府之内横手・駒走・柘野々三ヶ所者二男龜三郎丸讓賜之云々、同日伊集院并給黎院兩院之内、田園共限永代老父道慶讓賜之也、

元弘三年八月五日、式部少輔在判之有綸旨、其文曰、島津大隅式部諸三郎忠能・龜三郎丸等當知行地被聞食コト云々、

建武元年九月廿九日、薩摩国谷山郡内山田・上別府兩村地頭職、忠能并龜三郎丸當知行不可有相違之旨、雜訴決斷所下文有之、

御方馳參之段、建武三年三月五日捧捷書於奉行所、其書之奥記承了二字、高越後守師泰加判以下賜焉、
宮崎合戰之時致軍忠之旨、建武三年三月五日

太守道鑑之有注進状矣、

建武三年三月廿八日、賜御教書將軍家、尊氏卿、其文曰、
肝付八郎兼重以下凶徒誅伐之旨、可隨守護催促云

云、

同日、齊藤弥四郎左衛門尉利泰・島津豊後守實忠・高越後守師泰連署之状有二通、其文曰、今月二日多々羅濱合戰之時、忠能所得敵首有見知云々、
薩摩国渋谷弥四郎・肥後国財部孫四郎載起請之詞可被注進云々、

建武四年五月十八日、賜御教書、其文曰、薩摩国凶徒誅伐可致軍忠云々、

建武四年十一月廿九日、賜御教書、其文曰、薩摩国合戰致軍忠之条神妙也云云、

貞和六年九月廿二日、左兵衛督直義賜御教書矣、
觀應二年六月十三日、左衛門督直義賜御教書、其文曰、可令早領知薩摩国谷山郡山田・上別府兩村地頭職下地旨、任関東鎮西度々下知并親父道慶讓状、可令領掌云云、

觀應二年七月廿八日、直義賜御教書、其文曰、大隅・薩摩兩國凶徒急速可致退治忠節云々、

正平十三年五月一日、太守氏久公有恩賜之書、其

文曰、覺島郡内上伊敷村地頭職、為給分所充行也云々、

同年七月一日、氏久公昇恩賜之書、其文曰、覺島郡内上伊敷・下田兩村地頭得分、以參分二為給分所相計也云々、

應安七年五月廿二日、鎮西探題今川伊豫入道了俊之狀有之、其文曰、加賀守所望事可奉京都云云、

永和元年七月十八日、以了俊加判之書、有所贈于

管領高武藏師直之吹拳狀、其文曰、島津山田加賀守忠經申訴訟、島津越後守氏久捧拳狀候薩摩國内山田・上別府、譜代相傳之段無子細云云、於鎮西致忠節候之間、如此執

申候云云、

至德元年十一月十六日有大追捕物、檢見島津九郎左衛門入道云云、

右書之外雖有數通、依繁略之、

良久

彦六 三郎左衛門尉 加賀守 出羽守

天性不順也、故違于老父道慶之心、既離於子之

列矣、是以不讓得於步段之所領也、

利久

初伊久 周防守

友久

龜三郎丸 式部孫三郎 掃部助 常陸守

觀應二年六月十三日、左兵衛督直義有下文、其

文曰、下島津式部孫三郎友久、可令早領知薩摩

國谷山郡山田・上別府兩村地頭職、任關東鎮

西度々下知并親父道慶舍兄忠經讓狀可令領掌云

云、

應安六年二月七日、鎮西探題今川伊與入道了俊

賜感牘、其文曰、於國致忠節之由、島津氏久所

注申也、尤以神妙云云、

久書

左京進 參河守 法名聖流 孫五郎

久依

久興

虎王丸 四郎 右京亮 出羽守 入道玄威
延文四年己亥九月廿六日時誕生於覺島宮地、

貞治六年二月十八日、薩摩国谷山郡内山田・上別

府兩村并相副閔東御下知證文等、慈父忠經讓給之、

慶安七年五月廿二日、今川伊豫入道了俊有狀、曰、

右京亮所望事可奉京都云々、

應永十八年十一月十八日、大隅国市成之内南持富

夏、為給分 太守久豊公賜之、

同日、薩摩国山田之内上別府夏、為本領上者不可

有相違之旨、 久豊公賜證狀矣、

此書之外雖有數通、依繁畧之、

忠繁

王大丸 式部 彦七

氏久公渋谷山引合戰之時、与本田弥七俱遂戰死畢、

忠尚

初忠豊 百王丸 三郎四郎 式部少輔 出羽守

入道聖榮

應永十年二月七日、薩摩国谷山郡内山田・上別府
兩村并相副閔東御下知以下證文等、慈父久興賜之、
有自書讓狀矣、

應永廿二年八月廿二日加首服、太守久豊公賜賀書、

曰、加冠島津百王丸三郎四郎忠豊云々、

永亨七年六月廿三日、大隅小川院内恒吉村六町并

花田平房五町島津薩摩守好久賜之者也、

永亨八年五月廿日、大隅国下大隅郡内二河村、為

給分 太守久豊公賜之、

嘉吉二年三月十八日、島津庄大隅方小川院内百引

六町、為料所島津薩摩守持久賜焉者也、

城州嵯峨大覚寺前住大僧正尊有者、將軍家義教卿

号普光院足利判官 令弟士素之冠上、混弟之交亦如水

魚、然爰永亨末年既會叛逆之得声矣、時運之不祥

乎天命之當然乎、未知所其然也、于時

大樹痛懼闚于牆之有禍、而有矛楯之隔於生胸宇、

其起於内者已著於外矣、尊有一窺見之、則能知害

之速夫身矣、是故潛出寺門、微服徒行到于一浦、永得扁舟遠渡西海、適于日州福島院、主于野邊氏某家、深窺身体、厚韜声名者也、傳聞

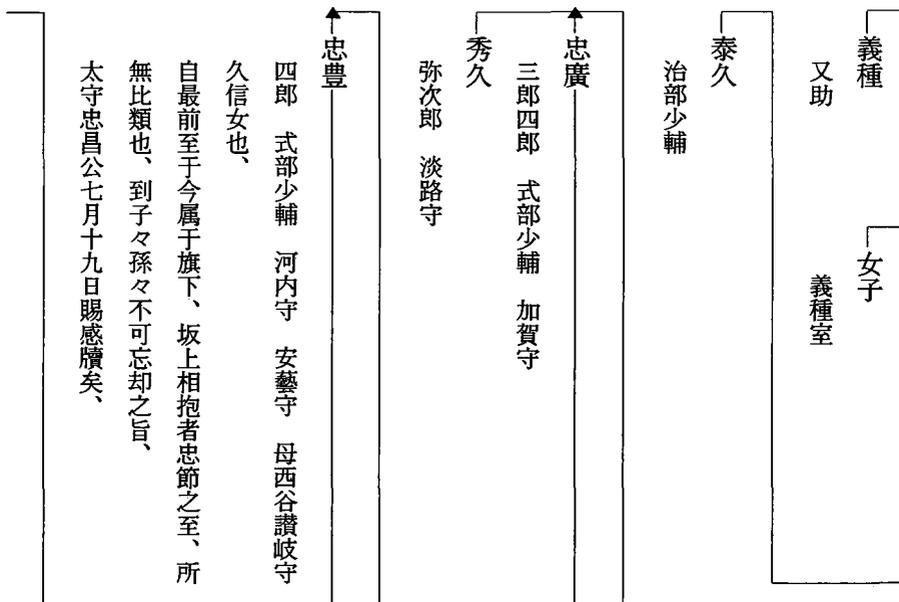
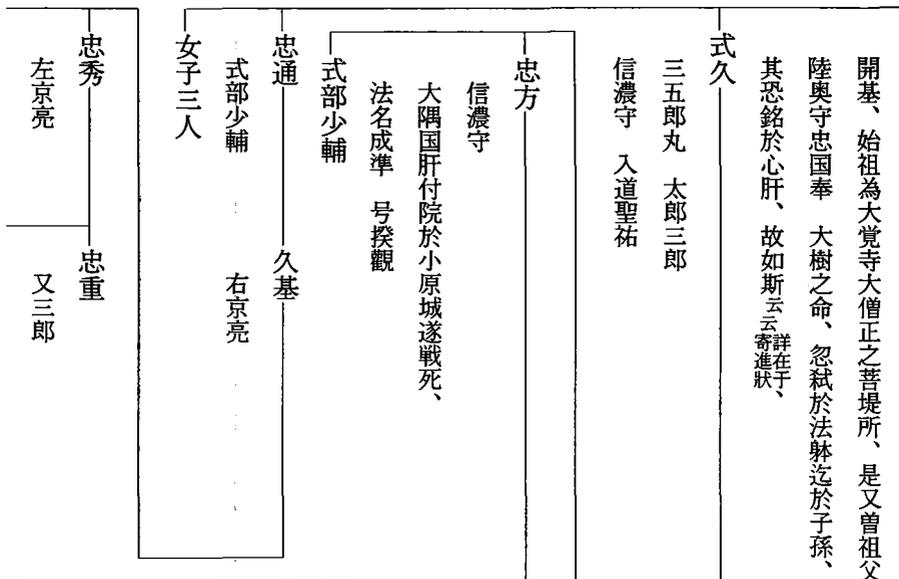
大樹、脫冠於肅牆中者忽不忍令骨肉隱惡之陷罪、以至于此矣、蓋夫然乎人而破大倫、則隣于禽獸、是可忍也、孰有一人之為真服者哉、雖然欲為朝敵、乱天下者不可不誅、以不得已而搜求者、自邦畿暨四海未能得焉、漸經年月之後漏聞于京都、則曰、是天之所以與吾敢勿傍徨、即差使節告誅戮之命於太守、因茲太守陸奥守忠国公遣鹿屋氏・牧氏・恒吉氏・忠尚四輩為弑戮、且有命曰、大覺寺者其身大樹令弟、位階大僧正也、不可不敬、忠尚亦島津氏之一族其源不卑、必可為梟首役云、不獲固辭而嘉吉元年辛酉三月十有三日、弑于福島院尊有享年三十七、且復近臣有別垂讀岐房有善者、役小角之流也、自他所販其席、瞋目切齒、咒祖當敵以把独古、即刺己額立殉死畢、主從与俱、嗚呼哀哉、忠尚熟諳、云

大樹連枝、云大僧正位、何莫所弑之罪乎、不如、追跡殉死以子孫安泰之為陰謀、丁此時 忠国公使新納某・北郷某傳命曰、彼者朝敵未嘗伐朝敵、不以干戈者也、唯汝何罪陷之有乎、敢勿自殺、及再三加制禁、是以全命經八十有餘歲霜也、

福島院中土人往々會不測留害怪異、則是前大覺寺尊靈之所為也、因茲故有司美作守藤原直久相攸於城外高築壇、新建社以崇其靈、會忌日之運則致敬畏以為祭神之礼矣、其後島津豊後守忠朝恐祀其神敬之不足、差使節於京師依神祇長從二位上大中臣卜部兼俱、謹請神號、兼俱應諾、以達

天聰、明應七年九月廿五日、賜福嶋大明神嘉号、其冊翌年到于當院、是故撰于夏五吉日良辰、斉明盛服以設非常祭祀、無貴無賤群集濟々焉、於茲發揚

宣旨神號、則洋々乎、如在其上与其左右矣委曲在緣記、永正十二年乙亥、太守又三郎忠治島津庄内薩摩方覺島郡建立梵宇號大興寺、令法印權大僧都頼盛定



久親

初久義 三郎二郎 式部少輔

忠通

式部太輔 上總介

久武

又七郎

忠時依無世子為猶子、彼跡連續矣、

久老

久辰

久左衛門尉 備後守 久左衛門尉

女子

比志島彦太郎室

忠時

出羽守 播磨守

駿河守

僧

日州綾道場住持

女子

本田源右衛門尉室

久武

又七郎 民部少輔 次郎右衛門尉

永祿三年庚申正月廿四日誕生、

忠時無世子故為猶子、彼跡連續也、實上總介忠通

子也、

慶安五年壬辰八月十一日死、法名松菴宗祝居士

久通

七郎三郎 七郎右衛門尉

天正廿一年癸巳正月廿一日誕生、

慶安元年戊子孟春、薩・隅・日三州

太守薩摩守光久公令有司自高祖忠久至當今一族本

枝苗裔撰集忠功恩賜之書以編大系圖、今年秋冬之

交自家之書亦有可帶出之命、故元祖式部少輔忠繼

以往帶未泯而所有之親書數百、久通發於日州救仁

院志布志私宅、經於海陸、呈薩陽覽府之官家、其中逸要者殆撰拔二百許、使數輩書寫焉、以返賜本書於己、是間留滯者兩三月、且復有自家古譜文字、紕繆書寫脫畧而不審多般者、備之於国老島津圖書頭久通公之一覽、而請去邪婦正、久通公許諾、以考於群譜、而後其是者存之、其非者刪之、改古譜之紕繆、賜新寫之系圖、珍載百拜曰、自他与俱子孫繁茂壽筭龜鶴、且祝萬々歲、敢莫措矣、

寛文二年壬寅六月二日死、法名雄岩宗英居士

忠増

權兵衛尉 覚太夫

慶長元年丙申正月廿八日誕生、母同于久通、光久公降 命以忠増為鹿兒島之士、多年務納殿職、

貞亨四年丁卯五月八日死、法名宗椿居士

忠張

七郎三郎 權兵衛尉

元和七年辛酉六月三日誕生、母志布志岩崎八郎兵衛女、繼父勤納殿役、

寛永八年戊申八月二十二日死、法名秋山清紅居士

女子

帖佐次左衛門宗秀妻

女子

家村彦左衛門重種妻

忠昉

豊松丸

寛永十九年壬午四月二日誕生、忠昉初為木脇次郎兵衛祐 婿養子後

久貞

諸三郎 次郎右衛門

元和九年癸亥三月十六日誕生、母志布志土若松駿河女、

元禄七年甲戌十二月二十五日死、法名寶山宗徳居士

忠持

三十郎

寛永十二年乙亥十一月十二日誕生、

女子

母同前、

伊勢治部右衛門貞継妻

○二六七 山田次郎右衛門口上覚留

口上覚留

私事御肴奉、進上儀ニ付、由緒之儀可申上之旨、同

苗七左衛門江被仰渡候、依之私元祖之儀者、御二

代

忠時公御二男忠継与申候而、谷山を被下、山田ニ居

住仕、夫より谷山御用地ニ罷成候ニ付、市成を壱所

被下、居住仕候處ニ、肝付一乱之節落城仕、夫より

曾と祖父山田次郎右衛門曾於郡江多年罷居、其後飯

肥御手ニ入、豊州家被成御座候ニ付、右次郎右衛門

飯肥江罷移、又者綾并帖佐江罷居候、然處ニ、志布

志境目之儀ニ候故、為御番被召移候而、于今志布志

江居住仕候、然者御肴、進上之儀者、祖父山田次郎

右衛門代より、光久公江納殿衆を以、進上仕来、親

山田七郎右衛門より茂

光久公、綱貴公當、御代迄不相替御在國中壹度、正

徳四年午之年迄、進上仕申候、綱貴公御代迄者納

殿衆ニ而差上申候処ニ、其後從、綱貴公被、仰出候

者、表方御近習衆を以可差上之由被、仰出、其筋ニ

而上来申候、私事者去ル午年家督被、仰付候得共、

御肴、進上不仕、旧冬御肴、進上可仕与存、御近習

衆江申入候得共、初而御肴、進上仕候ハ、御用人

座江可申上由被仰聞候故、口達ニ而申上候得者、書

付を以可申出旨被仰聞候故、口上書差上置申候、左

候得者、又、由緒書を以可申上由候間、右之家筋ニ

而御座候条、何とそ先例之通御肴

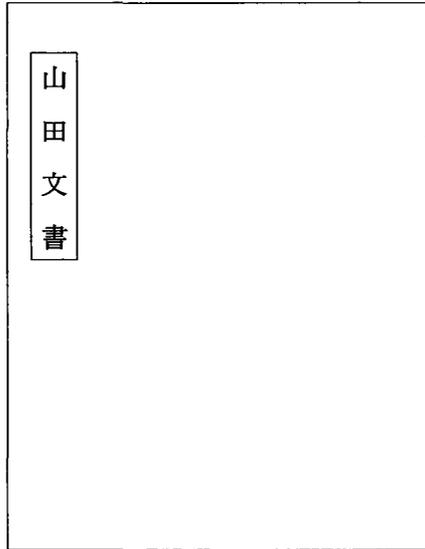
進上仕候様ニ被仰付被下度、奉願候、以上、

戊正月十日

山田次郎右衛門

御用人座

〔表紙〕



山田文書

(1066)

○二六八 小笠原流馬術之日記

〔本文書ハ省略ス〕

○二六九 藤弓口伝

〔本文書ハ省略ス〕

○二七〇 地頭得分之事

已上十五 地とうとくふんの文本ノマ、

一 水田地頭ちやう 一 ちとうのくわのちやう

一 水田地頭ちやう 一 くわはら なかむ

上へふのこくり

一 地頭方あいのて (うふカ) くりのもくろく

一 地とう領家よりあひの麦より合の (市カ)

一 にいさかほしのむれ地とうとくふんの

一 山田北へふの領家のはくのちやう

一 りやうけの麦ちやう

一 りやうけのくわのちやう

一 地とう方の宮園しるす日記

一 りやうけのあわのちやう

一 あわの地とうちやう

一 山た上へふのひきよしそのゝ日記

口裏ニ有り

山田と やう

○二七一 起請文前書

起請文

一當流執心存候事、

一自流他流ニよらす、立合太刀之善惡之沙汰申間敷事、

一至師匠別心有間敷事、

右之條と相違於有之者、

〇二七二 起請文前書

起請文

一當流執心存候事、

立合太刀之善惡之沙汰申間敷事、

一至師匠別心有間敷事、

右之條と相違於有之者、

〇二七三 古系図(島津義久)

龍伯様御系圖之写

〇忠久 — 忠義

忠継号山田 式部少輔 — 忠真 式部少輔

真久 — 忠房 — 忠光 — 忠宗

中村

忠與 — 忠常 — 忠俊

久與 — 忠尚式部少輔 — 忠廣 — 忠豊

糺宿

式久 — 忠方 — 泰久 — 久親式部大輔 治部大輔

久經

高久

忠康

忠佐

久時 阿蘇谷先祖

忠經 — 宗永(繪) 結黎先祖

忠継

久氏
忠光 町田先祖

俊忠 久兼 伊集院是ヨリ出

○二七四 時成・親宗連署書状

又三方よりかちたう候やうニ、かりまた五つら
をつかのよりもひろくうたせてのつり、ふりの
くにて候処ニ御たつね候て、うたせて給へき
よし上意にて候、伊地知方もろて候し下屋敷、
別符伊豆殿方へ御遣あるへきよし上意候、伊豆
殿方へも進れ度候へ共、不取敢候、御心候へく
候、

御祝言於今雖貴意候、猶以珍重とと、不可有尽期
候、抑尾脇殿御知行分事、山田ニ御持の在所かり
申候て、吉田方へ遣候、為其代可遣候由被仰出候、
尾脇殿御意通再三阿多殿取合歎申候へ共、餘ニ御
子息二郎殿御たかい候間、聞召入られましき
上意にて候間、不及是非候、彼地事急々御知行候
ハてハ、御意もあしく候へく候、無御呉儀、早

と御知行候へく候、猶と尾脇殿御事、さのミく
御申候者、御身にむけ候ても、面目あるましきや
うの上意にて候間、如此候て申候、

一大方との御座候時、下屋敷三ヶ所御持候し、一ヶ
所者御中間又四郎給て候、今二ヶ所候内ニ、一ヶ
所ちかまとのに御つかハしあるへく候、近間殿こ
のミにより候て、御つかハし候へく候、

一板の事申へく候、今時分いかほともおほくとらせ
られ候へと御意候、

一御寺の具足、連とこそへて下候やうに御計候
へく候、諸事期後信候、恐と謹言、

二月三日

親宗（花押）
時成（花押）

（墨引）

○二七五 道安書状

又鷹之事、万取乱ニよて、其沙汰ニ付候間、散

と之躰にて候、御察前ニ候、自然參會候者、以
面可申承候、

如仰、依無題目候、無音罷過候刻、御懇之預御音書
候、喜悅候、仍先度於末吉、從 屋形様御使者始と
て新納越後守方池袋方預候間、其御礼として又七進
上可申中心に、如此候て、御祝儀時分、御領内之荷
物あけさせられへきよし承候、何方を野心ニ思食候
て承候哉、不審存候、殊めぐり・敷ね荷被上候由承
候、驚存候、若此方など雜説共にてもや、左様ニ候
覽、無御心元存候、連々懸御意候間、無御等閑候、
内儀共承候者、可得其心候、頼存候、就中庄内之時
且かこ嶋より以御使僧、無事之儀伊東へ御意候、其
御返事等具被申候、然者其為にめしなされ候する事、
かこ嶋御可預御心得候、式部少輔殿別而可預御心得
候、恐と謹言、

十月廿一日

道安(花押)

(貼紙是より別もの款)

一かさかけのくし、たかさ五しやく二すん、よこく

し五しやく八すん、くしのほとハマハリ七すん、

そのきりくちのすんとり候て、たてくしのあなし
るなり、くちニ方ニ二すんいて候、

たて本マ、

一まとかわのくし五しやく八すん、よこくし六しや
く一すん、よこくしのくち二すん五ふん、

○二七六 山田良久書状

かやうの事中く御物かたりハゆめくあるま
しく候、又ひめニ御□事□たいけして御わたり
候つる事、相つたへ候、

こんとまいり候て、いつもの御事にて候へとも、御
わつらいニなり候つる御事、御いたわしく候、あま
りにくめんくの御しゆに、聊多い候て、さん
くのひろふをけんし候し事、御心もとなく候、さ
てハ、こんとまかりのほり候て、くたり候する事ハ、
百一もあるましく候事にて候ところに、いきかへす
る心ちをおもひ候て、とのに物を申候て、かない候
ハぬ事ゆへに、身か心中をミられ申候事、返とはち
入候、又ハいまのごとくの御いにて候けるにハ、よ

くくせんこのはからいハ申[□]けるとこそそんし
候て、やまたをミなく一しよものこさす給候し、
御ゆつりをいまして、身にもち候て候しかハ、中
く身かあたにもなるへく候けるに候、そんしつ、
候へ、いまかやうにいつくにても候へ、むら一しよ
を給候へと申候に、かなわす候、これほどに御心の
むかしにともかわり候けるとして、そんし候て候へ、
なに事もく御めにかゝり候て申うけ給候へく候、
返くもこんと上候て、いき候てくたり候ハんする
やうに、かやう事を申て候つらんと、はち入申て候、
くハしく又と申へく候、恐と謹言、

九月十一日

良久（花押）

（墨引）

はたの、御方へ

良久

〇二七七 山田忠尚書状

夫よりの御状くハしく見申候、これ二もうけ給候

へハ、ほん所領候とて申され候、是こそさいわい
此事候、御はんほうたい候ハ、しんしやくなく
大かくの御判、おとな御目ニ御[□]候へく候、こ
とにきもつきの兼重のときのちはつ[□]氏の時、
御はんきやうとより貞久・しきふ（諸京都）儲け三郎所御下、
其もんしよをももちて候、今度之次ニ所領を給候
ハす、あまりニうまれかへりニ罷成候、せめてハ
今さふらへニ御なり候へかしと存候、くハしくよ
く御見ひらき候へく候、ふるき御はんをもたしな
ミもちて候ハ、かやうの時ため候、いそぎく御
さううけ給候へく候、恐と謹言、

三月二日

しやうゑい（花押）

河内殿

（墨引）

しやうゑい

山田河内守殿

聖業

（本文書ハ「旧記雜録附録二」一一六号文書ト同文ナリ）

○二七八 某書狀

態示給候、畏入候、仍北郷殿書狀共進候、御披見候
存候本之まゝ
間、満足申候、其後者彼方之時儀不承候、定而可申
子細候者、可致注進候、就中横河之就夜討承子細候、
如御意、有村と申在所に討手指遣候へハ不及申候、
本のまゝ
但親共候間、自然かたとをりにも罷越候する事も候
するか、其時者承立、涯分成敗申可立候、用而もし
彼者おひもちらしなんと候ハ、思召候ハん弓矢八幡
か本のまゝ
も御照覧候へ、此方ハかたとをりに人遣候よし申候、
此に時儀共遅承候、かの盜討取不進候、無念存候、

○二七九 孝宗書狀

御札之趣委細拜見任了、抑蒙仰候間、事細と披露仕
候而條、道行候之間、目出悦喜仕候、珍重共御狀を
一見被申候間、就萬事憑存候之通、能と申せと被申
候、祢寝三郎九郎殿被遣候あれの事共、いつれも
よく候ほど、目出候、為其悦、重而佐多又太郎
殿今夜被越候、返と蒙仰候とをり、不残披露仕候、

今刻前後貴方御座を憑存外無他候由、被申候、恐と
謹言、

十一月十八日 孝宗(花押)

○二八〇 山田忠豊書狀

御書之趣謹以致拜覽候了、抑
上意王分被仰下候、難有存候、於弥と茂御奉公之事、
不可有怠様候、以此旨御披露奉頼候、恐惶敬白、

十月十九日 忠豊

進上

○二八一 諸公事注文

- つをりのくうしの注文
- うちう四貫五百廿九文丁別二四十四文
- もち三百廿九文 年と取定
又御とちやうある時もあり
- 五百五十二文年と取定
- りう三百三文 たし三郎さまもんとの、
てんたいさくしハちとあるへし
- なし せに一貫二百六十六文をなし
よね二斗一合

□のほ百九十一文をなし

□郎左衛門さたまらす

□きやう

□ハよしやくやう

□あ□さたまらす

□のくうしハかねてしるす

□大はん五百 しろならハ二貫五百文

□百十三丁二反小亭也、

○二八二 島津家久詠草

竹契追年

家久

よゝかけてけふの御幸や天か下

なひく千尋のふかき契りは

色かへぬ竹の契り八年くくに

さかふる千世の秋にあふかな

一明石之浦に御船かゝりの時分、柿本の人丸と句の

上に被置候て、

家久

神無月くまも明石のゆふなきに

うらまつかせをいのる出ふね

宗可

紅葉せぬ岡邊のまつ風の音は

いくとせをふる時雨なるらん

○ 関東御教書

(本文書八一七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○二八三 山田・上別府地頭方水田檢注

目録

正應元年山田・上別府地頭御方水田内檢

□

谷山郡

注進 正應元年分山田・上別府地頭方水田

内□_(檢カ)

合

山田里

不二反 (墓田カ) 一八 (換五)
字美と田三丁九反 才四反
(得) 一田二丁四反 才三

才反廿、寂華

卅 才二反廿 同人 字西田 才七反卅
イ二丁二反

○二八四 山田・上別府領家方人名書上

永仁六年四月廿八日、山田・上別府領家御方

合

なかをの太郎三郎入道 しゃくせんかうかわしむ
る又太郎

口裏三有り

山田ちやう

○二八五 島廻味噌代米配分状

しまめくりのミそ代の事

□々米肆升 但わの米をもてこねんへく候、

ミやうねんよりハ、四丁ニはいふんし候て、とかく
に弁へく候、もし弁候はすハ、ミそをうちとめられ

まいらすへく候、よて状如件、

かけん貳年五月廿三日

御たいくわんかもん五郎 (花押)

ゆいせん (花押)

口裏三有り

嘉元二年

しまめくりのミそ代の米の状同米はいふんの状等 (卷)

○二八六 島廻味噌代米配分状

しまめくりの味噌代の米はいふんの四辨かたよりくわ (ママ)

んき田三反かふんニ六合八夕但辨ハこくか定

もし此田うちニ荒田候ハ、一ヶ年分残田丁を

もて可弁、

延慶二年六月廿日

今村より (花押)

右ノ口裏三有り

いまむらのいや五郎殿よりミそ代の状

○ 北条政顕書下

（本文書ハ二三号文書ト同文ニツキ省略ス）

○二八七 島津貞久国廻狩供人注文

國廻狩御共人数事

御分

御力者四人 御殿者十二人 御馬十疋

御物夫衆

福崎八郎 下二人 馬一疋

田中入道 下一人 馬一疋

乙羈御前 御舍弟 下三人 馬一疋

出来御前 同 下三人 馬一疋

殿原

東條藤二郎 上下三人 馬一疋

鳥羽孫七 上下三人 馬一疋

鳥羽右衛門二郎 上下三人 馬一疋

鳥羽孫六 上下二人 馬一疋

御中間

御弓袋差 下一人 馬一疋

永田太郎 下一人 馬一疋

宗五郎 下一人 馬一疋

一惣家子并殿原次第不同

○式部彦七 上下廿七人 乘馬六疋 雜駄

三疋

○小田原入道 上下十人 乘馬三疋 雜駄一疋

疋

式部小三郎

○今村七郎 上下七人 乘馬一疋 雜駄一疋

疋

○酒勾兵衛入道代彈五左衛門尉 兵庫允 上下卅人 乘馬十疋

一疋

○本田孫二郎 上下廿五人 馬十一疋

○益山入道 上下八人 馬三疋

○中条六郎 上下廿五人 乘馬七疋 雜駄

二疋

○本田藤内左衛門尉 上下六人 乘馬七疋 雜駄

一疋

人

○直木彦二郎 上下廿人 乘馬七疋 雜駄二疋

松房御前御分

疋

御馬二疋 御殿者三人 御雜色一人

○本田新兵衛尉 上下十人 馬二疋

又三郎殿

○仲四郎 上下十人 乘馬二疋 雜駄一疋

御馬三疋 上下五人

疋

殿原分

○市来崎彦六 上下四人 馬一疋

○新田又四郎 馬一疋 下二人

○本田四郎兵衛尉 上下六人 馬一疋

式部源四郎 馬一疋 下一人

○源右衛門尉 上下八人 乘馬一疋 雜駄一疋

○本田又六 馬一疋 下三人

疋

石塚平三郎 馬一疋 下一人

○本田又四郎 上下五人 乘馬一疋 雜駄一疋

○谷口二郎三郎 馬一疋 下二人

疋

一○大隅五郎兵衛尉 馬七疋 上下廿五人 雜駄二疋

○井入道 上下五人 馬一疋

一○大隅助三郎 馬八疋 上下廿五人 雜駄二疋

○高水彦九郎 上下五人 馬一疋

一 猿渡新左衛門尉 馬三疋 上下十一人 雜駄一疋

執行殿

一 猿渡藤三郎 馬三疋 上下十一人 雜駄一疋

白拍子一人 上下四人 馬二疋

一 姉崎八郎 馬二疋 上下七人 雜駄一疋

一泉殿御分

一 猿渡藤四郎 馬二疋 下三人

御馬三疋 御殿者五人 御雜色二人 御力者二

一 伊藤入道 馬二疋 下二人 さう駄一疋

古庄縫殿亮殿人数事 上下十人
馬三疋

(脇カ)
紀殿 下一人 馬一疋

御くにまわりかり御入手しゆくつきの事

一はん さつまこほり 二はん ミやさと

三八ん くしきの御かりのため

四八ん なんかう 五八ん へきの庄

六八ん いさくの庄

七八ん ちらミのみん

八八ん ゑのこほり

九八ん きいれのみん

十八ん たにやまのこほり

十一八ん かこしまのこほり

元亨五年後正月廿二日

(本文書ハ「旧記雑録前編」一四二〇号文書ト同文ナリ)

○ 谷山覚信和与状

(本文書ハ四一号文書ト同文ニツキ省略ス)

○二八八 山田忠隆請分

此状正文ハ同十六日使石むれのりつしをもて治部(書カ)さへもん(書カ)にうけとらする、此案文ハリつし事、

谷山郡内山田・上別符両村惣地頭職得分事、就和与之儀、自今年年丑至于辰年来納四ヶ年内參ヶ年分致其沙汰、内於錢貨四貫文、地頭米拾伍石、野島所當參石并麦地子壹石伍斗者、来廿日前可令弁済候、仍状如件、

正中貳年七月十三日

忠隆在判

右口裏ニ有

同覚信状案

谷山五郎左衛門状案山田・上別符地頭得分
来納一ヶ年か事

○二八九 讓渡文書目録

ちふさへもん入たうとのにうけとらせ候もん

そとうのもく六の事、

一くわんとう御けちの正もん一つう

一ちんせい御けちの正もん一つう

一ちんせい御けち山た・上へふあんどの事正もん一
つう

一ちんせい御けち山田・上へふちとうしよむ
の事正もん一つう

一山た・上へふのゆつりしやうすこそどのあつかり
しやうら

一大すミの入たうたうふつ所りやうたゝさねにゆつ
らるゝ御状

一山たむらゆつりしやうのうけとりすこそどのゝ御
状

一やまどのくんし入たうとのへつくへき御けち正も
ん

一しふやのへいしとのへつくへき御けち正もん

一しふやのしんへいし入道殿ニつけたる御けち正も
ん三つう

一くるまうちとのゝ返事一つう

一きよしきとのゝ返事一つう

これらミなくちふさへもん入たうとのにう
けとらせて候、

正きやう三年六月十九日

一ふんことゝ時よりのけいつ三つう

一うたいしやうけの御くたしふミ一つう
本ノママ

○二九〇 山田・上別府地頭得分請取状

山た・かミへふ、くゑんとくくわんねんのいろく
のちとうとくふんの事、

右、ちとう米十五石うけとり候ぬ、又のはく三石、

むき二石五斗、ようとう十四くわん文おさむる所く

たんのことし、

くゑんとく二年卯月

(略押)

○二九一 地頭得分請取状

一ハんニこのうけとり□いたさせ給候へく候うへは、

□のひやうふ殿をう□はせ給候て、御あつらへ候て、
御はんをしてつかハし候へく候、もしおさむるとか

きて候事きらひ申候ハ、かのとくふんはうけとり
ものも候、又おさむるものも候あひた、くちニ□

「おくにをさむると」 「はんするハ、なにかろ」^(マコ)
ひろき 此よくもんたう申せと、よくく仰ふくめ^(如カ)
候へく候、

請取

薩摩國谷山郡内山田・上別符両村地頭得分物事

合

右色と得分物等去年^{元徳}分皆納如件、

元徳二年卯月

もし一ハんのうけとりニいろくのいんしゆか候はぬ、つよくきらひ申候ハ、かやうにかん に御てにてかきて候、はんをしてつかハし候へく候、

○二九二 山田・上別府地頭得分請取状

山た・かミへふくゑんとくくわねん^(マコ)のいろくのちとうとくふんの事、

右、ちとう米十五石うけとり候ぬ、又のはく三石、むぎ一石五斗、ようとう十四くわんおさむる所くたんのことし、

くゑんとく二年卯月

この状ハないく御心 かためにかきてたひをく、^(入セ)
これをは人にミせさせ給候ましく候、御てにてか、
せ給候はんする事も、又御はんもゆめくたれにも
しらせさせ給 候へく候、又御はんをハさとひ
きてしハんにをさせ給候へく候 、

右口裏ニ有

これハないく御心入のための状也、三ヶ年のとくふんのき 山田・上へふのちとうとくふんうけとり状 、

○二九三 山田・上別府地頭得分

請取状案

三か年のとくふんうけとり候はんする時いたし候へく候、

山田・上別符得分物請取案

請取

薩摩國谷山郡内山田・上別符兩村地頭得分物事

合

右、色と得分物等去年元徳分皆済如件、

元徳二年卯月

〇二九四 恩賞目安

二条殿□□觀□記以上三方進之、

恩賞事目安案

建武元二十六

目安

嶋津大隅左京進宗久法師法名道惠雖抽拔群軍忠、未浴

恩賞愁吟無極子細事、

去年元弘四月廿八日 綸旨、五月廿二日嶋津惣領上

総入道と鑑下賜之、同廿五日率一族以下群勢等、押

寄鎮西管領英時城郭之刻、道惠為脇大將被差別群勢、

捨身命懸先攻戦之間、自身被疵、親類郎從等致分取

生虜、抽軍忠之条、道鑑并大友近江入道具簡等遂檢

見之子細具勒干状、被与奪奉行人大外記頼元方早、

凡於脇大將者惣大將一烈被抽賞之条、傍□不可勝計、爰限道惠一人、被准雜兵群勢等、相漏無偏德化者、

忽可失弓箭之面目者也矣、仍目安

(本文書ハ「旧記雜録前編」一六八三号文書ト同文ナリ)

〇二九五 山田・上別府地頭方桑注文

建武二年分山田・上別符地頭方桑のうち□

合

三郎太郎入道 二本 彦太郎入道 三本

かめの五郎丸 五本 藤太郎入道 四本

師二郎 二本 又四郎入道 五本

さるわか入道 五本 新五入道 十本

たんは房 二本 五郎太郎跡 三本

孫太郎入道 一本 又太郎丸 又太郎丸 一本

上別府

山口孫太郎 八本 二郎太郎 九本

こまかり 四郎入道 四本 大江内 五郎入道 二本

はき次郎 三郎その
 六郎 五本 八郎 三本
 河口 五本 五郎四郎入道 五本
 紀七 十二本
 わらひの
 藤六入道 同六月日

右ノ口裏ニ有
 くわのちやう弓し  本ノマ、

○二九六 某用途請取状

去年去々年二ヶ年の地れうよとう四百文たしかに給
 候ひぬ、よてうけとりのしやうくたんのことし、

建武三年三月廿日

久  (花押)

○二九七 山田龜三郎丸軍忠状

嶋津大隅式部龜三郎丸謹言上

薩摩國凶徒等構市来院城郭依立籠、以今年九月廿九
 日御合戦之時致軍忠、合戦之次第大将御存知上、遠
 矢次郎太郎入道・大隅國小湊十郎、為同所合戦上者、

令見知畢、次以同七月廿一日、同国阿多郡高橋松原
 口合戦之時致軍忠、若黨左衛門次郎友久右股被疵、
 如此兩度合戦之間、致軍忠上者、早賜御一見状、為
 備後證、且言上如件、

建武四年十一月三日

「承了」(川上頼久)(花押)

右ノ口裏ニ有
 式部龜三郎案

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一「一九八四号文書ト同文ナリ)

○二九八 足利直冬軍勢催促状

令追討師直・師泰、為奉息両殿御意、所打立也、急
 速馳参、可致忠節之状如件、

貞和六年十二月廿日

御判

嶋津孫三郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」一「二二三」号文書ト同文ナリ)

○ 足利直冬下文

(本文書ハ一一五号文書ト同文ニツキ省略ス)

諏方上下大明神 御罰各可罷蒙候、

仍起請文如件、

○二九九 彦二郎忠延寄進状

應永十六年七月七日 沙弥玄威(花押)

おと次郎孫二郎

(本文書ハ「旧記雜録前編二」七八九号文書ト同文ナリ)

志布志条内西来迎寺地九品寺堺南端孫二郎のやしき

の事、(万難)萬像くうし地れうの事、都而あるましく候、

○三〇一 山田玄威契状

依後状如件、

畏言上

天授三年六月八日

一背上方就別人不可身持事、

寄進状彦二郎忠延(花押)

一或ゑん者、或近付よて御懇そむき、(意之)其人ニ被引ま

しき事、

○三〇〇 山田玄威起請文

一於身二心なく御用立申へき事、

給分

ひとへニ公方ならてたのミ存外無他候、

□一成村入久両村田数之事

若此条と偽申候者、

十九町三反冊寺社一町内此内三反冊

日本國中大小神祇 殊ニハ

段錢拾貫三百七十五文

伊勢天照大神宮 正八幡大菩薩

此外聊偽申候者、

熊野三所大権現 天満大自在天神

伊勢天照大神宮 熊野三所大権現

諏方上下大明神 御罰可罷蒙候、

正八幡大菩薩 天満大自在天神

應永十八年壬十月二日 沙弥玄威

右口裏ニ有リ
けんけい状をまいらせ上られ候案文

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」一八四七号文書ト同文ナリ）

〇三〇二 某身沽却状

ようくあるによつてうりわたし申わらわの事

合四百文定

右件のいぬ松わらわ生年七さいニなり候を、ゑいた
いを（ひ）きり候て、うりわたし申事実也、たゞし此わ
らわニいかなるしうにんしんるいと申候て、さた申
候ども、此状をもつていかなるけんもんかうけ、神
社仏寺の御りやう内（ちぢ）いろまち路次海上津と關とをき
らわす、ミあいニめしとられ申へく候、其時一言申
候ハ、重とさいくわたるへく候、仍而状如件、

應永廿三年二月九日

右ノウラニ在リ

□ふしおうまちの内ましとの

□つミいや三郎殿子七郎三郎の

〇三〇三 山田玄威証状

大隅國小河院内一成村六町 見作十二町 同持
富三町 山田内上別符村五町五反 中村内八久
四町

已上廿四町五反之段錢四貫九百文

此外聊偽申候者、

伊勢天照大神宮 正八幡大菩薩

諏方上下大明神 御討可罷蒙候、仍状如件、

應永卅年（十九）□一月三日 沙弥玄威（花押）

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」一〇一八号文書ト同文ナリ）

〇三〇四 平山久武外二名連署請取状

請取申

山田殿御方よりの段錢四貫九百文榷請取申候、

應永卅二年潤六月十一日

久馬（花押）
安楽四郎太郎
久清（花押）
平山又六
久武（花押）

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」一〇四七号文書ト同文ナリ）

○三〇五 安樂久行外二名段錢請取狀

段錢請取事

合一貫百七十二文

右所定段錢之狀如件、

應永卅五年五月廿五日

時任左衛門三郎

榮政(花押)

益山

淨久(花押)

安樂

久行(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」一〇八一号文書ト同文ナリ)

○三〇六 源元政起請文

起請文之事

一於今度之弓箭、大小事申談候て、後日□無二三

奉憑候、仍自今以後も御大綱を□身之一大事と存、

可罷立御用支、

一如此申定候上者、不慮ニ和讒凶害之仁出来候者、

相互ニ直ニ以面可申披事、

一此世上之間、無正躰内者、領分等之者何方之荒説

空儀申候とも、努力く承引申ましく候、自然之

時者一味同心ニ請御指南、又者思寄候する事をハ
無覆蔵可申事、

右此条之旨少も偽申候者、

上者梵天帝釈、下者堅牢地神、惣者日本鎮守伊勢

天照大神 八幡三所大菩薩 賀茂春日大明神 稻

荷大明神祇園牛頭天王 北野天満大自在天神 熊

野三所權現 彦三所權現、殊者富國鎮守正八幡三

所大菩薩 霧嶋六所權現、別者富國五社大明神

宮浦三所大明神、惣而日本六十余州之大小神祇御

爵を元政か身上ニ厚深可罷蒙候、

文安三年_丙林鐘晦日

豊後守源元政(花押)

○三〇七 某田地注文

かたしりの内

三町預候分こくりやうの引内五反ちかいし

一うきめんの分

二反 くるまた

- 三〇反 ちやうとく寺
- 三反 りしやう坊作人
- 三反 こてう
- 三反 竹さき
- 七反 ゆきのわき
- 四反 口のまち
- 四反 おなたけ
- 五反 山した
- 五反 上まつおた
- 五反 くるすた
- 三反 山もとのまへ
- 三反 さきた
- 二反 くわ原
- 三反 かみてん
- 五反 もすわら
- 一反 こた
- 四町 かわちの門内
- 四反 はき原ちかし
- 二反 野中大丸

- 一反 おり口
- 四反 はきわら
- 一反 いけた

以上田數十町

文安六年卯月十七日

まちた殿より

請取申候、

〇三〇八 はつたし証状

別紙ニテ張付テアリ
はつたし

山田殿

右こん日よりもひきのつし殿くはうへわたし上申さ
れ候ほどに、重代さうてんの御下へたるへく候、も
ししせんにははしり仕候ハ、いかなるけんもんか
うけ神しやふつしの御りやうなひに罷居候とも、此
状にて御きたあるへく候、そのとき一事一こんあら
そい申ましく候、仍為後日状如件、

文正二年ひのとの三月廿九日

はつたし(略押)

庄喜左衛門殿私宅へ申入候、御同前ニ申請度候、於御出立可忝候、為其如此候、恐惶謹言、

三月四日

光久(花押)

○三〇九 某坪付

一西之藪門

一段冊 上岩井田

冊 まへ田

一反十 榎田

十口 井せう

一反廿 瀬戸の口

以上五段廿

天正四年_{丙子}二月吉日

山田河内守殿

○三一〇 島津光久書状

松平大隅守
光久

(墨引) 渡邊圖書様

人々御中

一筆令啓候、然者来ル廿八日之晩石谷将監殿・甲斐

庄喜左衛門殿私宅へ申入候、御同前ニ申請度候、於御出立可忝候、為其如此候、恐惶謹言、

三月四日

光久(花押)

○三一〇 島津道惠代道慶申状(抄)

前ニ出候内

未出文書覚

目安

嶋津左京進入道と惠代道慶、恐と言上申候、筑後

國小家庄地頭職事、

一通 繪旨

右地頭職者、志田三郎左衛門尉云と、

建武二年三月日

○ 北郷道旦外八名連署契状

(本文番八二九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○三一一 山田七郎右衛門申状

口ナシ
代々之御判戴頭仕候、

一其後祖父出羽守迄ハ市成ヲ被下被罷居、肝付一亂之時、一家年比之者六拾三人戦死仕申候事、

一夫より曾於郡へ数年無足ニ而堪忍仕候處、飢肥御手ニ參候刻、親次郎右衛門尉罷移、京亂之砌、日

州高城就御籠城、多人衆走續申候、親次郎右衛門尉事も高城へ初手ニ走入申、それより跡手之人衆

迎入御奉公為申通被申候、其日敵打首式ツ御座候、内一ツハ親次郎右衛門尉打捕被申、首二ツニ而軍

拜御座候由、于今被申候事、
一其後日刃綾へ被召移堪忍申候処、高麗跡立ニ付、

上井仲五殿自力ニ而御渡候砌、諸人も其通ニ御奉公ニ相進申せ之由候而、次郎右衛門尉前より数人

勸申、同前ニ次郎右衛門尉も罷渡、何様御奉公仕候、于今右之證文御座有事、

一其已後帖佐へ被召移候而罷有候刻、庄内一亂付、志布志へ被召移申候事、

一前代 公家衆大学殿被遊流罪福嶋へ御着候哉、御

腹之由被仰下、三月十三日ニ山田檢者仕之由申傳

候、左様成ニ付、従前代霜月十三日ニ者當分迄も其政相勤申候付、大学寺殿之内別垂讀岐介方迄祭

ヲ仕候、于今も大学寺殿御事福嶋大明神与被御祝、御縁日霜月十三日ニ而御座候事、

右 御當家二代目より山田よりわかされ為申由申傳候、至于御當家御侘言為申上由も無御座候、

雖然當分無足之躰ニ御座候、其上外城へ堪忍申候へハ、御公儀をも不存上、終ニ御侘之儀不

申上、身躰迷惑至極ニ御座候間、右之旨可然様ニ御披露頼存候、以上、

寛永十八年 山田七郎右衛門判

○三二三 島津久元書状
一筆申候、御當家ふるき書物御所持候ハ、然と

成便宜之刻可被遣候、巨細ハ伊集院彦兵衛殿へ口状ニ申達候、恐々謹言、

下野守

七月十日

久元(花押)

山田次郎右衛門尉殿

人々御中

丑ノ拾月拾七日

山田七郎右衛門尉(花押)

新納右衛門佐殿

〇三一四 山田七郎右衛門尉覚書

覚

一大崎之内菱田村□志布志野井蔵村境□古川真向井門より田尾之門・宮之下門・下戸門・園田屋しき此五門之内ノ古川ニテ候、種子一□□之前後御座候、手前以苦勞仕明申度候、後日仕明次第御竿申請、自分之高ニ被召加可被下候、向後軍役可仕候、當分少身ニ而堪忍不罷成躰ニ候間、仕明地御赦免候て可被下候、(考)於不罷成ハ、前ニ荒地拾石五斗分申請候、其返地にも被下度候、仕明余分候者、仕明地御免之由、去々年より被仰出候間、自分之高ニ被召加可被下候、餘り身躰及迷惑申候間、被付御心候て向後御奉公相勤申候様、御披露偏奉頼候、以上、

〇三一五 山田民部少輔申状

一先年高麗渡海之砌、上井仲吾すミ付を以、人衆二十人ほとすゝめ、拙子□□自力ニ罷渡御奉公仕候事、

一先年京衆さし下、高城籠城之時、上原兵部少輔殿を見次、罷籠、高名仕御奉公之事、

一大学守殿御銘日ニハ、先年知行とも相當覚悟申時分ニハ一年ニ二度ツ、御まつり仕候へ共、當時少身にて候間、本ノマ、かたのことく閉目不申候、此度御加増とも被下候ハ、御まつりをも閉目申、又軍役をも可仕候、偏ニ御侘奉頼候、

以上、

山田民部少輔

〇三一六 起請文前書

起請文前書之事

一日置流弓相傳申条と、雖爲知音人、毛頭他言申間敷事、

一於重意者、相学之衆へも申合間敷候事、

一無御許内人之手前本ノマニ善悪ヲ申直申間敷候事、

右之条と若於偽申者、

〇三二七 山田家由緒覚書

覚

一御當家二代目 忠義様より山田之家わかれ為申之

由候、就其山田之先祖給地分谷山之郡山田三拾町、

五ヶ之別符五町五段并牛久曾之院ニ三百町被下候

事、付 御先祖御代と之御判形書物通に御座候事、

一祖父山田出羽守迄ハ、市成を一所ニ被下、罷居候

処ニ、肝付亂之時、一家年比之者共六十三人戦死

仕候、それより市成を捨、曾於郡へ数年罷居候處

ニ、飢肥・綾・帖佐・志布志方とへ被召移候へと

も、終御手付無御座候故、小身ニ而弥つかれ果、

當分迷惑ニ相極申候条、少御手付をも被下候様ニ、

此度御恠申上候事、

一親次郎右衛門尉如右方とへ罷移、其上京勢差下り、

日州高城籠城之刻、次郎右衛門尉初手ニ高城へ走

入申、跡手之人数迄くり入、其内敵打首目ニ御座

候、内一ツハ次郎右衛門尉打捕被申、首二ツニ而

軍拜御座候由候事、

一高麗跡立三付、上井仲五殿自力ニ而被為渡候砌、

次郎右衛門尉前より談合申、数人相進同心申、罷

渡御奉公仕候事、

一前代公家衆大学寺殿流罪之由候而、福嶋へ御着之

時御腹之由被 仰下、三月十三日ニ御切腹被成候、

其刻山田檢者仕候故、自前代當分迄、霜月十三日

ニ其政相動申候、付之大学寺殿内別垂讃岐坊迄祭

申候事、

右如申上候、 御當家御譜代之者ニ而御座候へ

とも、小身ニ罷成、當分堪忍不罷成、飢申躰ニ

御座候間、何とそ少之御手付をも被下候様ニ、

御任言ニ奉存候、可然様御披露奉頼候、已上、

○三二八 高崎五右衛門・山田七郎右衛

門連署借状

借被下銀子借状之事

御物銀五貫目ハ但利なし

右者、我等身上行迫三付、地頭嶋津中務殿迄御侘

言申上候処ニ被成御披露、為御手付御物銀借被下

候處実正也、右銀を以志布志表之御蔵入知行高百

石、當毛ノ上ニ而御買せ被成候、返上之儀ハ當年

より以來七ヶ年限ニ上納可仕候、しち物として、

志布志内之倉村之内上出水之門・同月野村之内東

屋敷・同安樂村之内竹ノ中門・高山新留村之内馬

場之門・末吉諏訪方村之内五位領高百四拾石余、

知行名寄帳五冊上置候間、若返上於難成ハ、右知

行其時々直成御算用を以、永代ニ可被召上候、相

違之儀候ハ、口入可承候、為後日仍證文如斯候、

以上、

借主

十三代久通六十一歳之年ニ而候

承應貳年巳癸九月六日

山田七郎右衛門(花押)

口入

高崎五右衛門(花押)

堀四郎左衛門殿

相良土佐殿

高崎惣右衛門殿

喜入久右衛門殿

此表返上皆濟相濟候故、借状并ニ質物ニ被上置候

高百四十石、名寄帳五札返也、

本ノマ、

かしノ本

下田巻段五畝十八歩 壹石五斗五升九合 彦左衛門尉

くき崎 寺田ノ門之内 門尉

下田巻反四歩 壹石壹升三合 新次郎

同 下小坂市

下田巻段式畝十五歩 壹石二斗四升九合 五郎左衛門尉

ゑいの本 本ノマ、 衛門尉

荒田三反式畝二歩 三石式斗六合 うき免うせ人

□坂本 八斗 同人

荒田八畝 八斗 同人

屋敷四畝十歩 四斗三升三合三夕 彦左衛門尉

田方巻町巻段七畝廿四歩 門尉

分米拾□石七斗三升式合

たう菌 壹石五斗 彦左衛門尉

上畠巻反五□^(畝) 門尉

同所 上畠巻畝式歩 藤太

一斗六合六夕

げんにう 東ノ門之内

下畠四せ^{本ノマ、} 二斗四升 同人

中より 荒畠巻畝十八歩 九升六合 新六

二ツまた 中ノ門之内

山畑巻畝廿六歩 五升五合 助十□

小袖田 同

山畑拾歩 巻升 同人

竹ノ下 同門之内

山畑巻畝 三升 助七

同 山畑六歩 六合 同人

畠屋[□]巻町[□]歩

分米貳石五斗三升貳合九夕

田畑屋敷合巻町四反五畝十巻歩

但分米[□]貳斗[□]升九合

文ノ五貳月廿三日 肱枕[□]印

○三二〇 隈江匡久書状

尚とたのミ申候へく候、御意候ハ、このものに
給へく候、

ちかころにあひ候ハぬ申事にて候へとも、あいたね
候ハ、給へく候、人のようのこと候よし申候、たの
ミ入候へく候、御めにかゝり候てくハしく申候へく
候、かしく、

三月五日

匡久(花押)

くまえ

(墨引) 山藝もしへまいる

匡久

〇三三二 隈江匡久書状

尚と態と御音信畏入存候、此間取乱候ま、令其
さ汰候、無御心元存候、参上申候てこそ諸しの
可致御頼候、拙状之式御免有へく候、

御札委細令拜見候早、就中千田殿・村田殿 か
こ嶋へ御参之由被申候通蒙仰候、目出度候、随而母
にて候者心地今月始之比より以外に煩敷候つる、程

と之養生仕候へ共、不及了簡候之間、自今候之處ニ
昨日よりちとよく候様に見得候ほとに、悦喜不申及
事候、恐と謹言、

九月廿四日

匡久(花押)

(墨引)

くまへ

山田安藝守殿

御返報

匡久

〇三三三 隈江匡久書状

尚と急と可有御帰候、
芝方貴境へ御番之由候、此前有方へ手仕可有候間、
芝方者可有御遣之由、上井但方へ 御意候つるか不
被申届候之哉、来廿三可為仕役候、大崎人衆悉御帰
候へと申せとて候、此旨各とへ可被仰聞せ候、此境
無何事候、恐と謹言、

七月廿一日

匡久(花押)

(墨引)

隈江伊勢守

山田安藝守殿

御宿所

匡久

〇三二三 隈江匡久書状

(前欠)

にて候も大概令申、今度組衆皆同御出頭 殿様御同道候へと被仰出候、此間ハ栴山殿・北原殿両人之前御屋形様 御意不定候て相滞候、頻に豊へ被仰候間、豊も又屋もしへ可令申候条、御赦免之由候、祢肝ハ所領之事被申候にても 殿さま・豊御談合候て御申候間、御承引候、此上者肝ハ尚と所領被望候、不是非候、御出頭者今月末たるへく候ハん、其時分以御参上御目ニ御懸可然候、さのミく夏大鹿多被聞召候てハ腹中可有御煩候欵、将又我等か嶋御供ニあたり候、當病と申、老衰と申、迷惑此事ニ候、賢察之前ニ候哉、萬期後音候、恐と謹言、

五月十六日

匡久 (花押)

(墨引)

隈江

山田安藝守殿

御返報

匡久

〇三二四 某書状

尚と爰元之話合之悉尤可入候、御油断有ましく候く、北原殿へ御音信候、定先と親類可被進候哉、殿さま御出頭候ハ、西堅御指有へき之由聞得候、返と彼御合力頼存候、

音書之趣得其心候、仍從廻豊州之依御意見、野臥可被停止候哉、尤可然候、随而廻之者五六人自此方指候、忠朝無為御料理候處ニ、下之如此之動曲事候由、御意候て可有御返にて候、され共直ニハ如何かと被思召候間、豊州まで可被進候て、如垂水取人御遣候、定豊州御調法有へく候、左様之時義ニ付て、茄□へ使僧御こらせ候、被帰候者可聞得候、折節 殿さま道場法事ニ御詣 □爰元子細存任り候間、不請 御意 □以下ナシ

〇三二五 鎮西下知状

大隅式部又三郎入道と覺与嶋津式部孫五郎入道と慶相論薩摩國伊集院内田園事、

右、就訴狀尋下之處、兩方和与畢、如道慶今月九日

狀者、伊集院田地四段柳田・世戸口并蘭壹所源太者、所去渡

道覚也、有限公事随分限可勤仕云々、如道覚代重俊

同日狀者、田地壹町馬渡蘭壹所吉江者、如元道慶可

相行之間、不可相倚云々者、此上不及吳儀、守彼狀、

相互可領知者、依仰下知如件、

元徳元年十二月廿五日

(北条英時)

修理亮平朝臣(花押)

一道鑿代并師久代 元久代之御教書申承之、

御 少々、為以後之書付置候所也、

沙弥聖栄

季八十三

鳴津上総判官殿

(本文書ハ「旧記雜録前編一」二六二四号文書ト同文ナリ)

○三二七 藏人頭日野時光奉口宣案

上卿 (右) 左衛門督

延文二年正月廿八日 宣旨

從五位

(下脱カ)

藤原師久

藏人頭左中辨藤原時光

(日野)

(本文書ハ「旧記雜録前編二」三三三三号文書ト同文ナリ)

在判

○三二八 藏人頭日野時光奉口宣案

延文二年正月廿八日

宣旨

左衛門少尉藤原師久

宜叙從五位下

藏人頭左中辨藤原 時光

(本文書ハ「旧記雜録前編二」三三三三号文書ト同文ナリ)

○三二六 足利尊氏御判御教書

(叙) 釵留所望事、所举申公家也、可令存知之狀如件、

延文元年十二月三日

御判

○三二九 足利某御内書

船一艘乙持丸大豆五石到来候訖、目出候、殊更鎧一
両淺黄糸太刀一振遣之候、

硫黄之事、委細被仰使僧候、能く可被尋沙汰候哉、

六月十一日 御判

嶋津陸奥守殿

○三三〇 足利義滿御教書

為一名字、不断及合戦云云、何様事哉、不可然、所
詮止確執之儀、令和睦、殊可致忠節之由、被所仰下
也、仍執達如件、

應永十一年六月廿九日

（養禮）
在御判

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」七二七号文書ト同文ナリ）

○三三一 足利義滿御教書

日向・大隅兩國守護職事、

嶋津陸奥守元久鎮掌不可有相違之状如件、
（御）

應永十一年六月廿九日

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」七二九号文書ト同文ナリ）

○三三二 島津元久書状

追令啓候、

雖之少之至極候、唐皮五枚虎皮三枚・梅繪四幅・料

足一万疋令

進覽候重、（了也）恐惶謹言、

參洛事被仰候、畏入候、致其用意候之處、去年相國
寺 領三俣院事御教書被成下候、仍未道行子細出来
候之間、延引仕候、此事落居候者、早くと可令上洛候、
其子細為申入酒勾新左衛門入道令進候、委細使者可
申入候、恐惶謹言、

明徳二年六月十一日

藤原元久

進上 人々御中

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」四九九号文書ト同文ナリ）

○三三三 某書状

雖未申通候、以事次申入候、 抑進代官候、被懸御

意預御扶持候者、可為恐悅候、兼又比興至極候へ共、
一万疋令進覽候、於向後者細と可申承候、恐と謹言、

六月十一日

〇三三四 島津道鑑代得貴申状

嶋津上総入道道鑿代得貴謹言、(上脱カ)

欲早被直用捨御沙汰、就鎮西管領御□向、寺社

本所半成可有御管領旨、被成 御教書之由承及

間事、

副進

▽⑩

一通 右大將家御下文案文治三年九月九日
數通雖有之、依繁略之、

二通 鎮西警固御教書案文弘安九年三月卅日
正應六年三月廿一日

右、道鑿裏祖豊後守忠久、去文治三年九月十九日(日、以)

嶋津庄、次子日向・大隅・薩摩号典
三ヶ國拜領之条、

右大將家御下文以下炳焉也、其後太宰筑後守先祖

号武藤小、
次郎資頼、建久年中筑前・豊前・肥前号前
三ヶ國拜領之、

大友刑部少輔先祖(貞親脱カ)
(次)院司官親能、建久年中豊後・肥

後・筑後号後
三ヶ國拜領之云々、如此無勝劣、自被宛行九

州於三人以來、面と守護職管領無相違之□、中比遷

代一族為鎮西管領下向之刻、各と二ヶ國(无從國)東被

借召之時、三人無用捨之儀、就中日向・大隅・薩摩

三ヶ國者、為嶋津庄内條、御下文明鏡也、然間道鑿

三ヶ國惣地頭也、非譜通守後職者哉、將又一統□御

時、太宰筑後入道・大友近江入道并道鑿面と、一

□伴と被返付之由、以同前何於當御代、及用捨御

沙汰、限于道鑿失面目哉、爰太宰筑後守雖罷成御□、

参于御方時者、云本領、云新恩、令拜領、隨而被□

西國、施面目者哉、次畠山礼部、自去觀應二年以

来迄于文和二年、依為御敵可誅伐之由、雖被成御教

書、去延文元年以來御方之由、就申之、數箇所被拜

領、恩賞并日向國守後職、剩被任國訖、至于道鑿者、

自最初迄于今、於御致無二忠節上者、殊可預抽賞之

處、如承及者、筑後守・大友刑部・畠山□(礼部)三人分

國之外、大隅・薩摩・筑後三ヶ國寺社□所領主成、

可有管領之由被成御教書云々、此条載先段、道鑿何

依罪科、可及用捨御沙汰哉、（兼）□祖忠久右大將家御
代、自令拜領彼國と以来（數代）□、云奉公之勞、云軍忠
之段、異于他之處、結句（及道）□鑿▽⑧八句、不餘命幾
時分、失面目条、歎餘者哉、所詮、△此等次第、達
于（本ノマ、參簡）同、被直用捨御沙汰、施面目、為抽戰功之勇、
仍粗言狀如件、

康安元年二月日（十日）

梶尾トカノヲ

（本文書ハ「旧記雜錄前編」一〇二四六号・「旧記雜錄前編」二九一号文書
ト同文ナリ、尚同文書ニヨツテ補ツタ）

〇三三五 島津道義讓狀并

関東外題安堵状写

（本文書ハ本文釋山田文書一号文書ノ文保二年三月十五日付島津道義讓狀並関
東外題安堵状ノ写抄ニツキ省略ス）

文明十二年小春十三日

山田三郎九郎殿

山田文書

(1066)

〇三三六 福島大明神社記写

福島大明神社記

大日本國海西路日向州福島大明神者、洛陽西嶺大覺寺前尊主盟義有法印之靈也、左相府善山公威名冠洛為義有之兄、永享之末年義有因佞臣讒懼有闕牆之禍、見幾出洛微服超海竊鼠西極地日州福島院影響暗昧殆如入深山密林、然而劍射斗牛光難敢韜事漏而聞于京

師、當時相府之號令電激雷奔風行草偃摠無容身之地、竟自殺于本院、嘉吉元年三月廿有三日也、聞者無不嘆嗟也、于今雖歷五十年、其憤懣之氣赫然不息、土人往々有不測、則咸以為尊靈所崇、蓋傷於讒隕命者、汨羅有沈塚浙江有怒潮、土人祭以慰藉其怨懣、則利濟人民擁護家國、我日域管丞相之靈亦然也、胥山神號威惠顯聖王祭伍員也、江濱神稱廣源順濟王祀屈平也、前規既然何忘後徵、是以往年院之故、有司美作守藤原真久相攸於城外高築壇、新建祠崇尊靈敬行祭禮、一日藤明府嶋津豊後守忠朝思惟、廟食可奏京師受上裁不可以私而獻於是謹具狀、以聞神祇長上從二位下部兼俱卿以達

宸聽、明應七年九月廿有五日、冊賜福島大明神、今年己未自京師祝冊到、夏五月吉辰、郡主忠朝率社司臣長等詣新祠下、設非常祭儀發揚宣旨、奉安神號於是詣祠下者、不知幾各歡抃踊躍以舞不亦盛乎、朝廷既致崇極於大神邊郡、悉仰廟食於萬世、則與夫江濱胥山此野之神何有優劣耶、臣長伏願邦君藤原氏

武運悠久壽筭松柏治遍、三州威充四海特祈忠朝開榮
灑○○○○電家有龍駒郡無虎狼、九穀茂盛百卉蕃蕪、
國內安泰、諸民富足無災無妖、豐年萬々於是乎記、

明應八年己未五月十六日

右一見訖、

(マ)

京保六年五月七日

從二位下部（花押）

「右一卷者、文化十五年戊寅四月、福嶋 大明神宮

江山田八郎右衛門久柄致參詣、神主鈴木身濯より

写賞置者也、」

〇三三七 山田七郎右衛門覚留

覺 留

玉崎圃
下島廿一間六畦拾八歩 大豆式斗三舛 善後庵 太郎助

高式斗三舛九合五勺八才

右ハ我等古荒知行ニ而候処ニ、祖父七郎右衛門代ニ

山口大明神へ奇進として差上置申、此程者富岡左京

方へ被致取納候得共、子細有之、當年私方へ右地方

取上申候、然共前より大明神江差上為申地方ニ而

御座候故、當年より千手院へ取納被成、納之内毎年

初尾御供ニ御上可被下候、尤作人之儀者、此方ニ無

構相對ニ可被仰付候、永々之事ニ候得者、住替之節

ハ此書付を以御継渡可被成候、若又依御住持違乱之

儀共御座候節ハ、拙者高之儀候間、支配次第可仕候

条、此段ハ可被聞召置候、為後日如此御座候、以上、

元禄十年己十二月廿日 山田七郎右衛門〇（印影）（花押）

千手院

〇三三八 山田七郎右衛門覚書

覚

一私元祖式部太郎忠継者 御當家御二代 忠時公他

腹之長男ニ而御座候、依之從 忠時公谷山之郡并

牛屎之院地頭職ヲ被下、谷山山田村三拾町領地仕、

被号山田、牛屎之院三百町をも領地仕候、 忠時

公以來御代々之御證判、鎌倉執權之御下知状・京

都將軍家御代との御下文、其外之證書共式百程于今所持仕候、其後右領地方と御繰替被下候而、私より四代以前之出羽忠時代迄八市成を卷所ニ被下罷居候處、肝付家より多勢取懸申候節、一族家来共六拾三人戰死仕候、其後市成難抱、曾於郡ニ退居仕候、夫より飢肥・綾・帖佐・志布志ニ被召移于今罷在候、

一先祖代と無別心御奉公仕候、就中文明年中御一門中逆意之衆多候へ共、奉守御一筋御味方申上候、右兩條誠ニ大抵之由ニ御座候へとも、為御覽書付差上申候、系圖文書於御覽懸御目可申候、以上、

十月廿日

山田七郎右衛門

○三三九 山田七郎右衛門・

山田六郎右衛門連署書状

以上

御書状具ニ令拜見候、然者山田主殿助殿名字之儀ニ

付、公儀へ書物被指出候付、其うつし此方へ御遣候間、召置申候本書物御公儀へ被召置候哉、一段幸ニ存事ニ候、主殿助殿山田名字之儀、先年より遮而承候間、去々年可被名乗由申候、其已後兎角之様子不承候、此節名字之儀此方へ可申理由候間、左様成時分ハ左近將監様へ御内證申入候而可致熟談候、此等之旨、以仕合左將様御披露奉頼候、恐惶謹言、

未十二月十三日

山田六郎右衛門

同 七郎右衛門

有馬掃部左衛門殿

參留

○三四〇 御能組交名

御能与

大夫 長命

翁 三番神
千歳

五介 小四郎左衛門 少三郎
喜藏 勝兵衛尉

同 同

うのは 脇
ツシ

大藏 縫殿助長右衛門 大次郎 笛右兵衛尉
兵右衛門 小四郎左衛門 太甚吉

御

八嶋 脇主馬亮 内記勝介 大彦十郎 笛大炊左衛門
ツシ 孫七 小新七

大夫 藏人 大藏藤五郎 大彦十郎 笛右兵衛尉
源氏供養脇 縫殿助 小新七

同 同 せうき 脇 泰介 大次郎作笛同
小勝三郎 太甚吉

御 江口 脇將監弥七 大織部佑 小四郎左衛門新吉 大織部佑 笛右兵衛尉
ツシ 五郎右衛門

太夫 彦三郎 猪左衛門縫殿助 大次郎作 笛右兵
小袖曾我 祐成 与九郎 兵右衛門 小勝兵衛尉 衛尉
母

同 藏人 同 龍田 脇 猪左衛門勝介 大織部助 笛同
小四郎左衛門 太甚吉

同 長命 同 鶴 脇 泰介 大彦十郎 笛大炊左衛門
小勝兵衛尉 太七左衛門

同 同 養老 脇奉 膳兵衛尉主馬首 大織部助 笛右兵衛尉
小新七 太同甚吉

寛永四年卯七月廿二日 江戸 薩摩 御屋形ニテ

口裏江張紙ニ有リ
寛永四 二百三十二

〇三四一 藩申渡書

川上 佐多 新納 樺山 北郷
町田 伊集院 山田

右嫡家江申渡、

一 御直別又者町田・伊集院家杯之家中ニ儘ニ同名筋
之者家来ニ罷成、今迄致隨身来主人之名字名乘来
候者ハ、其家中ニ而其家筋之嫡家之嫡子迄者、主
人之家号御免被成候、勿論其家を罷出他ニ致奉公
候節者、右之家號名乘申間敷候、

一 諸士家来之内無紛其主人家ニ御附人筋之者、又者
其家ニ罷有、前々御奉公之筋を以爲抽働無紛者ハ、
今迄名乘来候御直別又者町田・伊集院等之家号ニ
而茂、其者嫡流之嫡子迄者御免被成候、勿論他家
ニ致奉公候節者、是又右之家号名乘申間敷候、
右之通當七月被仰渡置候、然者於諸家中右家号

名乘來候者之内ニ茂、此節別家号ニ改申者可有
之候處、今以不申出家も有之由候、依之諸家ニ
罷有候家トニ茂嫡家より急度申渡、右ケ條之趣
を以於嫡家相糺、乍其上御記録所江申出、家筋
吟味之上別家号相改候様早ト可被申渡候、以上、

十月

〇三四二 山田七郎右衛門覺書

覺

一對 御家山田之家御存知之前ニ奉存候事、

一 山田先祖給地谷山之郡山田三十町・五ケ之別府五

町五段□□半久曾之院三□^(十九)町被下候書物于今御座

候事付、

御先祖代々之御判戴頂仕候、

一 其後祖父幡摩守迄八市成ヲ被下被罷居、肝付一亂

之時一家年□□之者六拾三人戦死仕申候事、

一 夫より曾於郡へ数年無足ニ而堪忍仕候處、飢肥御

手ニ參候刻、親次郎右衛門尉罷移、京亂之砌日州

高城就御籠城多人衆走續申候、親次郎右衛門尉事
も高城へ初手ニ走入申、それより跡手之人衆迎入
御奉公為申通被申候、其日敵打首式ツ御座候、内
一ツハ親次郎右衛門尉打捕被申、首ニツニ而軍拜
御座候由、于今被申候事、

一 其後日刃綾へ被召移堪忍申候處、高麗跡立ニ付上

井仲五殿自力ニ而御渡候砌、諸人も其通ニ御奉公

ニ相進申せ之由候而、次郎右衛門尉前より数人勸

申、同前ニ次郎右衛門尉も罷渡何様御奉公仕候、

于今右之證文御座有候事、

一 其已後帖佐へ被召移候而罷有候刻、庄内一亂ニ付

志布志へ被召移申候事、

一 前代 公家衆大学寺殿被遊流罪福嶋へ御着候哉、

御腹之由被 仰下、三月十三日ニ山田檢者仕之由

申傳候、左様成ニ付從前代霜月十三日ニ者、當分

迄も其政相勤申候付、大学寺殿之内別垂讚岐介方

迄祭ヲ仕候、于今も大学寺殿御事福嶋大明神与被

御悅、御縁日霜月十三日ニ而御座候事、

右御當家二代目より山田与わかされ為申由申傳候、至于御當家御侘言爲申上由も無御座候、雖然當分無足之躰ニ御座候、其上外城へ堪忍申候へハ、御公儀をも不存上、終ニ御侘之儀不申上、身躰迷惑至極ニ御座候間、右之旨可然やうニ御披露頼存候、以上、

十三代久通顯書ニ而候、
年四十九才与見得申候、

寛永十八年七月廿四日山田七郎右衛門尉(花押)

猿渡新介殿

野村大学助殿

〇三四三 山田七郎右衛門覚留

留

一筆致啓達候、然ハ孫六殿家筋之儀ニ付、六兵衛殿儀毎々御越段太儀ニ存候、依之今日御記録所より御覚書ヲ以被仰越候ハ、孫六殿家筋之古キ書物、且又庶流ニ相究り候分、委細ニ書付早々可差上之由被仰渡候ニ付、孫六殿家筋之書付ニ此方系図ニ引合見申

候へ共、家別口之儀ハ相究為申儀者無之候、祖父七郎右衛門より平田清右衛門殿へ遣候状ニハ、庶流と差免為申由相見得申候、別ニ家筋為相究儀無之と申上候、尤孫六殿家筋之書物家傳書、此方へ有之候書物之留不残差上申候故、如御方遣申候間、早々差上可被成候、於成儀ハ、六兵衛殿鹿兒嶋へ御越被成候一而可然与存申候、此段ハ孫六殿と御相談次第ニ可被成候、

壬五月廿六日

山田七郎右衛門

土持六兵衛殿

山田孫六殿

〇三四四 山田九郎左衛門口上覚

口上覚

乍恐申上候、私家之元祖式部少輔忠継者、御家二代忠時公他腹之御長男ニ而、從 忠時公牛屎之院并谷山郡之内山田村宇宿・宮里・中村地頭職被下置、山田を以家号ニ被仰付、忠継以来

御代と様御證文、又者鎌倉執權・京都將軍御下知狀御下文等之文書餘多所持仕候、忠継より至于私血脉断絶不仕相續仕来、数代御奉公仕候、忠継より六代目出羽守久興代ニ市成領地被仰付、彼地江罷移候處、十一代目出羽守忠時代肝付家叛逆之節及合戦、忠時を初一族共悉致戦死候、其子又七郎久武幼稚有之、市成領地難仕候ニ付、曾於郡江退居仕、夫より飢肥・綾・帖佐ニ被召移候、右次第ニ付衰微仕候處、志布志之儀塚目ニ候故、在番可仕由被仰付、彼地江引越、数代相勤罷居申候處、祖父山田七郎右衛門代ニ家筋御取訳を以、年頭諸地頭并御目見可被仰付旨被仰出置、今以不相替御目見被仰付来候、親山田次郎右衛門代御當地引越之願申上、願之通御免被仰付、家内召列引越候處、先年祖父并両親長く大病相煩、段々薬用等仕候得共、其詮茂無之、私弟山田七郎右衛門儀茂病氣差起、養生不相叶、私嫡子山田孫五郎并娘事も引續大病相煩候ニ付、薬用人參等大分ニ相用候得共、其詮無之、右通之不幸故、病用無據物入

差屯、持高之内相拂弁方仕候得共、過分之銀高二候故、他借を以乍漸償置候ニ付、當分元利七貫目餘ニ罷成、持高九拾石八斗六舛四合七勺五才之内三拾石分者、先祖代より志布志へ罷在候ニ男家之者共江前より所務米遣来、四拾石分者他借方ニ引當置申候殘高を以、難去家内七人介抱仕申躰ニ御座候故、他借銀年々利拂逆茂難成、先様所帶取續候見當一圓無之、私江先年徳之嶋代官被仰付渡海仕候得共、凶年之砌ニ而御蔭茂無之、先祖共之一筋を以今一往嶋方代官、又者於御當地所帶續方之餘勢ニ茂罷成候御奉公方、御憐愍之上御見合を以被仰付被下度奉願候、左様御座候ハ、御蔭を以家内介抱仕、往々御奉公相勤申度念願奉存候、ケ様申上候儀、誠以如何之儀非本意奉存候得共、適難有被召立置候家筋数代御奉公を茂勤来候處、私代ニ至御奉公を茂難相勤躰ニ罷成候儀、對先祖何共残念至極存申候、重畳自由ケ間敷申上事ニ奉存候得共、先祖共之一筋を以、何分ニ茂御救被仰付被下度奉願候、此等之趣を以被仰上可被

下儀奉頼候、以上、

巳七月廿日

山田九郎左衛門㊦

二番小與頭衆中

右之通申出趣承届別条無御座候、私共小與中之故、

次書如斯御座候、以上、

小與頭 南郷休左衛門㊦

右同 梅田九左衛門㊦

右同 伊地知弥平太㊦

右同親類故印形不仕候
山田覚太夫

二番

與所

○三四五 東玄忠段錢注文

應永三十年卯庚三月十三日

奈良正木

一水田一町一反冊㊦ 分米二石二斗六舛五合

かり屋分一石一斗五合 なこの分一石一斗六

舛

むきの年具 二反 二斗六舛

なし物二貫出の錢三百

にし田三反 さうし分

口丸二反冊 御ようさく

以上一町七反冊㊦

一 おか本

八反冊㊦ 分米二石四斗五舛五合 むきの年具

四斗八舛 四反 はつをしね 一斗四舛

なし物四百五十 ミやうとう冊

以上水田九反十㊦

一 おかのへう

一反十㊦ 分米一斗六舛五合 麦の年具 一反冊

二斗八合 門お三十 はつおしね 五舛

かしわき

一水田一町一反 分米二石七斗四舛五合 むきの年

具 二反廿 三斗一舛二合 はつおしね 一

斗四舛 成物四百五十

宮その

一水田三反口 分米五斗九舛 むきの年具 二反

あり村

二斗六舛 はつおしね 一斗四舛 成物三百

一水田六反冊 分米一石一斗 麦の年具 二反 二

からかま

斗六舛 はつおしね 一斗四舛 成物五百五

一水田六反十 分米一石四斗 麦の年貢 二反 二

十 マコ ミやとう分一反

斗六舛 はつをしね 七舛 成物二百廿五文

以上水田七反冊

中津河

谷田

一水田八反冊 分米一石二斗八舛五合 麦ねんく

一水田一町冊 分米一石八斗二舛 麦年具 一反十

廿口 六舛五合 はつおしね 一斗四舛 成

一斗五舛六合 はつおしね 一斗四舛 成物

物三百五十

四百五十

井しり

以上水田一町八反冊

一水田四反 分米六斗四舛 成物百文

一御年公二石九斗二舛

以上水田五町八反十口

一成物一貫文 一むきの年具 四斗一舛六合

一分米 九石一斗八舛五合

一 はつおしね二斗八舛

一成物 四貫二百廿五文

御ようさく一町一反

一麦ノ 年貢一石八斗四舛五合 はつおしね 六斗

以上二町九反冊

三舛

惣以上九町五反

以上六町五反廿口

一 給分

西殿ノ御分

ふるさと

水田八反 分米二石三斗二舛 麦ノ一斗公(マ)

二反 二斗六舛 成物五百五十 はつおしね

一斗四舛

おわき

一水田一町二反十口 分米二石八斗九舛 麦ノ年工(マ)

三斗一舛 はつおしね 一斗四舛

成物五百五十文

さこた一反 手つくり

山の口

一水田四反

くき野の

一水田四反 手作 一反 大むき

一水田四反口 高野次郎さへもん殿

一水田六反十 松山助次郎殿

一水田四反卍 二郎衛門

一水田一反卍 ひこひやうへ

一卍 ひやうへ三郎

一水田五反 平衛もん

あきくら二反

一反から又二郎
十かわさいく

一惣以上五町六反卍

給分

惣以上十五町一反卍

御れう所きう分
大王神田
一水田三反二月田
一反卍

五月田おわき
卍

山王

一水田三反 一年神一反廿

以上九反卍

光明寺 一反卍 三反てらその

さいりん坊一反 まこめ一反

以上六反卍

惣以上十六町八反

一持富水田御れう所

瀬戸口ノ分

水田一町卍口 分米二石五斗五舛七合 成物馬口百文

以上一町一反卍口 御用作五反卍

已上一町七反口

田はた

惣以上廿町八反廿

水田六反口 分米二石五舛六合 馬の口一引三十

一是八とく田御とく分しるし候、山成河成八本ちや

文

う二有、

御ようさく一反 ミやうとう田一反

一大殿 一町二反冊

以上八反口

一西殿 一町三反 以上九町四反口

一 わきのた

給分

水田五反口 分米二石二斗一舛八合 手つくり冊

一町一反口外口た 二百五十文 おわき

口

くきのゝ八反 百六十文 ふるさと

以上六反口

不二反 六反口 自作ともに 百廿八文 大むた殿

なかた

なかさこ三反口 七十文 松山殿

一水田五反冊 分米二石五舛二合 二反 一反 一反 一冊

□二反 五反口 百二文 高野二郎左衛門殿

反

□二反 四反口 八十八文 二郎衛もん殿

以上七反冊

なかさこ 四反冊 九十四文 平二郎

一 めのた一反冊

一反冊 三十二文 わう太郎

以上四町冊

おかのへう一反十口 二十六文 三郎次郎

神田

冊 十二文 ひやうへ三郎

二反 せとくち なりた

冊 十二文 太郎二郎

もちとミとりに

一反 二十文 又二郎

十

四文

かわきいく

十一町八反廿

四町九反卅口

九百五十八文
二貫三百六十八文

神田ノ分

おかもと

大王

三反

二月田 五月田
おわき 廿

二百文

山王

三反

百廿文

いなり

一反

四十文

ミほこ

卅

廿四文

年神

一反

四十文

三反

百廿文

てらその

一反

四十文

さいりん坊

一反

四十文

とうくわう寺

卅

二十四文

はうり

一町六反十

以上六百四十八文

以上十三町四反卅

三貫十六文

一 成の分 惣以上十六町

御ようさく二町五反卅

一 持富ノ分

(うか)

一町一反ミヤ口とう分

二百四十文

せとくち

七反十口ミヤうとう分

百六十五文

たはた

二町十口

以上四百五文

御とうさくノ分

大殿五反卅

西殿一反

以上二町六反卅口

給分

不二反

六反自作ともに

百廿文

わきのた

四反

八十文

なかた殿

一反卅

三十文

弥三郎殿

十

四文

平八

一町一反卅

以上三十六文

以上三貫六百五十七文

一 神田ノ分

平神 一反

四十文

せとくち

卅

廿四文

なりた

あみた廿

十六文

せとくち

二反 以上八十文

以上三町四反 七百廿一文

惣以上四町卅 御ようさくともに以上三貫七百三十七文

一 はなたの分

三反 六十文 こいかたに

一反 廿文 松山との

八反 百六十文 はなた彦ひやうへ

以上一町四反 以上三百廿文 四貫五十

七文

三反御ようさく

惣以上一町七反 御ようさくともに

惣以上廿一町七反冊 御ようさくともに

十八町二反冊 四貫五十七文

神田二町十 八百八文

村三十六町二反廿 三くわん二百四十八文

三町五反十 御ようさく

神田の合九町九反冊 御れう所

神田の合六町三反冊 給分

見作 神田御よう作ともに
一成の分十六町十 不一町一反冊口

神田御よう作ともに

持富分四町冊

神田御ようさくともに

花田分一町七反 不三反

以上廿一町七反冊 御れう所

大殿七町一反冊 御ようさく

にし殿二町八反 御れう所

四貫五十七文ノ内

公方へ三貫四百文

二百文すゑよし御ゆわひ御さし合一貫

たり候はん^(さ)にめ^(さ)口^(さ)れ候、

二百文 御れうにんまいり候、

百文 にし殿しふしに御まいりニ御も

ち候、

百文 内うミ御もち候、

十文・五文 一二三度まいらせ上候、

谷山の御かわり

一貫七百年

二百文 弥二郎殿御かたひらかこしま
にて御そめ候、

谷山 一くわん五百文

一成 三貫四百文

以上四貫九百文

明錢ニまいる

（本文書ハ省略ス）

○三四六 料理式書上（魚）

右たんせんの事、蒙仰候、よて御料所きうふん神

かう田十八町二反卅、四貫五十七文にてわたり候、

□さゝか御うちの人とようしや不仕候、御百性ま

てもすこしにても候へ、ミしんなく上申候、身の

給分自作共ニことくく上申候、此段請申あるへ

く候、

（本文書ハ省略ス）

○三四七 料理式書上（鳥）

（本文書ハ省略ス）

○三四八 料理次第

若偽申候者、

（本文書ハ二二二号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ カチタチノ事

伊勢天照大神宮 正八幡大菩薩 熊野三所大権現

天満大自在天神 諏訪上下大明神 御爵ニ各と可

罷蒙候、

仍起請文状畏申上候、

應永三十二年潤六月八日 東 玄忠

（本文書ハ二二二号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 一張弓之日記

（本文書ハ省略ス）

○三四九 的絵之次第

〇三五〇 弓之式目

弓之式目

一矢枕ヲチノ事、初矢おつる時、つき捨ておとややつくへし、若又はやも引おとし、又おとやつゝけて引おとすならハ、麩而前に引取つかひなをし、三かなわに立て一禮をしておしかゝりて、さし矢にはなつへし、

一弓取おとしの事、初矢にても落なく、弓手の足をめ□に、引(カ)さまにかたをいれ、地水に手をつき、一礼してよつてめてに取わたし、又地水と手をつき、一礼して後さまにしきりて、又立ているへし、又おとやの時弓を取おとすならハ、はやよりふミあかりて、めてを持って取、弓手に取渡、又袖をつるの上に□け、めてをもつて取渡、弓手をつき、一礼して三足程あゆみて、なをる時弓手とりわたし、地水ニ手をつくへし、

一矢□け(カ)落し之事、はやおつるならハ、おちたる矢の上に弓をきてひき過□て取へし、又云、おと

やおとすならハ、はたのことく取□なから矢をつかふて、麩而□たをぬき□てつみ立て射へし、是ハ前ニいたる人を□まふ也、此式躰の時をハつ□矢おしかゝりて射也、

一人かゝりの弓之事口傳あり、又我か□りと云弓は口傳にありといへ共、三かなわに立て、前の人に一礼して射也、

一と□に我懸と云事口傳ニあり、次ニ敵をねらふ時節、我弦人□懸たる□ハ、式の躰ハむつかしきといへ共、よきき□也、又人のつる我ニ懸たる時□へ(カ)の事□傳ニあり、いかにもくちかゆるへし、

一又無人のけかの時式躰の事、人の弓取落したる時麩而矢をはつしてかたを入長へし、前ハ二張、後者二張式躰也、惣而つるきれの式躰と弓取おとしハ、又立直てハいぬ事なれ共、多人数にて弓を射時そふはつらなるか故によつて、其時はかりハ□ニハか様ニおしへ申也、

一矢おとしのけかの時者、前二張後一張かたを入れて式躰を被召へく候、

一つるきれの式躰の事、君のつるをあそハシ□時ニハ、皆同ニかたを入畏、御立あるまてかしこまるへし、つねの人にも皆同ニかたをいれ畏へし、君のつるきれの時者、矢を弓手ニはさむ、是か上と下とのかハリ□て候、

一又言、我前後三人の弓をとりおとしたる時、急静ニかた□入て、いかほと□いんきんに式躰可有候、一又言、人の絃をいきりたる時、われをそしりかほしてはりかへ□いらせぬ事也、誠にはりかへ□ふて事闕ならハ、はりかへいらせへし、ぬきんて、はりかへいらせぬいわれハ、我弓□へよ□

□からず、次ニハ主人ニはりかへいらするは、又□御たらしを、絃あらははりて御座敷ニ置へし、又我につるなくハ、其弓を小者ニもたするへし、つるかけぬ弓を御座敷ニをくハふしつけ也、次ニ主人の射手具色を持□参事、めてに弓、弓手に矢

持て、御座敷後□へし、弓をハ弓手、矢をハめてよりまいらするへし、矢をまいするに、はやはおとやより少と先立てまいらするへし、武田之小笠原之此向ハかハらす、御しきたいハ弓取落ハ陽と取、武田にハいと被取候、又人懸の張□こなたにハいと取、武田ニハやうと、是れハ武田・小□原ハ是程ノかハリにて候、

□懸ノ□の長さハ、武田ハ一寸長候、又主人と弓に立合申たる時、君の御前ニ立時者、はやをはなし候、矢をつかひ、弓手のあしを引取て、弓手ノひきをつきはすをとうつて、三かなわ□立てあそはさるゝ間畏へし、又御後ニ立ならハ、はやをつかひ、前の様ニひきをつき、心やすく□振舞有やうニたしなむへし、

一かけおとしの式躰、是又弓を打時の人の弓矢をうちおとす事、武田・小笠原もかハらす候也、一ひもをつかふハ、武田も小笠原も弓手ひもハ打越てつかひ候つれ共、両りうのきハ見分かたきニよ

つて、小笠原をハいつれも前におさめ、ひもの長さ二尺一寸三分き□きハ一尺三寸、次ハ一尺八寸、是より長刀ハ大口の□あれて見くるしく候、いたつて長刀をさす物ハ天下のおと物にて候、弓ニ立て物を申、又多はらひなどしたるもろくか、我朝のしつの身にて候、されハ、物をいはせしかために□つかと申事をたくミ出也、

一手の内より矢をもらす事、□はやはつし、おとやを可取、此式躰之事前一張・後一張かたを入す共、弓を三かなわニ立て礼をするへし、

□又言、弓を引かへす式躰之事、弓を弓手なひけに立てかたを入れて、さて脇に打こむへし、若又はりかへ出ならば、請取てかかりてさし矢に可射、

一又言、はりかへをまいらせて、つるきれの弓を其人の座敷のめてのかたに、とう木に懸てをくへし、又者我いおさめてかへりて、躰而其人の弓をまいらせぬさきニ、わか弓をとり直して、しやうくわんして、さて弓をまいらせへし、又我請取ニ、座

敷よりて面請取へし、やかて一礼して先そはに弓を置かへる、人に送りて一礼すへし、つるのきれたる弓をしやうくわん有てなをされよと申ハ、はり替を出す人をうやまふ義也、

一つゐる立て的を射に、武田にてよりふミ出す、地水火風空とふミ立る也、こなたのりうは弓手より出す、三色にふむ也、是ハ三足のか□をかたとる也、弓を立るめての足六寸たつる也、

一又言、弓を稽古さする事、先七杖二つゐる立をうちて、七日稽古させて、其後け□あたるとおもふ時、やはり弓の十二杖三うちて稽古させて、はや先と思とき、次第く式躰をしておしへへし、稽古さする、実に弓くせわるき人をハ、丸竹之ふしを十二ふしにとりて、そのいる人の手にて七尺五寸二つくり、けいこさするへし、稽古□人のちゆミを一向に(ママ)

くつしてくつしをもつて稽古さするへし、弓を射心持之事、的をは面にかたきとおもひ、我か身を

は天下と見せ、又心ハ鬼神と持、いかにも土立し
 よさからを嗜へし、次ニうちけのある人を打あけ
 て、打おろすやうニわき引は□ちにいきせて□を
 りたる時、式ニ稽古さするへし、此人実ニなをら
 すハ、十四五杖ニつえを打、そのあはひニあしか
 き候を一間程□遊はせ、高さ四尺の内にして、其
 上をうこうまで、けいこさすれハ、いかさまなを
 る也、又ゆるしけの人をなをすに、矢つかをミし
 かくしてひきはなちに、七日稽古さすれハ、いか
 さま射直す也、又□め□いてにハめてのたまり
 □三貫め程の石をきて、落ぬ様ニ稽古さするへ
 し、又はなちののく射手をは、わさくひりにして
 たもたせて、ひちよりいれしめてはなさするへし、
 其後いつれもめてのたまりニ、茶ハんニ水を入れて、
 たまりニすえて、こほれんやうニ稽古さするへし、
 稽古さする内ハ、女之はた嫌へし、弓手をしくへ
 からず、中にも大酒をきらふへし、猶もりきわさ
 すまふなどにすけハ土立うかめきて見にく、候、

かくのことく十五番之式躰を百日稽古さすれハ、
 いかさまくせ射手もなをり候、其後弓の口傳をさ
 するへし、夢く稽古の道ゆかむ内ニ日記を不可
 渡、日記をとれハ、人のさうにして物をならハす、
 此弓稽古の寄合ニ弓をいぬくれにハ、しつけ馬太
 刀の取引を稽古すへし、くわんちやうの間にて夢
 くへひはうすへからず、へひはうしても、かへ
 とも若あひまちをさせしかたために候、
 一くしをけるに、ゆかけをぬき、ひもをつかふてけ
 るへし、先矢つくしの□とより一礼して、さてく
 しを取へし、□おくハ二三分て、弓手の方を
 はをき、めてをハふり、二度にふるへし、若又錢
 的し言事ハまれ之事なれ共、當世は錢的はやり候、
 其時錢を取事ゆかけぬきて、下より上三取へし、
 若又君の御かちあらは、あひニハ仍とるへく候也、
 取次ならハひもをつかひ、扇をはし上より下へと
 るへし、又おしへハ如此と言共、ぬきんて、奉公
 ぶりしてとらぬ事也、但御家人役人ならハ、そこ

を取次へし、殊ニ旅にて可嗜、又言者の御供之時御はかし、弓と取そへてもつならハ、御たゞししん□う取副て、弓手に持、めてにハ御調度太刀取副て、道をハ持へし、さて座敷入時ハ、先太刀をハ少さき□もたせて、さて射具もならひのまゝに持て、一の座敷にて一禮してとをりてまいらすへし、さて又太刀をとり、畏ておるならハ、太刀を弓手の前ニ立て、はを我前ニむけて、かた立かへて嗜へし、若又めしいたしあるならハ、御はかしをめてに取□し、さて御酒を給へし、さて盃を持て立へし、其も仕合ニ可寄、若又旅にて錢的をあそハさるゝならば、その御前の錢を立さまにありほふたひニ矢取ニとらすへし、但時の主人のふけむに可寄、夢くも君の御錢をハより取上て、めてに持て帰ハこさく候、見くるしく御おしへハ、かくのことくにて候へ共、主人の□によるへし、

一深山□の申の高さ三尺二寸、

一上串二尺八寸二分、次ニはしやうそくの串三尺二

寸、ちとのへて尺すへし、上串の長さ三尺四寸二分、しやうそくのれん三の水色三尺五寸、尾の付所ハ有口傳、

一くしとしやうそくのおハひ、弓中ニうつへし堀としきのくしあはひはつし、弓の杖の中を口傳にすへし、次ニ言弓ハあかうるし、しんとうハ鳥の羽にて候、のゝ有ハくろうるしあか糸を以てはくへし、

一あつさ弓はつかへしとはおしはねとなき人数にかねているかな 此哥のことくに惣而弓を稽古すへし、

一あつさゆミいる月影を見るにこそ我老のくれ矢数をはしれ

一郭公なをハ雲井にあくるかな弓はり月の入にまかせて

就頼政鶴三元哥

寛元元年正月七日

小笠原次郎三郎

（本文書八省略ス）

〇三五二 与前口伝

山田文書

(一〇の七)

○三五二 相伝兵法書由来

一右此書ハ一大事之書なり、こゝに大畧のまさふきと云物あて此書ちうせつする、まさふきおもひいたしてとたうするところニ、ふしきなるきすい共あて、やかて日ほんにきてふする、まさふきおもふやうハ、我かいこハ此書ろけん仕候ハ、軍神の御はつ、御しやうまでかうむるへき事ハうたか

いあるましけれハとおもひいたして、うちの神に此書をこめおく、まさふきこゝろにきねんする、此書ハたゝよのつねならず、大國ニおひても一大事のひてんの書、これニハすきしとてさうてん仕候、もしこゝろさしの人いてきて候ハ、御むさうをかうむり、御なうしうあてつたへさせのこしおかるへしと御きねん申てこめをくなり、

一こゝにミなもとのよしいゑといふ人いてきて、物ことこゝろをかくる中ニも、ふかたの道をさきとして、しやうちうこれをこゝろニかくるところニ、ふしきなるきすいあて、此うちの神ニ三七日さんろうするところニ、三七のあか月、枕かミニらうおうきたりて申やうハ、此書ハたゝよのつねならず、大國ニおひても一大事のひてんの書なり、あまりニ御へんこゝろさしふかゝりし間、きすいを見せ、さんとうをきするところハ此書をきつけんかためなりとて、ゆめハやかてうちさめてうちおとろく、よしいゑきとくなるしさいかなとおも

ひて、枕かミを見れハ此書あり、やかてきやうす
いをし、てうつをつかい、此書を取いたして、其
後やとへ歸りて御いわひあり、それより此かたい
ゑくニさうてんしてつたゆる、

一其後、よりともかまくらニおひて御あそひあり、
中ニもかり、すなとりをさきとして御あそひあり
しどころニ、するかの國あふち山と云と云に
し、あそはされ候時、御いわひあらましきたまる、
それより此かたいまにあひのこる、

一矢口開と云事、矢開とと云事、矢まつりと云事、
此三のしハけあり、たいもくことはひし候事お、
し、御したてニも三のしハけあり、

一矢口開のつり事、射手ニさしむき候て申候する
ことはの事ハもちいハいか、きこしめし候や、矢
ところハと申候へハ、た、中をつかまつりは、し
ろニひつかゑしてさまと云、御さかなをまいら
せ候てもちいをきこしめさる、さかいに矢とこ
ろハ射手ニむかいてとひ申なり、一人のやくなり、

又軍神をまつり申候人へち人なり、軍神の御前ニ
候くつかたのもちい三かきなり、たるを取手、や
かて小さきやうの上ニて三刀きるとて軍神ニ申時、
軍神の御前ニ候かた、へいしの口ニ、ちかやのは
の五はさかりたるを、左の手にてぬき取て、右の
手ニて、ちかやのはのさきを一糸にむすひて、軍
神をまつる時にみんしんこんあり、こゝろニきね
んの記あり、かやうニ取そろへてつり申候、御
おんどくニハ此弓かけ、矢さきニまわらぬ物ハあ
くまもおちおそれをなし、我ニむかわんかたきも
ミなくほろひうせ、こゝろニおもふさまなりと
きねんするなり、

一矢開のことハの事、これも軍神の御前ニ候、もち
いくつかたを取て、五刀きて軍神をまつる時にあ
んしんこんハ、まゑに申候ことくなり、ちかやの
はを取て、まゑのことくニまつることはにいわく、
は、しろニころハかしてたへ候と、射手かこたへ
候、此おんどくニハ、てうるいもちくるいも此矢

さきニまわらぬ物ハ、我かおもふさまなりと、まほらせまいらせぬかためなりときねん申也、

一 矢まつりと云事、まゑニかきつけおくかことし、

くつかたのもちいをきこしめさるゝ時、なにときこしめし候やと射手ニどふ時、はゝしろニたへ候と云、これ三つのことはかひしなり、こゝろのうちきのねんニハ、何事もおもふさまなりと、まほらせまいらせぬかためなりときねんするなり、

一 はしめの三刀ハ、おく山三神ニたてまつる、此三

神と申ハ山の神ニあらず、大軍神・四軍神・八軍神・十二軍神、其ほかうせいむせいの軍神ニな此中ニこもれり、此軍神と申ハ、たゝよのつねの神ニあらず、大天くのけんそくなり、此人のこゝろをやすけぬかためニ、かやう三五しきのもちいまて取そろゑて申なり、中と申はかりなくひしなり、一 中の五刀ハ中三神ニまつる、こゝろハ此まゑニかきつけおくかことし、此中と云もんしニこゝろあり、中と言もんしハ物にはつれすあたるとよむ、

されハそやなんとニも中さし取手うちつかいとかる、これも此人ニきねんして物にあたるこゝろをもつなり、

一 三とめのまつりハ、山口三神ニまつる、七刀ニきて、まゑのことくニきねんする、

一 まゑの三刀ハ、三世をまつりて此人ニきねんする、中の五刀ハ中わうふどう明王^(ん)ウニきねんする、後の七刀ハ七よのほしニきねんする、いつれもこゝろハ此人ニこもれり、

一 軍神つりの事、これ一人のやくなり、大軍神・四軍神・八軍神・十二軍神、其外うせいむせいの軍神、九万八千之軍神、二千八百のいくきてんとふ、此人のけんそくニなゝこゝにこもれり、いかにもこゝろしやうりに候てまつるなり、しやうしんの事ハ申ことなし、

一 ゐんしゆニいわく、一くハんの書ニなゝおこなふほどのゐんしゆなり、御しやたかいゝへいそハかゐんニハ、両の手をあハせて、手のこゝろをす

こしこうもしかして、中のゆひのなきゆひのききをすこしあくるなり、又るんしゆ、天しやう天下ゆいはいくそんと申て、るんハしやか佛のうまれ給ふ時の手もちなり、左手にて天をさし、右の手にてちをさし、此二のめんしゆをとなへてもちいをきりて、へいしの口のちかやのはを取、うらはをひきむすひて、まゑニ申おくかこく軍神をまつる、

一たゝいま申候こどく、此人のこゝろをやわらけぬハいかゝといゑハ、出立候時三日しやうしんして後、あかのいゝ三はいかわらけニもて、くつかたに取て、しとき三ぞく、大こんのかうの物、いろこかたニきて、小かわらけニもて三、いつれもいしきハすきのはなり、一夜さけへいしかたゝ、口ニすきのはをさすへし、明日出立ハ、その夜のうしの時にこうりをかき、身をさハやかにもちきねんする、此おんどくニハ、何事もゆくさきもけないあんおんニまほらせまいらせぬかためなりと申

なり、かやうニして申きは、うたかいなく、いくさもかち、何事もおもふさまなるへし、かのしゝのあひ火をよく／＼きらふへし、

一此矢口開、矢開矢まつりニもことはかあるか中のひしなり、ことに軍神と云事、これ又一大事の御ことなり、射手ニむかい、矢とところをとふ時ハ、いかにちか／＼と射手の前ニさしよて、人のきかぬやうニ射手ニこたへさするなり、ことはかひしなれハ、人ニきかせてハいたつくことにてあるへし、
 一うちあハひと云事、いかにもよき日ニあハひを取て、いまた人の手をかけぬさけの口をあけて、此さけにてゆて、百日うつへし、うつやうハかつ木のさいつちをさしてうつ、しさいつちの長さ三尺二分、口二寸三分、ゑのなかさ八寸二分、此つちの口ニあミたのミやうかうを両の口ニかきて、くしのもんを一日ニ一へんつゝとなへて、一つちつゝうつ、かやうニこしらゑて、三刀つゝきりつゝけて軍神の御さかなニもまいらせ候、我もき

こしめさるゝなり、軍ひやうニもたへさする、し
かるへき御しやうさまニあつらへ申て、百日うつ
へし、百日すぎ候ハ、めしよせこしらへて、か
うそとのかけこ入てもつなり、ひすへし、

一しやくましのいと云事、弓矢ニついてやうの物
をこしらゆるあさいとなり、こしらゆるやうハ、

あさはたけニたねニはたけのまわりニたておく中
ニ花さきたるあさかおあさなり、おあさか花さき
てめあさハ花さかぬなり、おあさか花さきて、め
あさニ花のいろを風のふきかけてミニなるなり、
いまの花さきたるおあさをよき日ニかりよせて日
にほして、かわニつけていつものやうニあさのお
こしらゑさせて、弓矢ニ此いにて弓もこしらへ、
矢もはくなり、ことに矢あハせの矢、此いとニて
はくなり、おとこニこしらゑさするなり、

一御しやく取の事、二人のやくなり、まつくつかた
のもちいかまいる時、此もちいをきこしめさるゝ
時、矢どころハとふ人とぎゝつけぬやうニ云なり、

其後かわらけかまいる時さけを給ハる、其後ゐ物
のしるかまいる時、軍神の御前のかたゝへいしの
さけかまいる、三こんめおハしやく取ニあつけお
く、かさねてかうミやうの時給ハるへしと、しや
く取ニむかいて人としらぬやうニ射手かかやうに
申なり、二へんさけもくるしからず、又ハ三へん
もくるしからず、時によるへし、

一弓矢之時、てきにむかいて、まつ上矢のかむらを
射なりして、しやうへおくるころハ、たゝいま
こそ軍神くんしやう申候へと、此人ニあんない申
候ころなり、九万八千のけんそくもきゝ給へと、
射手かころニきねんして射るなり、かむらのこ
しらへやうハ、のわしゝのなるへし、五ふしのか
むらの木ハはしの木のあかミ、羽ハたかの羽、小
羽ハ山鳥の羽とをし小羽たるへし、しやくましの
いにてはくけらくひニはくなり、けらくひニか
やうなる矢をはくころハ、秋の夜せいてん二月あ
きらかなる夜、月にむかゑて、此けらかとひあか

るそはニもふらす、月ニむかうところハはつれず、
一へん二月にむかふところハはつれぬころなれハ、
大かうの矢ハミ／＼なけらくひニはく、はつれぬ
ころをかせて、けらくひニはくなり、

一此書こなたへけかうするところハ、忠久けかうの
時、此書ありときこしめしおよび、御さうてんの
きを御申候へ共、さうなく御ゆるしのきなし、さ
れ共やう／＼御申候へハ、さもあらハと御きくた
りて、さかう入道からすまる殿ニさうてんさせら
るゝ、其後忠義御さうてんあて、山田忠つくニ給
ハる時に、國を給ハるへきなれ共と、忠義御き候
て此書にそゑて山田三十町、ならひ三五かのへう
五町五反、うしくそ三百町給ハる、山田之事ハミ
やうしのちとして給ハる、御こにおひて此書ろけ
んのきあらハ、せんその御はつふかるへし、こゝ
ろさしなからん人ニさうてんきあるましく候、代
と此書ハ山田のいゑニつたへおきて、くはうさ
ま御たつねの時ハ、御目にかけてハしく申上へく

候と申つたへおくなり、

一此巻ひてん、一大事これニハすくへからす候、も
し人あてさうてんのきを申きハ、其人のこゝろを
よく／＼見て、神のまゑにて御くしを申うけ取て、
くしのおり候ハ、きしやうもんをかきて、くい
物をひかハ、一たんのけいやくをしてつたへさせ
候へかし、もし此もんをこどくにせずんは、しや
うはつ時のうちニふるくるへし、此こゝろをつね
にさしおかすおもふへし、

一忠継山田とかうして此書をそゑて、忠義よりし
てきたさるゝ、其後忠實かつく、其後宗久かつく、
其後忠能かつく、其後久興かつく、忠尚かおとゝ
式久か、此書ハ久興よりしてすくニ長光の太刀ニ
そゑて此書を給ハる、式久八十一歳の年、此書を
忠通ニ給ハる、此書ハつねならず大かうこれニハ
すくへからす、いかにもひささう仕へしとて相続候
了矣、

山田式久判

〇三五三 城取地形図伝書

一城取地形圖、男女有姿先ツ男ヲ躰ヲ出ス北

城ヲ取ルニハ此レ(ママ)備ナリ、男ノ臥タル躰也、其地

形ヲ能ク知ル也、男女ノ二字ノヨミヲモツテ

コ、ロエヘキ也、男ト云字、武シトヨミシ、ハ

タマタモツテリヨウトモニ吉、次ニ女ト云字ノ本

字佚トヨム也、又陰ハ北、陽ハ南也、殊ニ北南ニ

長通ル尾運ツ遠クサシタラン、イヨ／＼キラウヘ

シ、長尾根キワヨリイソキ堀キリテ、此地形ノ圖

ノコトク男ノタイニ成ヘシ、東西南北皆女ノ姿ナ

ラハイソキ(ママ)ルヲツラヨリホリキリテ、男ノ臥タル

様ニナスヘシ、

次ニ女ノ臥タル地形ノ圖、女ト云字ノ本字ホ

ロホストヨム也、コノ女ト云字ヲヨク／＼カ

ンカウルニ、人ウシナウトカキタリ、女ト云

字ニホロホストヨム也ト云ク、

先ツ尾峰ヲホリキルカクノコトク(ママ)備ノヨカヲハ

女ノ臥タル姿也、尾スチ女ノカミナリホリキリテ、

別ニナシテ城ヲトルヘシ、タ、トリテハ不吉也、

陰陽ト云コト上ニ云ク、カクノコトク陽ハ男、陰

ハ女也、陽ハ南、陰ハ北也、北ト云字請トヨメリ、

又ソムクトモヨム也、マツハシルカコトク、カク

ノコトクノ所ヲハ南東西南北イツレモ方ナントニ

モアレ、ヲスチヲホリキリテニモアレ、尾峰ヲホ

リキリテ取ヘシ、ホリツレハ男ノ躰ニナス也、吉

城ノ北ノ方ニアランスル水ヲトリテノムハ、其城

ニ兵乱テタキ朝タタエス、

又ツネニ人死也、

惣シテ北ヨリ流出テタランスル水ヲノム人ハ心億

病ナリ、又南ヨリ北流ル水ヲノム人ハ意正直ナラ

ス、將此様サテレハニ流ル河ヲハ曲流河ト云エリ、

又北ヨリ南ニ流出ル河ヲ請軍水と云也、軍請トヨ

メリ、北モマクルトヨメリ、サレハ漠ノ高祖七十

余度ニテ軍負ケルハ北岳山ヨリ流レ出ル水ヲ飲イ

ワレナリ、是ハ諸野ト云、原ニ陣ヲトルニヨリテ
軍コトニ愉タリ、請ノ字ハニクルトヨメリ、之ヲ

云フ也、其後契勝大臣此夏ヲアンイタシテ、コノ

ホトノ陣ヲトリカエテ東高ト云山ノ麓^{フモトノ}崇野ト云野

原陣ヲトル、河ヲハ春陽西河ト云テ、ミナモト東

ヨリ流出テ陽碕ニカ、リ、西ニ流イキタリ、コノ

水ヲ軍兵ノミケレハ、ツイニイクサニカチテ代ヲ

取ト云々、又^{ミナモト}沉モ西ヨリ東ニナカレイテタラン河

ヲハ^{サカサ}倒河ト云ナリ、コノ水ヲノム人ハ意正直也、

武用ニハイタラスナリ、惣シテ城ノ中ニ用ル水ハ

東南ニ方ナリ、カエス、可嫌モノ北ノ方ノ水也、

女ノ姿ノ所ヲソノマ、取ツレハ、カナラス、自

滅スルナリ、ツ、シムヘキコトナリ、次ニ五城ト

云、春夏秋冬、又土用八專ヲクワテテ五城ト云

也、

春城ヲ取時ハ東ヲ

守タマエ、

增長天真言ヲ唱也、

俺ヒロタキヤヤキサチハタイエイソワカ、

夏城取トキハ南ヲ

守タマエ、

廣目天真言ヲ唱也、

俺ヒロハキサナカチハタイエイソワカ

秋城取時ハ西ヲ

守タマエ、

多門天真言唱ル也、

俺シヒチイシタ、ソワカ、

冬城ヲ取時ハ北

守タマエ、

持國天真言唱ル也、

俺チレイタラシユタラハタヤソワカ

土用八專城ヲ取時ハ

堅牢地神ノ真言ヲ唱也、

俺タシタキとシユロイロミクチとトチハカと

ハシヤ、ソワカ、

是ヲ五城ト云也、此謂^{イハレタマフ}ヲ委^(マ)タスレハ、春ヲヒカシ

トヨミ、東ヲハルトヨム、南ヲナツトヨミ、ナツ
ヲ南トヨメリ、西ヲ秋キヨミ、アキヲ西トヨメリ、
冬ヲ北トヨミ、北ヲフウトヨメリ、自昔カヨウノ
表スル

夏ハ文字ノ讀モツテ

吉凶ヲウラナフナリ、

此夏有憚員慮夏ナリ、口外他見之義カエス、
ルヘカラス、ツ、シムヘシ、穴賢、此分ハ

天神各詣之時、神前ニテ見付ル者也、

文明九年十月吉日

○三五四 弓箭要集一卷

弓箭要集一卷 的場秘曲

仁德天皇十二年七月廿一日、從高麗國鐵的鐵楯令渡、
吾朝而同十月五日、召諸人宿祢鴻廬館令射之、西弓
立東の場也、即彼宿祢射徹、其楯与の高麗人見之恐
戰、後自高麗感褒諸人通状以、彼例射場始者十月五

日、必被行之、自上一人至下萬民營之稽古之者也、

一射場始之作法、束帶と釣於當座令綻左袂内拔取系
身方内深折入指通肘也、鞆鞆着之不放紐、但先出
時者取副弓矢、弓直持打違、矢於左右手ニ弓与絃
取加持出也、其矢白篋雉羽之二括常事也、以椗括
之着衡鏑弓者或二卷所藤、或上下計卷之放矢也、

前後共ニ先出、向の後立着、矢既射者踏直足、向
傍放矢也、騎射時於弓場殿帝之若為晴儀者、御袍
色赤射場ニハ敷射席員立圓座有之、臣下若被召、

御相手之時者腕踏沓射席帝御弓終者取本射席敷替
臣下射席行之也、或云帝ノ御弓射席上ニ三重半畳、

仍臣下參射席也、先上首二人出射之、次ノ射手又

二人出設立、其後待之後、皆如此、上首前後兄矢

弟矢射終歸着座、次之射手是替立故射場ニハ一度

ニ四人宛不絶也、

一弦切之作法、若弦切ハ即繰替自當座ニ是張、左ノ
膝ヲ突ヘシ、後人モ膝ノ突様前ニ同、切タル弦ヲ
ハ若兄矢ノ時タラハ懷中、弟矢之時タラハ、弓ニ

取副坂本座ニ也、懸物之弓中皮不及子細同、雖為中的ノ繪ノ中ニヨリ端ニイタリテ随中リニ賭ノ多少給也、懸物打任被置布也、

一后宮之御懸物者女房衣袴等也、懸松枝竹ノ枝等被出之、錢机置テ被出、勝人弓未弭ニテカキ落テ本座帰着、

一或説云、錢廿文青糸、若ハ紙捻ニ貫竹枝ニ懸自后宮被出之也、

一次釣之場作法、帝御の者二尺五寸、臣下の者三尺也、上ニ作覆屋の皮紺布懸、の前ニモ同布垂、中高結上、如引物の者并廣板圓切、押紙其上ニ繪書のハニ音召將監令懸之、矢取者内堅十人也、

一次ニ棚云、的後ニ築山、是ハ吉日撰也、吉日崩取也、

一次ニ藤天風矢囊云物在、藤ヲ内囊ヲ付テ、一方ニ口、如燧囊、是ニ用意天風矢等ヲ入也、閑所ニ可有、終ハ後矢ヲハ矢殿ニ納之、凡十月五日射場始也、

一正月七日、射礼六府皆射之、翌日射遣、同十八日賭弓、三月八被上賭弓、騎射之事、五月三日^{左近}、同四日^{右近}、同五日^{真手番}、同六日^{右近}、已上此等雖有委子細略之早、

一次ニ武弓之作法、

先臨射場左手ニ弓ヲ取、弓内弦外ニス、然共未弭伏鋒自正面ノ中ニ可計、右手ニ持矢衝鏑整取俟際衝鏑鋒弓ノ下ニ可宿、然ハ此時ハ左ノ手ニハ覆、右手ハ仰ク、陰陽ニ也、

一次ニ臨射席ニ脱沓ヲ前後蹲居、其端ニ各可突、左右膝矢ノ手ニ弓ヲ取具、左手ニテ紐認、其後前後共ニ立、其足ハ八文字ニ踏、右手ニ弓ヲ取渡シテ本弭ヲ土ニ可突、其後左ヲ可袒、弓ニ有取所本弭ヲ有突所云と、

一今案弓取所者、尋常肩程見宛可取云と、然而自尊者タラハ自肩高可取衆均ハ如法肩見宛可取、上首ノ御前タラハ肩少下テ可取也、

一又本弭ニ有突所云、從右足大指頭四寸去テ突弭弦

向外云々、然トモ近来ハ三星ト名付、左右足向、三方ニ同程去テ有突事、然共弦可向的、是上首ノ御前ニテハ弓ノ本ヲ近可突、遠ハ恐事也、放紐ヲ事狩衣ハ頸紙ヲ内ヘ可押折、水干ハ紐革ノ端ヲ下ヘ取、袴ノ腰ニ引詰、亦射席ヲ不敷所ニテハ杓ヲ帶ナカラ射也、八文字ノ立様者左ノ足ノ中ノ指ヲ的ニ向テ踏、右ノ足ヲハ横ニ踏、二足ノ間者一足去ナルヘシ、其後弓ヲ左手ニテ取渡シテ、弣ヲ直握テ極テ弓ヲ直ニ持テ、右ノ手ニ右ノ乳ヨリ身躰ヲ離ル事、五寸餘リ可成、暫揺事ナク左手ノ弓ヲ合寄テ先一矢ヲ可番、是ヲ名付甲矢、人差指下大指ノ上、衝鏑鋒ヲ番、弓ト弦トヲ合寄スル時、即自左ノ腕ノ下、延開時者即矢ヲ付ヘシ、同付寄テ弦ヲ筈ニ懸也、弓ヲ堅握事暮金剛力、筈ヲ指ニ宿事隨弦成便ヲ云々、今案之、左手ノ弓ヲ堅握、右手ヲ大指ニ筈ヲ深取テ、人差ト醫師大指ノ頭乗テ、中指ヲ上ニ重テ小指ハ乙矢ノ尻ヲ可握、此時ノ弓ノ本弣ハ左ノ膝ノ裏角ニ宿也、

一次ニ天上地下、右ニ引、左ニ押之、陰陽ノ相對ノ氣也、所謂天ヲ陽トシ地ヲ陰トス、弦ヲ陽トシ弓ヲ陰トス、矢筈ヲ陽トシ衝鏑ヲ陰トス、右ヲ陽トシ左ヲ陰トス、引テ放ツ時、弓ト弦ト寄相相對ノ氣差ト云々、

一口傳云、打拳ル質ハ右ヲ前トシ、左ヲ後トス、矢ノ尻ヲ先高ク打拳ル事ハ陰陽ノ次第逆也、仍筈先打拳テ拳ヲ後ニ拳也、其高ハ冠磯額ヲ定トスヘシ、片打拳ノ弓ト云ハ、拳計ヲ高拳事拙也、的ノ皮ノ前ノ肩ノ角ニ押向テ打拳、引開ハ漸必々後ハ的ノ中コ心コニ相當也、始押宛中心テ打拳引開ハ、必々後ハ下ヘ流落ル者也、

一次ニ掬ル拳ノ鋒ハ向天鎖臂ノ節ハ可守、地靜ニ宛拳ハ懇ニ糺、黑白ノ境ヲ肩ノ上ニ収、筈ヲ寄テモ去テモ動カス事ナカレ、引事ハ柔カニ放事ハ難カルヘシ、背後ノ二骨ハ近付、重テ畔痛ヲ成、右ノ臂ノ頂ハ高ク可隨中ニ溝ヲ云々、

一口傳云、弓ヲ握ル拳ハ、指ヲ并調テ、大指ハ專可

釣中ノ節、臂ハ地ヲ守ト云ハ、肘ノ裏外ハ極テ直下少受ヨト云也、押手モ前手モ不揺、久堅テ所ヲ指、小宛ヲ成シ傳ヲ以矢員ノ肝心トスヘシ、家ノ之異曲人トノ傳説、其流雖多ト、此教訓ニヨイテハ誰人カ加難、

一脊後ノ二骨ニ得痛云ハ、生得人ハ脾ノ骨ノ左右共ニ一所ニ寄相テ、重ハ違数ケ度ニ及ヌレハ、彼ノ所必痛也、又臂尻極テ不可下、高脊ノ溝付テ一盞ヲ備ヨト云事雖有、此両儀ニヨイテハ前世ノ連躰タル間、今更好習ニ不可寄、乃至肘肩胸ノ懸之如、然其連躰生得タランヲハ不及子細、不然ハ雖有乞願フ輩始テ不可叶、其外事ハ必稽古相傳ニ抄有者也、

一次ニ矢ヲ放テ弓ノ末弭ヲ伏ル夏、自宛對スレハ中心土上三寸、去テ漸弭ヲ押流事、其道ニ尺不可過、内之弓外弦可輪高下ヲ、肘ヲ直ニ延テ臂ニ得力捨拳ヲ事、不可期後ノ用ヲ、不餘念趣也、

一今案ニ無異儀為弓顛之時、延肘ヲ熨臂ヲ、末弭ヲ

前深廻、過サスシテ吾ニ向テ、前ヨリ始テ少シ押開ヘシト云々、絃ヲ打違事モ憚アリ、雖然絃ヲ返モ不優、弓与絃同程ニ誠ニ能見也、

一次ニ二ノ矢ヲ可番、是ヲ乙矢ト名、手ノ内ニ握レル衝鑷ハ大指ノ中ノ尅、左ノ人指ヲ臨寄テ可番、右ノ手ノ宛所左ヲ寄開ニ次第三可学、甲乙矢ヲ今案、右ノ手ノ内ニ握所ノ乙矢ノ衝鑷ヲ指出サスシテ、即手ノ内ニテ番フ計ソ、甲矢ニ違ル驗トスル也、次ニ諸矢放弗ヌレハ、弓又如前右ノ手ニ取渡シテ、如元弓杖ヲ突ヘシ、其後袒ヲ入、聊腰ヲ擲テ前ハ振覆ニ安ク袒ヲ入ト云々、次ニ袖ヲ直シ着、後ニ弓ノ本ヲ左ノ袖ヲ下ヘ廻入テ、左ノ手ニ取移時如元踰踞ス、此時者不可突膝ヲ、勝負ノ弓タラハ、諸矢之員者ニヲ指ニ子細有、先指員者弓ノ上ヨリ指シ、後ニ指員ハ弓ノ下ヨリ可指、一ノ員ハ弓之上ヨリコシテ指、委ハ口傳可聞、

一今案ニ口傳ト者、弓ノ上ヨリ指員、真手ニ取テ是ヲ指、弓ノ下ヨリ指員者、逆手ニ取テ可指ト云々、

或説云、諸矢ノ員ハ如前雖一ツ員、若兄矢ノ勝タ
ラハ弓ノ上ヨリ真手ニ取テ可指、若乙矢ノ勝タラ
ハ弓ノ下ヨリ逆手ニ取テ可指ト云リ、又或説云、
何ノ員モ皆弓ヲ離テ指常ノ事也、只其興ナシ、又
云、今一ノ矢ニヨリ其日ノ勝負ヲ極ムル矢ニ當時
者、員ヲハ千疋ト名クル也、此員ヲハ射席ヨリ下
テ、御前ニ向テ蹲居シテ可指也、不足員ニ乙矢ノ
勝負ノ弓ニハ不射、無其詮故也、但余員者差腰ニ
不足員手ニ持也、又云、於ハ尊者自不差之他人ニ
是ヲ差スル事有希ノ儀也、次ニ歸着本座儀ト云者、
前ノ員指時ハ前人先立歸ル、後ニ員差ス時者後ノ
人先立テ可歸、前後ノ共ニ員無時者、前ヨリ先立
テ可歸也、又云、前ノ人ハ左ヘ歸リ、後ノ人者右
ヘ飯ヘシト云ヘリ、

一口傳ニ云、前後ノ員指終テ左ノ手ニテ附ノ上一束
計リヲ取テ立、右ノ手ニシテハ袖ヲ弓ノ上ニ打覆
イ、互ニ合眼シテ強ニ不事トシ程ニ令礼ヲ歸ル、
弓ノ末弭ヲハ先ニ立テ、後竹ヲ上ニシ弦ヲ下ニシ

テ、腰ヲ軼シテ可本座歸、是ハ上首ノ御前ノ晴日
ノ作法也、或説ニ云、前ト本ノマ後トモ合眼シテ左
ノ手ヲ只取附ヲ、右ノ手ハ取附ノ上ヘ一束、各氣
色シテ歸ル時、右ノ手ヲ離テ左ノ手テ計弓ヲ持モ
一流也、又云、我ヨリ外ニ無上所離直ニカクキ袒着シテ
後ニ、全不居乍立弓杖ヲ突テ、左右ノ手共ニ弓ヲ
掬テ、腰ヲ擲テ弓ニ纏テ、後ノ相手ノ見子細之程
也、此時自身對的立、相手ノ所作ニ目ヲ不離、乃
至狂言此時之事也、其後本座ニ歸、右手ヲ先ヘ向
テ弓ヲ取テ、本弭ヲ先ニ立テ、弦ヲ上ニシ、後竹
ヲ下ニシ、腰ヲ直ニシテ可歸本座、此説傍若無人
ノ時之事也、次ニ弓ヲ不持其座臨客人弓ヲ奉ニハ、
左手ニ弓ヲ持テ、右ノ手ニ矢ヲ取テ、後ヨリ歩寄
テ、左右ノ膝ヲ屈シテ、弓ヲハ左ノ脇ヨリ、矢ヲ
ハ右ノ脇ヨリ奉テ可退出也、口傳云、此時之儀ニ、
或ハ主人、或ハ客人自元弓ヲ可射無用意人ヲ、時
ニ臨テ賞翫スル議也、弓ヲ不取シテ射場臨テ坐、
他人弓矢ヲ与儀也、然者弓者必非自物者不知力之

強キ弱キヲ、仍而試之、只射席ヲ不踏シテ突左ノ膝ヲ、的へ不向、傍ニ向テ少引見、其弓ノ若弱ハ心中ニ難有云共不可嫌、若於當座俄ニ勝負ノ手ニ入衷心中ニ弓ノミ難有ランニイテハ矢員可無、ヨリテ強キ弱キ共ニ是ヲ可嫌ト云々、他人ノ依為具足其難ヲ加カタシ、然者方々衆ノ心ヲ得テ其儀ニ随テ、具足ヲ調ヘテ可計也、

一絃切之作法者射場第一之秘曲之衷、千金莫口傳也、有弓ノ絃切ル事、然者樸絃一筋者懷中ニ用意、當座ニテ自係テ是ヲ張ル、初度ノ絃切ハ懷中シ樸絃ヲ係テ張也、後々ノ樸絃藤ヲ召寄、係弦杭ノ木ニ押宛テ張終テ、左ノ膝ヲ突テ一度引、二絃鳴テ試也、切絃ハ自末弮於切シニ弓ヲ以テ播寄可取、即令懷中本弮ヨリ於切レン者不取可捨、中ヨリ切ル、絃ヲハ捨末本ヲ可取歟、但甲矢ノ切絃ハ懷中シ、乙矢ノ切絃ヲ不懷中、入袒弓ニ取副テ本座ニ帰着也、又云、懷中之樸絃ヲハ乍袒係張、隨食ニ之樸絃ハ直ニ張之也、

一口傳ニ云、兼而用意者一弦也、一弦ト云ハ七筋也、此内一筋ハ卷、用意可太二筋ハ塗弦可中是ハ、四筋ハ白弦、細二筋、如此一筋ヲ用意、先一筋者弓ニ係タリ、今一筋入疊紙ニ懷中ス、是皆白弦也、疊紙之端シ(マ)

向テ折目ヲ下ニ向テ懷中ス、是ヲ取時疊紙留テ絃計取ニ便有テ安也、其弦ヲ係自張之、射場ニハ自元可張為ニ用意ノ堀立木置リ、所謂杭ノ木是也、是ニ宛テ張テ、必左膝ヲ土ニ突テ一度引、二度令鳴弦也、但其便所ニテ弓弮ヲ土ニ宛テ他人ニ張スル一説也、其人之家子ノ若ハ可為末座之人、或云、係樸弦自張事迄三ヶ度存知所也、三ヶ度ヲ過テ又切時ハ自ハ不張、他人張スル一説也、然者樸弦ハ持參ノ可為人歟、近来他之弓ヲ用衷有ト云々、是者下品之説也、又切絃ヲ取事尤可有計、末絃ヨリ切絃ハ、近ク落カ故ニ取ト云ヘリ、本弮ヨリ切絃遠ク行カ故ニ捨ヨト云リ、中ヨリ切絃ハ本ヲ取ト云リ、末ハ遠ク行カ故也、所詮何ヨリ雖切、只ヲ取、遠ヲ捨也、近ト云ハ射席ヨリ弓ヲ持播寄

ニ及ヌナリ、為遠也、又云、甲矢ニ切タルヲハ其切ヲ宛ケテ替絃ヲ疊紙ニ入テ懷中ス、乙矢ニ切タルヲハ弓ニ取副テ持テ本座ニ歸付也、次ニ懸物ハ先人衆集番ニケ度、若ハ三ケ度、若者五ケ度、若ハ三と九度、矢負之多少ニ付而可結定手相、若又其道之為明匠者兼而試ニ不及、即可番、次ニ耳の勝負之事ト者、道之上手ニ到テハ、矢ノ弛ル、事ナキニ依テ、一尺八寸之小的の作而、左右之肩ニ差シテ、各前後可為勝負、

口傳云、上手之弓者百矢、若者半日、若ハ一日猶無勝負、半日之勝負トハ五口度之弓也、一日ノ勝負トハ十五度ノ弓也、若寸法ノ的ニ不決勝負、次之日耳の之可為勝負、是ヲ調懸之儀一尺之的ニ如法之繪書テ、寸法之的之肩ノ左右後ニ半分ヲ顯ハシ、令敷懸之也、有緒付内ニ、是ヲニ所計閉而、前之人者射前之耳ヲ後之人者射後ノ耳ヲ勝負出来タルナリ、是ニ必一五度也、若又耳ニ猶於無勝負者、柳之葉ヲ各々耳の之二之白ニ置テ三度射ヨ、

若猶勝負、其後ハ努と不可決勝負、破軍星有恐故也、前後之矢食置、三日ヲ經テ後本主ニ可返給、

本主下給而後、其矢ヲ荒涼射ニ不射、櫃底ニ納而、器量嫡子ニ可着傳、或奉神ニ、或人相議云、縦ニ雖不弛名人之無聞得者、耳の勝負不可誇、幾度ト云共、寸法ヲ減シテ小的之可為勝負也、次主君之御相手被召事アラハ、初度之隨召時者、弓矢共ニ右之手ニ取具シテ兼テ紐ヲハツシ設ケ射席ニ蹲居セス、步寄テ乍立急仕ヘシ、其矢不射中シテ的之下ニ射入ヘシ、於乙矢、上首之御箭之中様ニ隨而可計、不憚後と又無相違、口傳云、縦令主君之隨召參ト御相手言共、兼テヨリ仰定有限、於為勝負者、後ヨリモ不可仕、初度之兄矢ヲモ不可皮中有恐事也、只世間之作法ニ准シテ取仕心中ニ恐ト入儀ヲ可挿、乍立紐ヲ解、後ニ參テ先射初度之兄矢、的ヲ不仕、云ハ先主君射席ニ立テ可某參之由、有召如例式仕者程經事恐有故ニ、成急キ志之思弓ヲモ取直シ、膝ヲモ不突、兼而迦紐ヲ矢束ヲモ不

究、引モ不堅、後ヨリ先射ルニ寄テ必皮矢也、其故ヲ不知者其意令違相者也、次ニ射場ノ儀、射場ニハ七尺五寸之筵ヲ敷ケリ、其前之間、五尺五寸本ノマ、云テ廣サ一尺ノ圓座、其前ニ置疊紙、其上ニ員ヲ并テ置、前二十八、後二十八也、

一又云、為不敷筵之所ニテ上者作テ員塚ノ相計ナリ、其ヲ可知、弓立ナリ、口傳云、射席者弓之長ニ準シテ、七尺五寸ヲ用也、雖然八尺ノ筵モ在、若又少短モ有、用無苦、員差ノ前ニ一紙ヲ中ヨリ堅様ニ折、折目之方ヲ員差ニ向テ、端ヲ向テ射席、其上ニ卅六之員ヲ置、中ヨリ分者十八也、員鋒ヲハ員差之方ヘ向テ置、一年之中三百六十日カケトツテニ象三十六ヲ用也、員ヲ作實ハ、先長七寸五分ニ切テ、両方細十八作テ切レハ三十六ニ成也、然ハ員之長ハ三寸七分余也、員ヲ木ハ勝軍木也、可秘夏也、一次ニ的場之儀、高七尺五寸或ハ一杖二尺二杖半、厚三尺ニ築山自山去七尺五寸或ハ二杖立或ハ一杖的、此山ヲ名堀ト、先立的柱二本、其間七尺五寸或ハ一杖其上ニ張

綱ヲ的額額衝積三六一四為置量、口傳ニ云、柱之上ニ張綱以布ヲ縫打交綱、自柱ノ上ヘ引越テ、左右ヘ打ニ之杭付ヨ扱結片締、打交之色春夏青白、秋冬黒、或云、可張白綱衝無額額雖本儀布ノ、若ハ薦常之事也、三六一四寸之懸様ト者、的ヨリ上六寸・左右六寸・下四寸ニツモル也、次ニ的者依為弓之長半分三寸七寸五分也、然共是ヲ名三五ノ的、三尺五寸ニ報也、立百四十六步ニ可決以十矢勝負、

一繪者の出尤眼也、有五行頸五色故為五輪、臣下依射之瞳輪ニ白交後ニ六輪帶、黒白六義、口傳ニ云、的之廣ヲ定三五、遠事立百四十六步、七段半ニ以七尺五寸之弓ヲ射之勝負ト云也是三五度、ノ弓敏、私ニ相儀云、三五之的三五之勝負ト云事、輒人不知ト書リ、今案ニ三尺五寸之的ヲ名テ三五度射也、誠無相傳難心得事也、然トモ就此說易知、一就繪圖家ト說多也、先表出尤々、眼五輪之繪ト者非常人ノ所用奉神ニ的也、三黒二白之繪也、

一大國之繪之始、若半輪ハ鮮ニ、半輪ハ幽ナル採色
 軟、又五輪ニ名有ト五食ノ採色畢、然共倭朝ニハ
 神のモ無其儀、只三黒ニ白計也、況哉世俗所用者、
 黒六儀之繪也、黒白ハ五色ヲ改テ陰陽ノ二色ニ定
 ム、六儀ト云ハ三黒三白ノ六也、此内ニ輪ノ大小
 ニ付テ、家々ノ説所々ノ風俗多之、



先本所之的之繪者、四同ニ大小ト云事有、四輪者
 同、二輪ハ大小有、是ハ惟端黒大ニシテ央其分程
 中ノ白ヲ二ツ白細ツモル也、



又三大三小是繪ト云ハ端黒眼、白ハ大三三ノ白

ノ中ノ黒ハ小ツモルナリ、



又三黒等大三、白等如此可積之、



又三黒三白、皆輪等如此可積之、



口傳云、四ヶ之繪之中 四同ニ大小者、如前注以
 白文之唐紙張の、畫本所者有之、

一次ニ三大三小ノト云ハ、端之黒ノ黒眼等分大也、

二三ノ白ノ中ノ黒等分小也、此繪者將軍家ニ被用處也、

次二三黒等大三白等小ト云、黒ハ皆等分ニ大ニ白皆等分ニ小也、是即海邊之的之繪也、

次二三黒三白皆輪等者、何モ大小無同輪也、是即

山家之的之繪也、雖然花蘭雪上聊黒ヲ増、青葉山竹之林ハ聊白可増、是雖非正説、作者之故実也、

次ニ弓ヲ多羅枝ト云事ハ、天竺ニ多羅樹ト云木有、

黄葉ニ赤筋有、皮木之真枝必七尺五寸ニ生也、是

ニ絃ヲ係、悪魔降伏之明王等左手ニ持、雖不番矢

魔縁恐戦万里外ニ退去ル、此故ニ漢家本朝同ク一

見弓影聞絃聲悪魔成恐禽獸成ス、死門之悲者也、

其長七尺五寸之内自附上五尺、下二尺五寸也、末

弭一寸八分、本弭一寸合テ二寸八分也、表廿八宿

口傳云、是ヲ相儀スル弭ノ藤ヲ卷夏、二寸七分、

入腹ノ長二尺五寸弭上五寸二分、去本弭又四寸二分ナリ、弦係張長

五寸七分、上ノ柴曳一寸八分、下ノ柴曳一寸、上

七長ハ外、下七長ハ内、探下卷三寸七分、結探ハ

上七分下三寸ニ可結、其質如貫玉、乙弭搦反後可結、假裝束、假裝トハ黒滑与赤滑重廣弓弭ノ後宛

テ、長二寸二分ニ切テ、如井守赤方ヲ作テ為裏、

黒方ヲ為面、長納方頸頭向、短廣方ヲ裏ニ向テ可

結、已上龍ノ口ヲ学形也、

弓ノ弦切ノ真言

弓ノ弦切ノ真言

末弭ヨリ切タル時

末弭ヨリ切タル時

本弭ヨリ切タル時

本弭ヨリ切タル時

弓ノ返タル時

弓ノ返タル時

弓ノ折タル時

弓ノ折タル時

矢筈ノ抜タル時

矢筈ノ抜タル時

弓取落タル時

弓取落タル時

矢引落タル時

矢引落タル時

一のニ矢之中皮之御評定夏、

貞任問云、綱ニ的ヲ懸タル時、三ノ絃ニテツル也、

緒ニ矢中、其緒切ル、事有、中ル哉、此兩説如何、

大明神宗任答云、其矢下モニ中アクリ又レハ皮也、上之

緒ニ中タルハ中本也、雖然人々之欲ホリアリヌレハ、上之緒切テ仰ノケハ皮也、又覆ケハ中リ也、問、的ノ皮ニ中ルニ其沙汰如何 答、紙ニ雖中矢鋒外へ出レハ皮ル也、又皮ニ中テ内へ入ヌレハ中リノ本也、穴賢々々、問、皮之閉目ニ入タル矢中ル哉、被弛哉否、

答云、閉目ニ引重タル間ナレハ皮ト云々、問、的中リテ前へ落ル矢如何、答、未取モ行望先ニ落ヌレハ皮也、問云、的ニ善惡如何、 答云、自矢ニ中リヌレハ中リ也、當道之名匠共褒美申也、重答、他人之甲矢ニテモ、又乙矢ニテモ有レ、吾矢之筈ヲ射推テ的ニ中ヌレハ、号迷矢皮レト云々、是者中皮之秘曲也、若諍論之人之為後日ノ委記早、
一次二矢、其長三尺二寸内ニ五節ヲ可納、無輕重大小強弱五節並兩可正直、

一曰傳云、三尺二寸之法量雖有、人之性區ナルカ故ニ、其長難定、金ヲ徹、骨ヲ切事モテ武藝ノ道トシ、弓箭之徳トセハ、其弓者強不嫌、其矢ハ長ヲ

莫厭、若又様々體ヲ為基時者、其弓ノ弱ヲモ不可下、其矢之短ヲモ莫賤、又云、篋ニ納五節、節ニ五行有、即木火土金水也、筈之節ヲ木シ、本枕ヨリ二寸ノ節ヲ火トス、此故ニ下向テ水ヲ不受也、或者是ヲ名一節、其次ノ中ノ節ヲ土トス、土ハ中矢ノ故也、其次之節ヲ為金、其次ノ節ヲ水トス、此故ニ上ニ可向也、或ハ是ヲ名射節、下説ニハ名月節衝鏑ヲ去ル一丈一寸也、又云、於の矢夜中節トモ日陰ノ節トモ云事難知何節トモ、貞任云、雖未其説傳、一節日陰ノ節ト云、着節ヲ夜中之節ト云ヘシ、其故ハ一節ハ陽故ニ日ニ寄、月節ハ陰ナル故ニ夜ニ象トモ、宗任答云、無其儀、田邑將軍之附囑遺誠記ヲ見ルニ、日陰ノ節ト云、夜中ト云モ只同物也、是偏ニ羽間中ニ籠也、依込間羽ハ中ノ節ト云、明カニ日陰ノ節トモ云也、其説分明也云々、或ハ又云、有名無節々々ト云ハ篋ノ本ニヨリ節アリテ無目ヲ云欵、是モ彼人ノ儀ニ相叶者也、一次二的矢以何可括、答云、專栴也、然而薄様藤

皮常ノ事也、或合爲雨ノ儀黒糸矢尤可用意、問、
弓弭鋒ハ本末可違云々、其誠如何、答、本弭ハ
小尖石貫、末弭ハ大ニシテ平等ニモ可拘、問、前
後ノ立様拘乎否、答、前ハ一足ヲ後と、一足ヲ可
先ト、問、内とノ直垂之時紐様如何、答、紐ヲ解
事、左ノ手如前末、直垂頸下ハ押交ヘシ、問、扇
刀ノ趣如何、答、昔ハ不指、近来ハ偏ニ前向可
押廻、問、袒直着有両説否、答、有両説、付
舊搦腰ヲ袖ヲ振覆事、聊難見之間、近来ハ突弓杖、
左手ノ指調並テ身ニ隨ヘテ、先右ヲ懷ヘ指入テ後
ニ臂を左ヘ直ニ可入、此儀容易見聞諸人皆同之、
問、弦作様各違否、答、其躰有多と、然共當家
之様者上ニ注ス、
訖一説可付 問、襪ノ革用否如何、答、紫革・
錦革尊者用之、燿革ハ老者用之、於藍革者有文無
文共ニ何人ト云トモ憚ナシ、
一口傳ニ云、縦紫革タリト云トモ、有文若者地白并
ニ繡シテハ、當日ノ占手最手ノ道之宗匠ニ至リテ

ハ、尤可被免者欵、縦雖爲錦革、師子丸ノ外同可
指、或云、若簾中ヨリ依女房之氣色、召越ヲ於射
者、老若不嫌ハ上下ヲ不論、無文之紫革ニ令繡襪
改著、紐ヲ不窺不袒貫射事尤秘説也、不袒事布衣
水干者、自小袂出手、若直垂之時者、袖之下外折
テ竹針ヲ指ス、人ニ不見用也、私之故実也、

弓箭要集一卷 的場之秘曲

於此書者弓箭之秘曲也、去間爲一人相傳秘訣也、努
と所傳他人也、此書疎不可有、弓箭運努と可秘とと
云、
雖爲縦子、或者親類至無志之輩者、此書不可授真実
ニ志無ニ心者、以起請文一人可相傳者也、穴賢とと、
勿輕而也、

應永第五蕤賓初六先師相傳此時也

右件秘密之集者依爲當道肝心古人堅挺と訖、然別、

雖為国外於不出貴重秘訣之書、隨貴命染紫毫早、仍毛頭之曲節不殘者也、

皆應永第十七之曆庚林鐘中三之天終

切了

左衛門尉源光家判在

延文三年八月日

小笠原

前美濃守長高判在

永徳三年六月日

小笠原

前備前守氏長判在

嶋津一家山田出羽守忠尚法師法名 聖采歳七十九

老眼云、雖為惡筆、為以後小笠原一流之書写早、

文明八年二月日

○三五五 山田聖采帝王年代記写

神武元年辛酉常陸國鹿嶋宮建之、

同字下總國

香取大明神社建之千人引石 頭アラハル、

筑紫宮崎濱之海上三 東大神表ト云文有ル、石浮水

流来ル、 同字常陸國筑波山之上三重而徒大國金山

飛来ル、依之云飛来、又云乳字ヲ生山、又云月木

葉山、又云付葉山、又云花巖山、又云寫頭山、

同字 舟生明神頭ル、

同字 熊野神頭ル、

同字 日向國宮崎郡三帝都建之、

同字 芳野金峯山涌現ス、今此峯者關浮檀金ナリ、

當来導師弥勒慈尊出世ノ時、龍花樹ノ下ニ可敷之實

坐金ナリ、仍藏王權現守護上之、凡石内ハ純金ナリ

云々、

第七代

孝靈御宇 駿河國富士涌出縁起在、別七日天陰不智

夜ノ別、晴而覆彼山在ル、天王御願力、又臣下乙見

丸奉折天照天神、仍神反也、日本ノ如意宝珠也、

第十代

崇神天皇御宇 三神器奉移笠繼邑也、大和姫皇女事

在人、

第十一代

垂仁天御宇(マコ) 伊勢内宮建大和姫皇女移、造梵天宮ノ

様ノ云々、

智木内宮向上 外宮智木下向外、

經木内宮十隻アリ、 宮ハ九隻アリ、

又狐戸之御形ノ文、

大和姫皇女ノ作也、又遷幸十八度時代在處在別紙、

第十二代

景行天皇御宇 熱田大明神顯ル、

同宇 百姓始マル、日本武尊提十楯釵討奪國恩、人

口在、

第十四代

仲哀天皇御宇 父ハ日本武也、三韓来而責我朝、敵

船千八百艘来ル、仍天王壽筭、

第十五代 崩御、

神功皇后討三韓、在人口高麗國王来而成日本ノ狗事、

第十六代

應神天皇又号誉田、^{ホタテ} 同宇大神之神顯ル、

第十七代

仁德天王宇 平野大明神顯ル、

第廿代

雄略天王 伊勢外宮建

自内宮四百八十三年當ル、

第廿八

安閑天王 舞樂始ル、同宇

廣田大明神顯ハル、

欽明天王 明要六年十二月十二日百濟國佛法来ル、

舍利三粒 尺迦繪像来ル、

同十四年法文来ル、

又 八幡大菩薩顯レ給也、

同宇即位十三年當ル、喜樂元年^{壬申}從百濟國聖明王阿

弥陀三尊像来ル^{一光之内、坐三膝}、今信州善光寺如来是也、

從百濟國尺迦像持テ来ル、二人ニタリヌリチケ井ト云、

シソツタリヤチエント云ナリ、

同宇顯轉二年善光寺如来、信州伊那之郡於美ノ里羽

鳥ノ村ニ如形草堂建也、

同宇即位廿年ニ老人皆死、七十一ヲ為始、滿七十八

殘ル也、同宇即位廿六年ニ知僧元年ニ人初テ成法師、

第卅二代

用明元年、勝照二年ニ日羅上人來朝ス、地藏菩薩化也、

同宇 聖德太子生也、觀音化身也、造天王寺殊興正

法崇舍利為專也、

第三十三代

崇峻 端政元年法花經日本渡ル、

同宇 景繩四年^{辛巳}、

聖德太子葬、四十九才、

第卅四代

推古天王 仁王元年仁王經二卷渡ル、

同宇 僧要元年一切經、同二千余卷渡ル、

第卅五代

舒明天王 父此ノ親王ハ、

天和 天武兄也、此王造ル夢釋十卷、

皇極天王 舍人親王ト申ハ此御事也、又号崇道盡敬

天王也、此皇極ハ天智・天武ノ御母也、

第卅七代

孝德天王 大化元年始テ年号ヲ定、同宇定百官、

第卅八代

齐明天王 則是皇極ノ重祚也、天智・天武ノ御母ナ

リ、

第卅九代

天智天皇 即位八年ニ藤原氏始ル、鎌足大臣、

鹿嶋宮ノ御子ナリ、此特人也、

入鹿大臣、

同宇 遷都於河内國大伴王子、

第四十代

天武天皇 白鳳十一年^{壬未}摂州箕面寺建、

第四十一代

持統天王^{天智女子也} 宇治河橋渡ス、本願上人、元興寺

住僧道照法師也、

第四十二代

文武天皇 慶雲元年^{甲辰}諸國、

第四十三代

元明天王^{天智女子也} 和銅二年^{己酉}大隅國桑原郡正八幡露

八流白幡從虚空降ル、在人口アリ、

第四十四代

但此神八人王卅代欽明ノ時露給也、

元正天王女帝

養老元年^{丁巳} 白山権現建、

聖武天王^{文武太子也}

神龜三年^{丙子}唐ノ一行禪師入滅、

万葉集始也、歌仙橘諸兄卿、

同宇同五年^{戊辰}和州長谷寺建、縁起ハ北野天神御作

也、十一面觀音也、從異國赤梅檀木也、不空羂索

觀音之御作也、

開眼供養尊師行基菩薩日本六十六□

國別 同宇天平二年^{庚午}興福寺塔二建、同天平三年

未竹生嶋涌出ス、近江國水海中、同七年唐善三藏

入奥、同十一年^{己卯}興福寺維摩會始ル、三國^{タイ本ノ大}一ノ大

法會云、同十三年^{辛巳}唐金剛智入滅、同年六十六

ヶ國ニ國府寺タツ、同十六年^{甲申}遷於郡難波津、同

十七年^{乙酉}大佛鑄之、依天照太神之縁起大師御作二

卷告也、同年内外兩宮之饌外宮一處ニ備之子良子

事、

第四十六

孝謙^(謙)天王女帝 聖武□女子也

御母昌光明皇后、在人口、天平勝宝二年^{庚辰}

行基菩薩入滅、

同宇天平勝宝四年^{壬辰}大佛眼開ノ堂未造立、波羅門

僧來臨欵、

第四十七代

淡路廢帝舍人親王ノ□

天平宝字五年^{辛丑}東大寺戒壇建、鑿真和尚來ル、唐

ノ南山ノ賢也、

同天平宝字七年^{癸卯}六月廿三日化女來而 當麻ノ蔓

茶羅織ヲル、初ハ恙白糸也、後ハ入池水而五色九

品浄土顯ル、不思議云、

第四十八

稱徳天王宇^(謙)孝謙ノ重作^(昨)

天平神護二年^{丙午}住吉大明神建、

同宇神護景雲二年^{戊申}春日大明神來ル、從常陸國鹿

嶋宮柿木鞭而一日之内ニ、丹波國与佐ノ宮ニ來ル、

而後移大和國三笠山春日ト顯ル、在到記後二人王

六十二代ノ時社造、

第四十九代

光仁天王宇 宝龜三年壬子紀州粉川寺建、

觀音日本第一奇特靈地、

同五年甲寅弘法大師生、

同十年八月十五日丑剋大神宮炎上、不思儀存不可

口外、

第五十代

桓武天王宇 延曆四年乙丑 同宇平氏始マル、比叡山

中堂建、葉師如来傳教大師開山、

同年山王頭ル、同十三年慈覚大師生、

同十五年丙子東大寺佛殿堂造、

同十六年丁丑鞍馬寺建、本尊十一面觀首示現ヒサモ

ム、

同廿三年甲申傳教弘法應

勅而入唐、渡ス佛法、

第五十一代

平城天王 大同二年丁清水寺建千年、

同万葉集撰定、

第五十二代

嵯峨天王 弘仁二年卯辛 天台座主而定ル、義真和尚、

同年東寺八元是帝王ノ大宮道場、今賜ル弘法大師、

仍為真言宗本寺、而号教護國寺、此事依天照大神

也、御告而如件、

同宇興福寺南圓堂建大師開眼供養不、空羅索春日本地

同宇弘仁九年夜半ニ日輪出而照天下、大師心經講

讀之時、

第五十三代

淳和天王宇 内裏ニ論議始ル、

第五十四

仁明天皇 嵯峨第二子 始諱正良、同宇承和二年卯乙大師入定、

同宇承和五年戊午六月日慈覚入唐、同十三年慈覚皈

朝、同宇嘉祥二年智訖大師入唐有二説、

第五十五代

文德天王 齊衡二年乙五月五日大佛御頭地ニ落ノ比

興々々、同宇天安元年智訖皈朝、

第五十六代

清和天王 男山石清水八幡、貞觀四年慈覺入滅、

同字源氏始ル姓、

同字貞觀十一年外宮ノ遷宮、

同字貞觀十四年壬辰三井寺建、号蘭城寺、

天智・天武
持統三代産水ニ取有井也、

第五十七代

陽成

第五十六 本ノマ、(五十八)

光孝

第五十九代

宇多天王 從龍宮迎后在人口、

第六十代

醍醐天王 本ノマ、正喜十年庚午筑紫安樂寺建、慈惠僧正生、

延喜五年乙卯月十五日古今集撰定、紀貫之、

同字 延喜廿二年壬午嵯峨釋迦渡ル、

同字ノ延長七年六月廿八日、

清涼殿ニ雷神落而清實死、

第六十一代

朱雀天王 承平二年壬辰將門平親王乱世、

同字天慶二年 將門滅亡、又純友乱世、

第六十二代

村上天王 天德二年戊午法性寺建、同四年内裏炎上、

同字 應和元年辛酉春日社建、

同字康保三年丙子比叡山大講堂炎上、

第六十四代

圓融院 天祿年庚午八幡平野行幸始ル、

同字 貞元二年丁丑大旱魃、

第六十六代

一条院 永祚元年丑大風吹、

同字 長徳元年乙未賀茂社建、

同字 長保六年甲辰三河入道入唐、大道心、

第六十七

三条院宇 依御願而男山ニ放生會、每年在之始也、

第六十八

後一条院 寛仁四年庚申法城建、

第六十九

後朱雀院

第七十代

後冷泉院

興福寺炎上

永承二年丁始而入末法、六月一日始而在

家人仕刺髪ノ下部夏アリ、是其誡也、果報尽

キ寿短相也、

同宇 宇治平等院建、

第七十一代

白川院

河 承保元年甲

法勝寺建、

次年三井寺炎上、

承曆三年外宮炎上、

本ノマ、(永保) 文保元年又三井寺炎上、

(永保) 同宇 文保二年持經上人登高野山、再興在記、

第七十三代

堀川院 寛治二年 白川院高野山御幸、

同五年重而御幸、

同宇 嘉保元年申申覚法親王御願高野理趣不断經始

ル、

崇徳院 大治二年丁末、

白川院 鳥羽院高野山御幸、西塔東塔供養也、導師

醍醐寺 三宝院權僧正勝覚、

同宇 長承元年壬子、

鳥羽院 高野山御幸、

同宇保延二年丙辰 八幡炎上、同六年庚申山与三井寺

合戦而三井寺炎上、

後白河院 保元二年丁三十三間堂建、千躰ニ観音

小納言入道信西此時人也、

源義朝切祖為義入道頸、平家ノ清盛任大納言、

第七十八代

二条院 平治元年己卯 源義朝

後白川ノ法皇第一子也、

第七十九

六条院 仁安元年丙戌、

高倉院 寿應元年己丑 後白川院第四ノ子也、

同宇 治承四年頼朝起兵革責平家、

同年十二月廿八日ノ平重弼大佛殿ヲ焼、

第八十一代

安徳天王 養和元年^辛、
丑

寿永元^壬 寿永二年^癸平家都ヲ落チ事、
卯 寿永三年

二平家悉滅事、元暦元年同也、

第八十二代

後鳥羽院 庚戌建久元年^{當即位、}
七年

源頼朝任ス右大將軍事、

同宇建久四年^丑曾我兄弟討祖敵事、

同宇大佛殿造營ス、但大佛ハ脇土ハ新造也、

四天又新造也、左東觀音

奉行人宇津宮

左衛門尉朝綱

右西虚空藏奉人

掃部助親能

四天 多門天 小笠原

持國天 武田

增長天 畠山次郎重忠

廣目天 梶原平三景時

同宇 本ノマ、建六年^乙東大寺供養、

一私ノ大佛を四聖ノ建立也、

聖武 本ノマ、行基菩薩
且那

普賢

勸進聖

良弁僧正 波羅門僧正

作事奉行 文殊供養導師

同宇鎌倉建鶴岡ニ 若宮ハ幡勸請

同宇建久七年^辰 源頼朝上洛先陣、畠山々々、

第八十三代

土御門 建永元年^丙畠山重忠被討事、

第八十四代

佐渡院 号順德
天王

建保三年^乙 泉涌寺建、

第八十五代^(六)

後堀川院 貞應二年^癸 宇治合戦、

同宇貞永元年^壬 作式條五十一ヶ條アリ、於鎌倉

作之事、

第八十六代^(七)

四条院 天福元年、

第八十七代^(八)

後嵯峨院

第八十八代^(九)

後深草院宇 正寿二年戊午、

後嵯峨高野御幸、

第八十九代^(九七)

龜山院宇 文永十年癸酉 蒙古寄来ル、

第九十代^(九十一)

後宇多院 弘安元年戊子 日吉宮神輿陣久振、

同弘安二年卯 八幡宮神輿振、

同宇三年辰 長谷寺炎上、

同六年癸未 春日御神木入洛不吉と、

同七年 同八年日吉宮、

熊野御幸神輿ヲ南殿振ル、

同九年丙戌 蒙古壹岐對馬ニ付ク、

第九十一代^(三)

伏見院

第九十二代^(三)

後伏見院

第九十三代^(四)

後二条院宇 乾元二年壬寅 大飢饉、

同嘉元元年癸卯 大飢饉、

同宇德治二年丁未 春日神又入洛、

第九十四代^(五)

花園院 延慶二年己酉 神木御飯座、

同宇正和元年壬子、

大覚寺法皇高野山御幸、

第九十五代^(六)

後醍醐院宇 元應二年庚申 三井寺炎上、

同宇元弘三年癸酉 先代滅亡、

第十六代^(本のま)

後醍醐復讐^(重祚)

第十七代^(本のま)

光嚴院宇 康永元年壬午 法勝寺塔炎上、

同字 貞和年乙酉 天龍寺供養、

第九十八代

後光嚴院又号一院貞和五年己丑 四條淺敷破、

死人千七百人事、

同字 延文三年戊戌 天龍寺炎上、

同字 康安元年辛丑 大地振、

同字 貞治三年甲辰 春日御神木入浴、不吉と、

同五年丙午 神木御飯座、

同六年丁未 天龍寺又炎上事、

應安七

今上皇帝

永和元年乙卯

康暦元年乙未

永徳辛酉

至徳元年甲子

嘉慶元年丁卯

康應元年己巳

明徳元年庚午

應永元甲戌

文明十二年二月三日日本任寫早

筆者八十五歳

沙弥聖米（花押）

山田文書

(108)

〇三五六 鷹之伝書

(三五六の一)

鷹の足かひの事

一 たかむくくすり之事、

一 きしのをゝきの中のスナ一人の身のめか、これをみつすりたて、鳥のかつをしゝこまかにつくり、そのすな水にてかふへし、又もミすゝめ

をもちへ、

一 鷹めん鳥つきをなをすくすり之事、

一 めん鳥をとりかふ時、鳥のまるにしとゝのミをませてかふへし、

一 ほこのまはり大鷹ハ六すん、小鷹ハ七すんたるへく候、

一 鷹ノ内すかすくすり、

一 かのつゝこ、一わられふ□のこ、一かわらけのこ、

一 こかねくさのすにてゑをかふへし、

一 鷹の羽とふとゆふ事たかのなりニよてこふ也、

一 さんたんの鷹ハてもとよりすゑをとふといへり、

一 日の入かたの鳥をハこゝろに入すとゆふ也、

一 かもいのかかハ、たにふしのはをこのミておくるゝ、さうといへとも鳥を取さうのたかなり、

一 ミ、かたするたかのくすり、めん鳥のかひこのうちニきにある物を取てかけほしにして、たかのゑゝぬりてしけくおきかふへし、木などに穴をや

りておきかふ時よくく心得入へく候、

(三五六の二)

一 女鳥之鷹取付かう事、本のま、取かひ候時、鳥のかしらをき
たにむけへし、さて方たてをする也、

東方・南方・南方・北方中わうふとうとくハん
ねんする、ふとうのしゆなふ書てきまんたはさ
らたせんとまかろしやたそいたやうんたゝこか
んまん四方ハやくしのしゆ三へんつゝおんまつ
らせんたりはとうきりそいかこれハ取かひ候あ
ひたもとなふへし、又方立をするいん、大小こ
んかうのけんいん、此いんにて四方をさす、此
四方ハ鳥のは、ふしのねをひかしにしてひつた
れ、さきをミナミとしひ、ほねさきをさひほう
とする、ゑもちのものもときたとし、これをいん
にてさすなり、此鳥のかしらをハきたにむけて
とりかうへし、取かい候間もやくしのしゆをと
なふうへし、ひすへしく、



(三五六の三)

一 ふちのをさめのもと、くわんおんの名号をかきつ
けていんきりのみん一しようひやうしやうしやう
きんねんむりやうはうへん三度、
一 中しようやくしの十二神おんしつかひむりやうは
うへん三度可唱方便之いん、
一 下しよう祢陀之三尊せつしやう、むりやう方へん
祢陀一たい三度あひらのいん、
一 ふちをきりかゆる時、きミやうほんかくゑんまん
三度、
一 鷹一にむち一さたむる、

一鷹のしやうそくの時ふする時三やうらいし咩と三度、

一しやうそく道行て後けんしんこさう島咩と三度いんハきりのいん、

(三五六の四)

ロナシ

一かせのたむといふ事、

一水このむといふ事、

一ゆをこのむといふ事、

一きしむといふ事、

一見とくるといふ事、

一ましかつかすといふ事、

一はをほすといふ事、

一はをよるといふ事、

一ひろはをよるといふ事、

一くりゑくふといふ事、

一三とく見るといふ事、

一はしならずといふ事、

一見わたすといふ事、

一〇^二けむり立といふ事、

一ゑを思ひといふ事、

一むつけ立といふ事、

一ならふといふ事、

一はをくうといふ事、

一はつゑを立といふ事、

一□^一く□^二するといふ事、

一けあふねハしといふ事、

一羽こくといふ事、

一きやするといふ事、

一おそい道本のまゝといふ事、

一いきやすミといふ事、

一いきをそうといふ事、

一鷹のゑをかう事、

一春ハいたゑをかうへし、

一夏八日とゑをかうへし、

一 秋ハすちゑをかうへし、

一 冬ハまゑをかうへし、ゆのこゝろニならいあり、

一 勝鷹のめん鳥つきになるとおりわハ、おん鳥をと

りたるときハ、ミへのけをかゑ、めん鳥をとりと
るときハ、かいこのけをかゑとたんのん、

一 こゝろやすめて鷹をつかうへし、こゝろやすむる
というハ鳥をとりたるとき、鷹のいきをつかせ、

むきを見てかふるをやすむるという事也、日とに
つかへとも、鷹の心をゑれいたハるという事あり也、

一 野つかいに出るとき、鷹を居末いたしたるとき、
むくる方きたまるへし、鷹を居むけてとなへる事
あるへし、

一 野にうち入るとき、犬にも鈴をつけ、鷹に鈴をさす
へし、ねかわくハ上に恩ととなゑてよくねうの方

にむけ、犬にも鷹と見するへし、人もひさまつへ^ま

し、

一 あさのに鳥をとり、たふかねつけのほといふをと
りて、かミの上にさすなり、そのまニまるをかう

へし、後にきりんの方ニさしあけて、一さんく

きりけのをくと申す、此ハしをなすへし、これを
きゑとハ申す儀也、

一 たゝとりかうたるをはかいすてたるそと申す也、

一 をきゑとさためて後にハんにくれぬ物くるゝとき

ハ、かききりのはをぬきてぬいそめてくるゝなり、
もしぬわねハ鳥の下□をんのしらぬ様にきるへし、

一 つねく鳥を鷹のとりたるとき、おん鳥ハ見かゑ
りのけ、めん鳥ハかいこのけをぬきすてくつか

ふへし、それも人のしらぬやうに一は二は程ぬく
へし、おなし鷹しゆにも□の人にもしらせまし

きなり、此事をうんく、

一 くらふの小鷹あしかわりりはしかわ本たるへし、

一 鈴たとちの事、ゑかたハミつくミなり、なかきミ

六寸計の一そくなり、

一 を犬にはたな本のまにたなまにさしあわせ候て、なかきミ

六寸なり、

一 鷹上中下のゑかちの事、上の鷹のゑか□た□そ

（三五の五）

- 一 野入とハ鷹ニすゝをさす事なり、
- 一 鷹たちとゆふ事つかふ事なり、
- 一 かりわたりとゆふ事、野をかりゆく事なり、
- 一 あつ鳥とゆふ事、犬の鳥を見つりたる時申なり、
- 一 さつ鳥とゆふ事、我鳥を見つりて犬をあつる時申なり、
- 一 かんない鳥もとめよとゆふ事、帰る見とある時の犬やめなり、
- 一 鳥の木にあるをハ柴をしのふと申なり、鷹も鳥ともにあるを申すなり、
- 一 犬のかき分の事、
- 一 かむとゆふハもとむるこゝろなり、
- 一 かゝと申ハしかと鳥にあたり候を申候なり、
- 一 □なついてそふとハうすきことなり、
- 一 ひんつ□らいてとハ、鳥をはかけとめて氣はかりちうにてちるを申なり、
- 一 氣はなをちらすと申候事ハ、鷹とりをちうにてか

けとめて、花のこつく毛のちるを申なり、鷹こと
時なりとと、

- 一 たかのはいな的事、
- 一 はなちとはいわるし、
- 一 まわりとはいわるし、
- 一 かゝりとはいわるし、
- 一 おさゑとはいよし、
- 一 ひかゑとはいよし、
- 一 岸い□みどにおいかけとるをハ、しろなしにのり候と申候、
- 一 あみとに鳥をとるをハくるまたつと申、
- 一 鳥のお草やかて鷹のおいとすを申なり、
- 一 鳥の入くさ、これハこゝろのまゝとりの草ニいる事を申なり、
- 一 羽をまるむる事、ミキサ羽ハはし鷹ニあり、小鷹羽もはし鷹ニある物なり、
- 一 かこしとゆふ羽ハ小鷹ニあり、
はいたかニ
- 一 草のうちにて鳥をとり候ハ草こしと云なり、

一草の上にて鳥をとるハ、くきをひいてとると云なり、

一山なんとに鳥のゆくは来の間（と）□くゝるとゆふ事なり、

一御所鷹つなくやう、

一神の前の鷹つなく様、

一勝鷹基鷹つなく様、

一南むきほこの本なり、木のもと本ニするなり、

一上ふく□うき□かしらのくたとも、

一とぎのつのもいふなり、

一鳥□ひのくたハ、さわきのつのと云なり、

一飾をは友鳥のつのと云なり、

一へをの□心事、

一うちにてハ鳥□心い□申なり、

一鷹につくれハ□をとゆふなり、

一しのひ草に□り候とハ、すゝもならさぬ事なり、

一まといてまいれ□申ハ、鷹のとりを取たるを鳥ニ

つりなから参事を申なり、

一水鳥なんとの鷹ニあたられてミつニ入候をハ、ミつを上らると申也、

一うかま□なんとに鳥の入たるをうろと云なり、あなゝまとな□候は申さぬ事なり、

一たによりたにゆくハ、すはたりの羽と申なり、

一山より山ニゆくハ、とわたゝの羽と申なり、

一すゝにつくかわハ、ひ□のかわと云なり、

一犬のすゝの音をとむる事を、いぬにハく□へり、

□かたにハそへると申也、をいぬにハ左なわ、右なわあわせへし、

一ゑかたハミつくミなり、

一おいこ□るゆふ事、山などの事なり、

一あしかわと云なり、

一あしをと云ハしかいの事なり、

一おうをと云ハときはなしたるを申なり、

一居をやすめの事、ほこにてあしをのへ候事なり、

一うけ居の事をはひろけ、かたはをのへ、あし

をのへ候を申なり、

一羽うらを見る事、鷹まう時なり、

一鳥をとりつくる事、鳩ハふちかつら、鷹などハくすかつらなり、鳩の時ハ山をさいてそうと申なり、鷹の時ハ田をさいてそうと申なり、

一鷹のすゝもちの羽のくき四天の□申なり、

一番ハほとくと申なり、又ハふつと立なとと申、

二番ふつくと立と申也、

三番ふわくと立と申也、

四番くなどひと申なり、

五番ことひと申なり、これつかれ鳥の羽なり、

一鷹をひたとあわせたどゆふハ四物そろふたるを申なり、犬もよくかミ、鳥もしつかニたち、我も鷹をよくあわせ、やかてかけたるを申なり、

一鷹を鳥ニうつつけたと云事、鳥犬のさき二三爰はかりたつ鳥を申なり、

一鷹をうつはなしてやると申事、鳥まとはたけほとたつをあわせたるを申なり、

一すゝのねすをつくる（マ）のなわつゆのもとと申な

り、

一しきの鷹たぬきへり（マ）様あかかわをこへり、くろかわを上よりへりをとるへし、てうあけすくる様ハ口傳□るへし、

一ミそなんとに鳥を鷹とりたらは、まといあけてかゑと申なり、

一物ほりミつあらいなんとハ、野中なんとにほそき山うちすきたらは、むろと申なり、

一鷹を居人見る時ハ、家の軒は三尺かりこしのまぢをぬ□へし、もしな□きたるたかをゆかけにて居ハたかたぬきの□う□よにかミそへもつへし、しせんつらきなんとにくそつきたらいそのか□にてきよめへし、

一あらたかハ鳥屋□りたぬきにて居へし、
一へをの□之事、

一ミらへのいとと申なり、いとをまく竹ハか□きのたけと云なり、

一へおつゝのこしらへ様くてんにあり、

一鷹せい程とつたと申ハゑはかりなり、基鷹ハ鳥二
なり、勝鷹ハ鳥一なり、

一物かすと云事、基鷹ハ五なり、勝鷹□四を物かす
と云なり、六七ニなれハかすをそ□く申なり、

一人にたかをわたす時ハ、ふちをこしにさすへし、

一ほこをつゝむやうしやうふをきりほして、それて
つゝむへし、

一若鷹かたかへり、もろかへりまでにいめひとつむ
きにゆうなり、

一鳥屋たかになりかへハ、中よりりやうはうニゆひ
わりへし、ゆひめハ上になすへし、

一たかのゑもちの毛ハ□ミかけの毛と申なり、その
下□をさしのもと云なり、

一たかおくれの毛、なつきしかの毛なり、

一さころもの毛をのいニあり、かねつけの毛ハ、つ

はのいニほそき羽なり、かいこのもてふくろひく
うちのけなり、

一はしつめをつくる事、つくりて後ニ木のミ油をぬ

るへし、これもはしつめのくらいによりてこしら
ふるならいあり、

一あしかわの事、ましろのたかにハむらさきかわ、
おなしくくろかわたるへし、

一あしをかわのくちにうるしさす事ある、ねやとい
ふ物をもさすへし、

一たかしやうそくいたきたる時、日ほこにつなくへ
し、その時犬をもしやうそくしてたかつゑにつな
くへし、むきあわせてつなくなり、

一すゝのひゝきをの事、六寸八分たるへし、これも
くちにうるしさすなり、

一たかのゑふくろの事、とめ口なし□とりまき説言
まき、一よめかわ、こしかわ、一ねかわ、一大と

をりのかわかかけを、一もあひのかわ、一さはきの
ふうたひのかわ、これハ、見せかわとも申儀あり、

このかわになかき一尺三寸候するへく、めのあき
様一寸下よりあくるへし、

一よめかわのなかきハ、ゑふくろのたけによるへし、

ひろき四寸二分、五色にミ、いとひくへし、すり
□かわのひろき一寸二分、これもあわせめにミ、
いとひくへし、とむるめにあふのかしら又ねすく
りよりのめにもするへし、

一 たちつゑのなかき鷹上のたけにくらへて一尺二寸
きりてすつる、このあまりをなをしてたかなふり
ニもちある事あり、

一 大かひのつゑの事、その人のたけにくらへて二寸
きりてすつるなり、その二寸をハすゝふくろ□
もつなり、

一 日本子ニホコと言ハ、東に木の本をなして南むきにかま
へへし、たかき三尺八寸二分か本なり、ゆめ□
らか本なり、

一 小鷹秋よかつら□てゆふへし、両方をとめくちな
しにゆふへし、四尺二寸にもゆふへし、これをも
ちいる事あり、又こほこといふ事ハ、うちにゆひ
ミおく事なり、

一 へをハおふるめのなわともいふ事あり、これも

たか言にへをといふ事、小鷹にさして鳥にあわせ
たる時申也、

一 おふをたすけのかわ下より上につけたるをハ、し
やう／＼のかわといふなり、これをもとおしから
めともいふへし、一 なひきのかわとも申、又こつ
ちのをともいふへし、

一 こもといのこどくあるかわをハ、とりあひのかわ
とも申へし、

一 たかのむきを見る事、明日も野つかいとおもふに
ハ、夜すゑをしてむきをしるへし、夜すゑの時、
たふくろをしけくひきておるをこけしをあくれハ、
身の毛をひくをハ、やせたとおもふへし、

一 夜すゑの時、うちをハとをくやり、身の毛をハひ
かぬをハよきむきと云へし、たゝししゝあいに
らい五六も有へし、

一 ねらい物にくてんあり、鷹を日ほこにおきて見る
へし、その時よきあしきを、かのふるまいにて見
る事、

一 かすこたちと云事、
一 山おもふと云事、
一 野こゝろと云事、
一 身をそうと云事、
一 なら尾見ると云事、
一 大ふるまいと云事、
一 小ふるまいと云事、
一 とをおすと云事、
一 尾ミおすと云事、
一 かゝミ見ると云事、
一 けはいすると云事、
一 かせのたむと云事、
一 水このむと云事、
一 ゆをこのむと云事、
一 きしむと云事、
一 見おくと云事、
一 ましろかすと云事、
一 はをほすと云事、

一 はをよると云事、
一 もろ羽をよると云事、
一 くもゑくうと云事、
一 しとゝ見ると云事、
一 はしならずと云事、
一 けふり立と云事、
一 ゑをおもふと云事、
一 むつけ立と云事、
一 ならふと云事、
一 羽をくうと云事、
一 羽つゑを立と云事、
一 もとくひすると云事、
一 けあふらハしと云事、
一 羽こくと云事、
一 いぎやすめと云事、
一 いとよると云事、
一 おそい立と云事、
一 いぎやすミと云事、

一いきおそうと云事、

一鷹のゑをかう事、

春ハいたゑをかうへし、

夏ハもゑをかうへし、

秋ハすちゑをかうへし、

冬ハまゑをかうへし、

ゆのころニならいあり、

一勝鷹のめんとりつきなるとおもハ、おんどりと

りたる時ハ、ミかへりのけをかゑ、めんとりをと

りたる時ハ、かいこのけをかゑと云く、

一ころやすめて鷹つかうへし、ころやすむると

ハ、鳥をとりたる時鷹のいきをつかせ、むきを見

てかふるをやすむるといふ事なり、日とにつかへ

とも、たかの心をしれたわると云事あり、

一たかつかいに出る時、たかをすゑ出したる時むく

□万きたまるへし、鷹をすゑむけてとなふる事あ

るへし、

一野ニうち入るとき犬□鈴をつけ、鷹ニすゑをさす

へし、ねかわくハ上平目心となゑてきよくねう
の方にむけ、犬にもたかを見するへし、人もひさ
まつくへし、

一あき野に鳥をとりたらハ、かねつけの羽というを
取てかミの上ニさすなり、そのまゝまるをかうへ
し、のちにきもんの方ニさしむけて、一さんく
きもけのをくと申このもしをなすへし、これをき
ゑ申儀なり、

一たゝとりかうたるをハ、かいすてたるそと申なり、
一おきゑとさためてのちに人にくれぬ物くるゝ時ハ、
かさきりのはをぬきてぬいそめてくるゝなり、も
しぬハねハ、鳥の下はしを人のしらぬ様にきるへ
し、

一つねくゝ鳥をたかのとりたる時、おん鳥ハ見帰
りの毛、めん鳥ハかいこのけをぬきすてゝつかふへ
し、それをも人のしらぬやうニ二羽二羽ぬくへし、
たかしゆにもどきの人にもしらせましきなり、此
事うんくゝ、

一 くらふの小鷹あ□かにいりはしかわ本たるへし、

一 すゝたまりの事、ゑかたハ三くミなり、なかき三

六すねの一そくなり、

一 男犬にハ左なわ、右なわさしあわせ候て、なかき

三六寸なり、

一 たかの上中下のゑもちの事、上のたかのゑもちハ

たかうそはにちとなるへし、

一 中のたかのゑもちのうへ平そはにかとあるへし、

一 下のたかハ、ゑもちかともなくぬんなりとあるへ

し、

一 羽うらを見するとき、一尺二寸のふちにて此哥を

しゆするへし、ひすへしく、たけにあるへから

す、

藤原勝久

(三五六の六)

口切レ

ころのま□□に入事を申すなり、

一 羽を□□むるとミきこ羽ははし鷹にあり、小鷹も

はし鷹に□□物なり、

一 かこうとゆふ羽は小鷹にあり、

一 草の内にて鳥をとり候はくきこしとゆふなり、

一 くさの上にて鳥をとるハ、草をひいてとるとゆふ

なり、

一 山などに鳥の行は、木のまをくるゝとゆふ、

一 御所鷹つなくやう、

一 神の前の鷹つなくやう、

一 勝鷹基鷹つなくやう、

一 南むきほこの本也、木のは東になす也、

一 ゑふくろのくきのな、

一 うさきかしねのくわともときのとゆふ也、

一 鳥くひのくたハ、きは□□のとゆふなり、

一 飾をは友鳥のつのとゆふ、

一 へをのなの事、

一 □□ちにては鳥たけのいと申すなり、

一 鷹につくれはへをとゆふなり、

一しのひ草にとり候とハ、すゝもならざん事也、

一まとゐてまいれと申すハ、鷹の鳥とりたるを鳥に

つけなり、持まいるを申すなり、

一すい鳥なんとの鷹にあたられて水に入候を、又ミ

つをくるゝと申すなり、

一う などに鳥の (マ)

(三五六の七)

口裏ニ有リ

鷹之口傳書次第様事

一鷹之口傳云 次第

一たかミあしかわの真言、ていせいくしてい

くしひぬいしやたやうへはんうん **邪**れ、

一たか上の本いの真言は、しれいしれいハつん か

うん **邪**れ、

一たかをすへとるとき之真言、てい鷹はと摩仁 **ま**

邪れ、

一山ニて鳥をしむる真言は、さうたんしめいいひけ

んたふ鳥かいていうんあちてミしやうたんくわん
ま **邪**れ、

一やりてとりしめてたかなむりをすつるとき真言、

せんきんあらうんたうたかますはとめいうん **邪**

れ、右此時御すわの御定書わすれすして三返と

なへへし、かやうにとなへ候へハ、たどへ日之内

二千万之とりおころし候とも、たか上之とかわあ

本のまゝ、
るからす、

一鷹之内すかす薬之事、

一やきしをかつを草・つハ草・かゝみ草、これを

とうふんニあわせてつゝミかうへし、

一鷹 しゝたかくしてそゝくおせハ、かゝミ草おと

りて、もミてこまかにきりて、ゑ二つゝみてかう

へし、これもく ミ候さねほどにしてかうへし、

一鷹之内すかすくすり之事、

しゝおく さねほどにして、かミのあるを

はん分合てかうへし、

一たか之とうをうちたるにハ、やきしおかなしくお

□なき物之い□りをとりて、三分か一するをいれてかうへし、

一鷹にゑうたする葉之事、

人のかミ□しらミをかうへし、

一鷹之はおかきてけゝのみむしお、ゑニつゝみてかうへし、

一鷹之野わすれのくすりの事、

おころもちをかけほしにしてかうへし、又八人のしりつふりをこそけてゑにそへてもかうへし、又いたてのい□しをもかけほしにしてもかうへし、

一鷹之はなけニハ、からひるをこまかにくたきて、

ゑニつゝミてかうへし、

一鷹之めけニハ、とつとちやうしをたして、たかのかたにかのくすりをつけて、めをすゝける也、いんはうニとらハんはうニつくる也、

一鷹之あしけ之葉之事、

とやたらてハ、ほこニめくかの葉をあつめて、ひニあたゝめて、いこをつゝみて、いかほともとり

かへとりかへして、そのひ（マヤ）にちハかやうにれうけんあるへく候、それニせういんなくハ、けゝゑ之木せきしやうをと□ニと□合る□、

□をつゝミてもしやうしすへし、これもひにあためへく候、又とやニてけゝくり、石之上ニかの葉草をひろけてふますへし、あしけの□しやうにハかやうすへし、

一分こきぬ之ぬるやう、かミ四寸二なり、りやうはうとうせんのめわかくぬうへし、おハ二尺二寸めにつくし、おのとをりにつハのをなり、なかさ

一寸二分、

一□やのちかへ戸ほこのまへのすにある也、おりてのすより内のすのあひたハ一尺二寸、西之戸のひろき二尺二寸ニあくへし、

一三尺二寸なむりにハ、一尺五寸二分ニつくへし、

一二尺二寸なむりにハ、一尺三寸二分につくへし、

一一尺八寸なむりにハ、一尺二寸二分につくへし、

一八寸二分なむりにハ、二寸め三つへし、本のまゝ

一五尺二寸之なむりハとふにてあるへし、これハは
んくわんつかさして、にしきのほうしして、にし
きしやうそくのたかを末へたるとき□、馬之上之
ふち也、この時あり之木ニ鷹つくをつくへし、

一鷹に水ふく事、五口ハ鷹之おもてに、一口たなき
きニ、一口身よりニ、一口きやうふくろニ、一口
又ハ鷹之はんのふきこしてさんを長ことうもをあ
らゑかやに、五口水をふきてのちのはらいにいわ
く、

一はらいしやうしやうへい／＼きうそくへんうん急
と如律合、

右このはらいを三どすへし、これハとやたし之とき
すへし、つねにハた／＼五口ふくへし、

一鷹つへニたか上のものといをゆゑつけ上、

一鷹上かけ方わうせず、これハとりはつという心な
り、いむへし／＼、

此分あと／＼かく也、もしたけん候ハ、たうは
ん四音の方ニ存申へく候、御おんみつ候ハ、りし

やうある、敬白、毎日念佛百返、これハ神平西来
之御屋や方へ申入候、これ御ふしん候ハ、いそぎ
しに御かへしあるへく候、

武田常陸守

于時康正三天小春廿日

師範（花押）

源秀勝

（三五六の八）

一鷹のふちのなかさ、しきハ二尺一すん八分にする

へく候、此ゑハいかほともころよりて、なかさ

みしかさハ、なかさはこのミによるへく候、さり

てよをひかふゑてのころへ□へく候、
ての手□鷹の□ふちはうによるへく候、ちしふよ

りちふまでか一尺二すんなり、中より下か一尺二

すんなり、かミしる二尺四寸ふちふちのしきのな

かさなるへく候、これをしきにして、此ほかをき

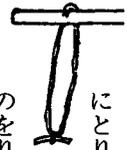
りて、おのつけやうはふちの手つかのもとより一

すんに□きて廻るへく候、手つかといふそおの

つくかたなり、けつりかけたるかたをは、ふちのおきめのもとゝいふへく候、ひすへく候、

これをはそきめのもとゝいふ、これ人にこのなをかたるへく候、又ひしたる名あり、その名をそしやせうとなつく、しやうせうとなつけて、はくハんのぬのやかふところへへく候、かくのことくころへ、はくハんのねをむかへをくる事、くてんあるへく候、

これをは中せふといふ、なせうとなつてはやくしの十二しんところへへく候、これおくりむかゆる所をころへへく候、名をハ人／＼にひするへく候、又をのつくところをは手つかといふ、これをなくかひにて物語□はするへく候、又なあり、下しふとなつけてハ、ミたの三そんのやかふある也、かねてならひ侍へく候、又おのなかさ三しやく四すんをはふたつ



にとりてむすふへく候、むすひめはかな本ノマふむひにするへく候、かなふむひのをりてといふハ四つめのかたなり、うらといふは、十文字のかたをはいふなり、酉のかたをは四せつニひふしてハ、天にたひするへく候、又十のしのかたをは十とくにたひしては、地にひふするなり、このふち一ツに十とく五きやうあり、中を五きやうといふなり、かるかいへにふちに一二いぬやうのさたくてんあるへく候、又／＼もころへあるへく候、

口裏ニ有
鷹ふち書

(三五六の丸)

口切レテナシ

つくりて後に木のミあふ□^(ら)をぬるへく候、
これも□しらふるならいあり、

一あしかわの事、ましろの鷹^〇むらさきかわ、同

くろかわたるへく候、

一足をかわのくちに^〇なしさす事あかねやといふ物をもさすへく候、

一鷹しやう束いてきたる時、日ほこにつなくへし、

そのとき犬をも装束立てたるつゑにつなくへし、

むきやハせてつなくなり、

一すゝのひゝきをの事、八分たるへし、これもくろ

二うるしさすなり、

一鷹のゑふくろの事、とそくちなし千鳥まきしうけ

んまき、一よめかわ・こしかわ、一ねかわ、一大

とをりのかわかかけをかわ、一ひあひのかわ、一さ

はきのふうたひのかわ、これハ見せかわとも申す

儀あり、此かわのなかさ一尺三寸にするへし、め

のあき様、一寸下よりあくるへし、

一よめかわのなかさハ、ゑふくろのたけによるへし、

ひろさハ四寸

^{キレテナシ}三候、いと^{以下キレ}テナシ

(三五六一〇)

鷹ハ金箸ニテエヨカウ、後ニ生タル鷹ハ銀ノ箸ニ

テ食ヲアタウ、其ノエニワ、西方ノ尊鳥ト云トリ

キタツテ、エト成ル也、己イマノキシノ鳥トナリ、

キシワ神代ノ時分、諸鳥ノハシマリナリ、鷹をセ

ウをウ鷹ト云克大事ノ心得ナリ、セウト云ワ^(ママ)ノ

勝王ノ名ヲカタトリテ、男鷹をハ勝鷹ト云ナリ、

女鷹をハ母ソノ為基化母人ノ名を^〇テ基鷹ト

云ナリ、此鷹ノウミタル子共、セテ三三國ニワタ

リテ鷹ト成ル、懸とノ極秘候、則チヨロカニセン

スル物ハ、三宝龍天ノ御罪ト立所ニテアタルヘシ、

愈とく^(ママ)おとく、

(三五六一一)

一^〇おきこほす鷹にハ、とひむしをかふ也、大鷹に

ハ七八はかり、

一鷹時までしらむかぬたかにハ、かミのしらミをか

ふなり、大鷹に八十はかり、小鷹には五六程、

一朝までゑをおさぬたかにハ、女のちをゑニひたしてかふなり、

一 はなニひるの入たるにハ、あき日にむかひてせりをもミテ、あをはしのもとすつけかへハ出也、きるとりいはらのくいにてかけて取なり、

一 おひきる鷹にハ、なまりをこそきてつゝみ、ゑニしてかい候得ハおひきらす、

一 たちさき者すミのはしらニかわりてや、御幸のまゑ鳥は立らん、小鷹□□つくやりなり、

一 鈴のなところひひきのもとつゆのりとすニたまりの□□と□□申すなり、

一 小鷹のせうなほふ鷹□□る□勝鷹多を見せ候へハ、なつきのけはかりひき□□て、そのほかのけをゆるめ候なり、

一 おほふ鷹ハゑを見せ候へハ、こうのけをひき□□
□□ち□□わくもつなり、その本のけをゆるめ候なり、

一 とくきのなの事、

一 たすけは、一をさへは、一とめき共、

一 □□の□□小鷹見る□□あをはししろくはきしらけ候也、

一 あかしはをとふ鷹と申すハ、うちよりの鳥を□□のちのとり□□を□□ぬを申すなり、

一 鳥なれてとり候と申候ハ、あてを□□候て帰はとるを申すなり、

一 あ□□とらし□□候ハ、そのま□□鷹鳥とを□□候ハ、たゝあ□□をとし大□□鳥までなり、

一 もとをしのちひききの皮のめ様、一かなハむすひ、
一 あけきむすひ、一□□^(あ)けすむすひなり、ひすへし、

一 たうとより日本ニせいらきてうハ、はかたのれ□□
いのつにつき候也、

一 其ときのわう代ハゆうめい天王御ときなり、その御内ニこたかと申すをんなあり、それにせいら鷹ノ事をゆつり□□也、これ日本の鷹の初なり、又せいらいわくハんをんのけしんの物なり、

金同 師シヤウ 鷹シヤウ 翁ウウ 關カン 杵キ 連レン 聯レン 弟テイ 鷹テイ 姉シ 鷹テイ 勝キチ 鷹テイ 基キ 鷹テイ 蒼ソウ 鷹テイ 撫フ 鷹テイ 黃ワウ 鷹テイ

三五六の二二

ロナン

鳥のつゑといふ事は在

□内鷹□ふりほどの此

のうる所を用申候、いつれもふ

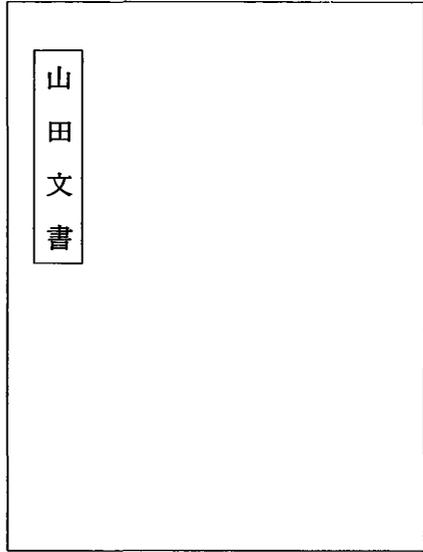
しに各ある迄ふしの各も

いろなミしと云事、口傳ニ

あるへく候、代云の

ひやうくてん前内也、

(表紙)



(109)

(本文書ハ三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 関東御教書

(本文書ハ四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津久経書状

(本文書ハ五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 山田忠実忠真真讓状

(本文書ハ六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津久時申状

(本文書ハ七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 関東御教書

(本文書ハ八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津道仏讓状

(本文書ハ二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津道仏讓状

○ 関東御教書

○ (本文書八一二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 関東御教書

(本文書八九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 関東御教書

(本文書八一〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 山田忠真讓状

(本文書八一二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 沙弥寂證田地売券

(本文書八一三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ ふつけう讓状

(本文書八一四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 山田忠真讓状

○ (本文書八一五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 関東下知状

(本文書八一六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 道智文書預状

(本文書八一七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 関東御教書

(本文書八一八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津忠宗書状

(本文書八一九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 鎮西下知状

(本文書八二〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ ふちはらのうちによ契状

○ (本文書八二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 山田道慶文書目録

(本文書八二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 北条政顕書下

(本文書八二三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 山田道慶申状

(本文書八二四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 鎮西御教書

(本文書八二五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 山田忠真讓状

(本文書八一五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 薩摩国守護代本性書状

○ (本文書八二六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 穎娃久純請文

(本文書八二七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 平為重請文

(本文書八二八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 平成貞書状

(本文書八二九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 谷山覚信請文

(本文書八三〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津忠宗書状

(本文書八三一号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 本性書状

○ (本文書八三二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 平重基請文

○ (本文書八三三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 沙弥津性書状

○ (本文書八三四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 鎮西下知状

○ (本文書八三五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 谷山覚信代俊忠陳状

○ (本文書八三六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 藤原忠幸書状

○ (本文書八三七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 平為忠問状

○ (本文書八三八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 鎮西下知状

○ (本文書八三九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 山田道慶和与状

○ (本文書八四〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 谷山覚信和与状

○ (本文書八四一号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 鎮西御教書

○ (本文書八四二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 鎮西下知状

○ (本文書八四三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 鎮西御教書

○ (本文書八四四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 鎮西御教書

(本文書八四五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 鎮西御教書

(本文書八四六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 沙弥道覚代重俊和与状

(本文書八四七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 伊集院助久請文

(本文書八四八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 鎮西下知状

(本文書八四九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 鎮西御教書

○ (本文書八五〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 日置伊作文書受取状

(本文書八五一号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 鎮西下知状

(本文書八五二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 鎮西御教書

(本文書八五三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 鎮西御教書

(本文書八五四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 鎮西御教書

(本文書八五五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 鎮西御教書

（本文書八五六号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 大友具簡書下

（本文書八五七号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 山田道慶申状

（本文書八五八号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 山田道慶着到状

（本文書八五九号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 山田道慶着到状

（本文書八六〇号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 山田道慶申状

（本文書八六一号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 谷山覚信代教信請文

（本文書八六二号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 後醍醐天皇繪旨

（本文書八六三号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 山田道慶申状

（本文書八六四号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 山田道慶軍忠状

（本文書八六五号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 山田道慶軍忠状

（本文書八六六号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 島津道鑑挙状

（本文書八六七号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 大窪明賢陳状

○ (本文書八六八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 雑訴決断所牒

(本文書八六九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ たうきん避状

(本文書八七〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 山田忠真讓状

(本文書八七一号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 山田道慶讓状

(本文書八七二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 山田道慶讓状

(本文書八七三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 山田道慶置文

○ (本文書八七四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 山田道慶讓状

(本文書八七五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 谷山覚信書状

(本文書八七六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 谷山覚信文書渡状

(本文書八七七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 鎮西御教書

(本文書八七八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 山田諸三郎丸重申状

(本文書八七九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 鎮西御教書

（本文書八八〇号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 和泉実忠請文

（本文書八八一号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 谷山覚信請文

（本文書八八二号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 平忠世請文

（本文書八八三号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 鎮西御教書

（本文書八八四号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 谷山覚信請文

（本文書八八五号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 渋谷定圓請文

（本文書八八六号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 鮫島蓮道請文

（本文書八八七号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 渋谷元祐請文

（本文書八八八号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 谷山覚信代教信重申状

（本文書八八九号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 鎮西下知状

（本文書八九〇号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 山田道慶置文

（本文書八九一号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 山田忠能・同亀三郎丸連署申状

○ (本文書八九二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 後醍醐天皇繪旨

(本文書八九三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 谷山覚信代教信請文

(本文書八六二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 雑訴決断所下文

(本文書八九四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 雑訴決断所牒

(本文書八九五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 僧二卷書状

(本文書八九六号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 成阿奉書

○ (本文書八九七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 山田忠能着到状

(本文書八九九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津道鑑挙状

(本文書八一〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 足利尊氏御教書

(本文書八一〇一号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 足利尊氏奉行人連署奉書

(本文書八一〇二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 足利尊氏奉行人連署奉書

(本文書八一〇三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 山田忠能軍忠状

（本文書八一〇四号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 山田忠能申状

（本文書八一〇五号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 山田忠能申状

（本文書八一〇六号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 山田忠能申状

（本文書八一〇七号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 山田忠能申状

（本文書八一〇八号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 足利直義御教書

（本文書八一〇九号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 足利直義御教書

（本文書八一〇号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 足利直冬軍勢催促状

（本文書八一〇三号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 山田忠経申状

（本文書八一〇四号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 足利直冬下文

（本文書八一〇五号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 足利直冬軍勢催促状

（本文書八一〇六号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 島津氏久宛行状

（本文書八一〇七号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 島津氏久安堵状

○ (本文書八一八号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 今川了俊拳状

(本文書八一九号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 島津氏久拳状

(本文書八二〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 今川了俊書状

(本文書八二二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 犬追物手組

(本文書八二三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 山田龜三郎丸軍忠状

(本文書八二三号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 山田龜三郎丸軍忠状

○ (本文書八二九七号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 足利直冬下文

(本文書八二四号文書ト同文ニツキ省略ス)

○ 今川了俊感状

(本文書八二五号文書ト同文ニツキ省略ス)

○三五七 島津友久寄進状

奉寄進

(島津元久
花押)

薩摩國鹿兒嶋郡給分小牧内中牟田事

右彼所領者、式部常陸守友久爲二親先考道興禪門
老母通長禪尼菩提

料、永代所寄進福昌寺也、雖然爲後代、本寺大檀那

陸奥守元久所取進加判也、次萬雜公事諸役等悉停止

之、仍寄進状如件、

應永六年己卯三月廿一日 常陸守友久(花押)

(本文書八「旧記雜錄前編二」六一九号文書ト同文ナリ)

○ 山田忠経讓状

（本文書八一二六号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 島津久豊契状

（本文書八一三二号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 今川了俊挙状

（本文書八一二七号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 島津久豊宛行状

（本文書八一三三号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 島津元久段銭請文

（本文書八一二八号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 島津久豊安堵状

（本文書八一三四号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 北郷道巨外八名連署契状

（本文書八一二九号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 島津久豊契状

（本文書八一三五号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 山田玄威久契状
興

（本文書八一三〇号文書ト同文ニツキ省略ス）

○ 三五八 足利義教御内書

寫 『忠國御代』

○ 島津玄喜久契状
豊

（本文書八一三一号文書ト同文ニツキ省略ス）

大覚寺事、依計略早速落居、忠節之至無比類候、向
後弥憑思食候、兼亦一紙披見、殊神妙、旁以心中趣、
感悦不少候、仍太刀一腰・腹物一領・馬一疋遣之候、
委曲満政可申候也、

〔寛治元年〕

卯月十三日

〔義教將軍〕
〔花押〕

嶋津陸奥守殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一三四一号文書ト同文ナリ〕

○三五九 薩摩国谷山郡山田・上別府

北久方藍注文

谷山郡内

注進 正安四郎分山田・上別府北久方あいのでう

文の事

合

寂善 三十把 五二郎入道 三十把

藤三郎入道 三十把 黒丸藤太郎 三十把

や平太あと 三十把 脇丸又三入道あと 三把

藤平太入道 四把 宗次郎丸 十一把

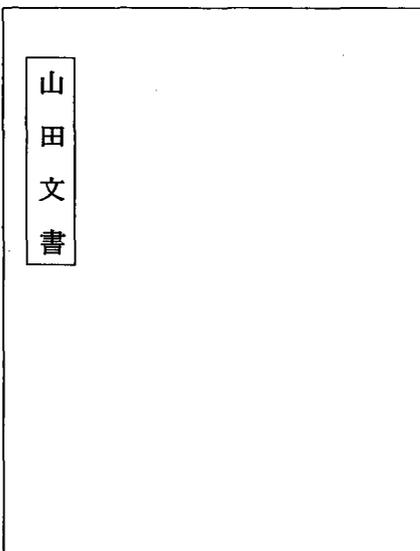
脇丸 十八把

上別府

藤太入道きた 十六把

八月 日

(表紙)



山田文書

(1068)

〇三六〇 弓等名称口伝

世中に不應事

- 一弓のいかゑしを手のうちといふ事わろし、
- 一弓たをしをしはうち又ハうちおこす、打をくるハ
ろし、
- 一くゆかけをもちゆかけわろし、
- 一かた／＼ゆかけをかたゆかけ・的ゆかけわろし、

- 一うつほを一二といふ事を一本二本わろし、
- 一うつほの皮といふ事をほかハといふ事わろし、
- 一うつほつくる事をおうといふわろし、征矢ハおう
とよし、
- 一犬馬場のかり屋形を馬場殿わろし、馬場殿とハ別
二有、
- 一犬馬場のさしきを犬さしきわろし、
- 一的矢のいつけのふしをすけふしわろし、よの物ハ
すけふし也、
- 一的矢のいたつきをね又ハしかなといふわろし、
- 一はさみ物いる事をしんとういるといふわろし、な
にもたてす (たて) はさみ物いる、其なくハ弓稽古とい
ふへし、
- 一勝負の時、何にても候へ、出候てかけ物にするを
けんふつといふ事をくわの物といふわろし、
- 一刀とゝめといふ事をさやとゝめわろし、
- 一馬のかミつむ事をかるわろし、尾をハかる共あく
る共よし、

一弓のと竹をうしろ竹わろし、

一矢たいふる事を矢くしふるわろし、

一犬馬場に縄おく引といふ事をふするわろし、

一弓袋・笠袋のうつたれをふうたいといふわろし、

一くしの時、うわ矢立をまへ立又ハさき矢立わろし、

一神の前のかきりて、ふしやわろし、かちちちのそらミやう也、

一犬追物の時ふるさいはいを、ぬきといふわろし、

一くしをこ的わろし、但射付の的といふ事有、

一こてのをむすふ事をゆふといふわろし、

一むかはきのをゆふ事をむすふわろし、

一ほそうつほをこうつほといふわろし、

一ゆつのはといふ字弓絵柴と也、

一うらしろといふ字矢多と也、

一鷹山といふをたかのといふわろし、

一馬の爪打様、是又第一秘知也、

一外かゑニふむ爪之事、

一内かいニふむ爪之事、

一きれ爪之事、 一うけ爪之事、

一ぬけ爪之事、 一われ爪之事、

一ちゝみ爪之事、 一□り爪之事、

一ひらき爪之事、 一うみ爪之事、

一うらこ爪之事、 一あつき爪之事、

一うすき爪之事、 一かたあくどまく爪之事、

一もろあくどまく爪之事、

一うしやうの事、

一ふしやうの爪の事、

一ミけんおるゝ爪事、

一かわあつきうて之爪の事、

一かわうすきうての爪の事、

一外かゑニふむ爪を打様、刀の立所ハ何もおなしかるへし、ひらく方のほかをハ、刀のはを内へ入て、こみきりとて、ここのほかに入す共、すこし入

○三六一 馬爪之事口伝

るゝかことくニして、ミけんおハすくニ刀のはを
あてゝまく、刀のかとより、少刀をあつることく
に打ぞらして、足をあけてうらよりまく方の爪ま
ハリをおとす、さてよこねをまく方をすこしかす
かニはらふなり、ひらく方をハふかくはらふて、
よこ切と二刀三かたな切て、ひさきをハひらく方
のよこハかり、かいそくしてとるへし、又金をあ
つるニハ、えらく方のよこねをつよくやきて、つ
ほむ方をハすこしあつるなり、次ニミけんニ金を
あつることハ、そる方ニよこさまに一文字を引た
ることくニあつるへし、
一内かへニふむ爪も此れうけんなり、油ハ持のあふ
らをぬるへし、
一きれ爪の次第、是をこしらへる様大事也、きるゝ
爪ハ、つまさきならてハきるゝへからす、両方の
内、ほかハ切て、きれたるさきニ刀をあつる事な
し、うらより是を一文字ニつよく、馬のいたむほ
とあつるなり、油ハかのしゝのあふらをぬるへし、

ミけんニあふらをぬり、又ハかねをあつる事なし、
一うけ爪の事、是を治する様、おもてにもうらにも
穴のあきて、そこよりくされて朽たる木のこことく
ニして、更ニ馬はたらかぬニ、やねらう是をこミ
て、上より金をあつるへし、爪のうらにしほを水
ニときてぬるへし、天門の血を出すへし、ていと
いふハあいかまゑて／＼取へからす、うらニ金を
あつる事なし、

一ぬけ爪の事、是又れうちする事大事なるへし、爪
めまハリうみて、おもて計ニなる事あり^るへし、ま
つおもてニかうのけふりをこまのあふらにてとき
てぬる也、つままハリのきハ、五分ほどきけて、
金をあつるなり、うらにハ人の付る金をぬりおく、
かやうにこしらへて四日五日あり、九千乃をかけ
て、四五日ありて又よきさけニて塩を入れてぬる、
うらにもおもてニもか様ニぬりて、二三日ありて、
うらの爪さきよこねをうす／＼とあてゝ、ひさき
ニ金をよする事あるへからす候、此ことくニ生出

るへし、

一われ爪の事治する様、わるゝ爪のうらミなうみて、あつくして面ニそるへし、うらおもてからせニかきて、ひの木の油をぬる也、おもてニらうを付て、其上ニ金をぬくゝとあつるなり、鹿のとうなふをつまねニぬるへし、かたおつよくひやして、うてをハゆにてもたつる也、あらう事なし、是百日より内ニなをるへからず、ひさしかるへし、

一ちゝみ爪の事、誘事やすかるへし、是もよこねはらいてかうしニかきて、うらに金をあつる事なし、つまねニ爪さき金を引まハして、二三日ありて、爪打刀のはをのめに切て、其後狩のあふらをぬるへし、其後つうれいのうらをこしらへることクニさかつめつよくへし、上ハつまねつまさき金おあつる也、ちゝミたるところハさきニくたりさす、つまねハうすくかるへし、つねニある事也、
一つ、爪の事ちする様、つゝを立たることクニしてめくと見にくき也、面ニかた身おあつる事なし、

うらよりつままハりをふかゝと打落て、つままハりのうらに金あつるへし、すいつけのはりをミけんはきミところニあてゝ、すいつけハつまねのつめたるをくつろかすなり、かゝミの上ハうてをねちらさしかためなり、あふらハ爪しやうをなおしたるなり、

一ふしやうのつめとして、ときて爪ニぬるへし、是ひさきニする也、これもとよりはりあるへからず、爪しやう石をふむ人ニさかせす也、

一ありきの時ハ、内ノ方より外へ打まハるへし、何ノ時ハ外より内へ打へし、是一の習事也、

○ 幕打次第口伝

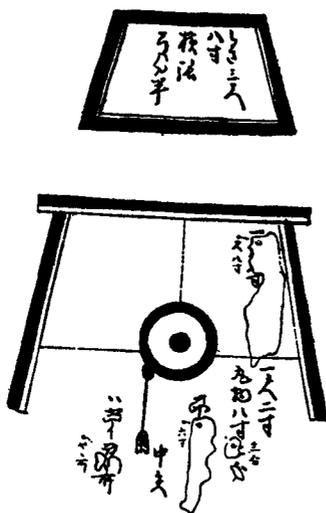
(本文書ハ二五二号文書ト同文ニツキ省略ス)

○三六二 弓的口伝

一圓物始ル事、信濃國大塚山口、世にカル程の山クモアリ、キト云物ヲ空ニハリふさキ、我朝ヲ裏テ

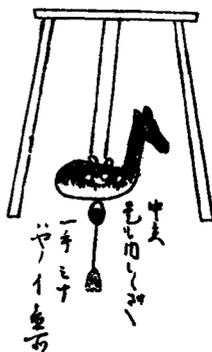
□まきあけむトス、此時、伊勢天照大神御覽アリ
 テ、八眉ノ地頭八目ノ□ノ弓ヲ持テ、射ナヤ
 マサルナリ、其形ヲ尺ルニ長十丈餘、鬼女也、彼
 カ頭ヲ破テ見ハ三尺釵アリ、これを我朝ノ寶トス、
 其ヨリ始テナツ刀矢釵ト云事アリ、能ク口伝アリ、
 可秘と、

的カワノ布四ハタハリ、長さ二尺二寸、色ハ
 □いろ□同串三尺五寸、三寸ヲナシ、



一圓物之事、九丈半ニ打テ、弓中よせて申ヲ立る、
 九丈也、式ノ丸物ハ三尺五寸也、□方同口傳ア
 リ、

一箭ノ取様、外矢・伏矢・立矢・横矢、チタン、申
 廻リ方口傳ニ有、的ノ前一尺二寸ニ繩ヲ伏、高さ
 五寸二分、



一草鹿ノ長さホトクヒハキヨリ白毛ノ本マテ一尺八
 寸、とうのまハリホトモ一尺八寸、肩ヨリ頭マテ
 一尺二寸、是ハ式ノ草鹿かち立ノ物也、



一廻草鹿、己ハ馬
 ヨリ犬ノ大綱ノこ
 とく、さくりホリ
 廻テ射ヘシ、表裏
 ナク作、口傳アリ、
 一挿物ノ弓場ノ遠サ六丈七丈ノ間也、挿物ト申ハ、
 薄打敷ヲ其まゝ竹ヲ以テハサミテ、下四寸ニ立ル、
 四半ト云ハ、是ヲ四ニきりて立ルヲ四半ト云也、



一式ノ草鹿ノ遠き十丈ニ折テ申ヲ立ヘシ、草鹿作様、

鐵ノ頭ヨリ白毛マテ、背通ニカネヲフセ、頭

ノ内ニ雲州橘程カネヲ丸めテ入テ作也、釣緒ノ付様、布ヲ色ニテ染、打マセの指綱ノコトクに打テ、

是も神頭タルヘシ、ハキ様ハホウノ木ノ神頭に籠

ハ前際ツハミ、アこめハキニハクヘシ、アこめハ

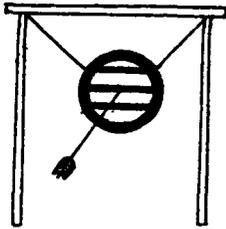
キト申ハ、糸ス、キノ色ニ青糸ニテハクヘシ、

一山クモト申ハ是也、四寸二分ニ白革ニテ作、箭中

にヒキリヤウノコトクニ筋ヲ付フスル也、チ□ニ

付テ申ノ角ニ付ヨ、下ニモツケ、メケテ申ノ角ニ

マクナリ、マク数ニよりテ勝負アリ、



一地頭ト申ハ圓物ノ矢也、其ハキ様うるしハキニ雉

ノ打羽ヲもつテハクヘシ、持ノ直ノ時ノ神頭ハ、

銅ニテハリテスルヘシ、口傳ニアリ、

一一手平頭ハハク様、五節ノ篋ニフシカケヲサハキ

テ削ハスニツキテ、鷹ノ羽ヲ以テ、四寸二分ニハ

ク、ヒハイ頭ニ羽ヲハ取、白糸ハキ、上ヲサシヌ

ルヘシ、陳頭ハ秘事木也、作テ黒クヌルヘシ、陳

頭ノスケ様、口傳ニアリ、弓方の秘事にて候、可

秘と、

一丸物・草鹿地頭ハ、きり口ニフクサカハシキ、角

ニテイノめのことくニほしを打テ作也、萬口傳ニ

アリ、

一すわくしトハ、丸物・草鹿ヨリはしまる也、的ハ

矢数ヲもつてかすを立テ、勝負ヲ定也、

一弓場ハ地ニ、山棚ハ南ニ有様二本ニテ候、城内所

ノ大宮ニハ北也トモ、矢前ヲ向テアツチヲツクヘ

カラス、萬口傳アリ、

一弓ノ稽古ハ圓物ヲ以テ宗トス、的ナラ□稽古ニハ

悪候、圓物ヲクツモヲ以テカラミヲ懸テケイコスルヘシ、

一クツシヲ作様、握ノ上九節下二七節タルヘシ、カラミヲ懸ル様、内養テカクルハナチカツテモ不付、弓クセニ依テ懸ル也、口傳ニアリ、

一圓物・草鹿・四半仕ル候時、神頭ヲ取テ進ル事、能とくてん、

一扇ヲ立ル事、作候時、間ヒロケテカナメヲ上ニナシテ立ル也、其謂にて扇事、五時ト申也、

一御禮ノ時、征矢ヲもヲへ、笈ヲモヲへ、此時ハ神頭ヲ一手さす也、神頭ハカリサス時ハ、鞭ニ取副テさすなり、一手サスハ習アリ、能と口傳ニアリ、又征矢負ニハヒモタスキヲ懸、馬上ヨリ弓ヲ以テ候也、萬口傳ニアリ、凡草鹿・丸物ノタイカイノ事如此、可秘く、

一三大事、一弓ヲレ、□ニツルキレ、

三矢枕ヲトシ、萬習アリ、大事也、

一弓ノ本末ヲ知事、能と相傳アリ、大事ノ事也、

一根アタリノ矢心ノ事、内向ノ羽・外向ノ羽ニアリ、口傳有、

一陰陽ト云事、弓ハ陽、弦ハ陰、矢ハは矢ハ陰、ヲト矢ハ陽、外ハ陽、内向ハ陰、弓ト我ヲ陰陽之時ハ、我ハ陽、弓ハ陰也、

一弓ノ表裏ヲ知事、外竹ハ裏、前竹ハ向也、

一三ノ寶ト云ハ弓矢馬之事也、

一弓□物ヲ懸テ持ハ、犬・笠懸・流鏑馬・狩、此時大鳥小鳥ノあハひに、むかはけヲかけテ持、是ナラテ、弓ニ物ヲかける事アルヘカラス、可秘く、指懸ナント弓ニツクル事アルヘカラス、弓場ニ出時は懷中にて出也、指懸ヲサストキモ、人ヲ後ニナシテ振舞也、

一四季ニ依テ、小的ノ繪ヲ出ス事、春ハ大的 トシ、夏山頭ハカリニ出シテ、中ニ鬼ヲ出、秋ハ鹿ヲカクヘシ、冬ハ松・猪ノ間ニ可出、何モ此のハ一尺二寸也、其内四寸  也、

一のヲ射ン月ハ初秋計也、可秘く、矢懸ノ寸法、的

場サシキノ前立候ヨリ別ニハ寸法ナク候、(有)口傳、

一絃切・弓落シ・弓ノ式躰ハ主人・同輩ニ依テ替候、

口傳有、

一丸物的・笠懸・草鹿之付申ノ廻ノ矢、曲□矢にて候間、上よりし、惣別ノ方ヨリモ懸物アルヘシ、

請取様とも大事也、口傳ニアリ、

一上様ノ御相手ニマイリ、前立後立ノ時ニ依テ式躰

アリ、口傳大事云、

一多羅葉ノ弓トハ天竺ヨリ始也、御手頭ト云ハ日本

ヨリ始也、是ハ勝チヤウ木ト弓申也、可秘と、

一指懸ハツハメロノ革□本也、弓太郎ハ一色に縫也、

其外ノ人ハ指ヲ續也、緒ノ長サ口傳ニアリ、

一足袋ト申ハフスヘ革にて縫也、タヒトハ白革にて

縫也、緒ノゆイ様トメ様、口傳アリ、

一夜ノ的矢ノハキ様、口傳ニアリ、

一式ノ的ノ時ハ矢取ヲ二人宛モタ□ヘし、

一絃一筋トハ三筋也、一卷ト云ハ十筋也、一懸三十

筋也、

一一張弓ト云ハ三弦也、一カタメト申ハ八十張也、一

束ト云ハ三十三張也、一まるかしたト云ハ百張也、

一ウツホノミト申ハ神頭鑰鋒矢也、笈ノ子ト申ハキ

フヘノ太刀ノ支也、

一箆ノウワサシト申ハ惣別ノ矢ノ外□鑰ヲ一手ヲシ、

切羽四立ニハキテサシソヘテ負也、クルリ鑰ヲ副

テサス事モアリ、

一矢立スエ所、上帯ノサシ所、口傳ニアリ、秘と、

一弓ニ夜る昼ト云事、ハツシたる弓ヲハヒルト云、

張タル弓ヲハ夜と云、大事心也、くてん、

一弓ニ今生後生ト云事、ヒカエテ持□ヲハ今

生ト、放シテ矢ノ落所ヲ後生ト、矢ヲ放シテイマ

たおちツかさる時、矢ニ代テ一句、射手心ヲヨス

ルナリ、是ヲ弓ノ法門ト申也、然ハ弓ハ佛よび在ヨリ

ハシマリタル間、カヤウノ心肝要□、秘と、

一射手ト云、弓ヲ射ルト云、両説在、

一セイヒヤウト弓力ト両説在、くてん、

永正六年 六月吉日 山田式部大輔久親(花押)

○三六三 弓矢等口伝

口ナシ

矢ト申ナリ、

右外懸ト申ハ、中テ外ニ飛タル矢ヲ弓ニテ打テ検

見ス、弓ホコノウチニアリ、矢ハ中リ矢ナリ、

弓ホコ過レハ頂矢也、

右ハネ矢ト申ハ、中テ矢繩ニ懸テ、右懸矢ト申ハ、

中テ矢繩ト弦トノアワイニ懸リタル矢ノ名ナリ、

右ヨレ矢ト申ハ、中テ前ニ落チ、ハネタル矢ノ名

ナリ、

右殊ニウキスカレト申ハ、的中リ矢繩カ、リ、

本毛管モ地ニツカス、中ニヨレタルヲウキスカ

レト申也、毎ニ矢沙汰餘多在トイヘトモ、ウキ

スカレ又ハ外懸ヲ用也、矢沙汰ハ、前ヨリ沙汰

スル矢ヲハ、後ヨリ取り、中リ矢・頂矢ハ矢取

ニヨツテチカウナリ、可秘と、

一右的始ハ、正月十五日ト申ヲ、十五日ニハサキツ

チャウニテ候間、十七日ニテ候也、

右弓始ト申ハ圓物也、又的始ト申ハ御的三度弓也、

右圓物ノ棚之支、芝ニテツクヘシ、的山ハ高サ五

尺二寸、横八尺二寸、在口傳、

右式ノ棚ノ高サハ三尺五寸、在口傳、横五尺二寸、

右申ノ高サハ同三尺五寸、三方如同上、申ノ餘三

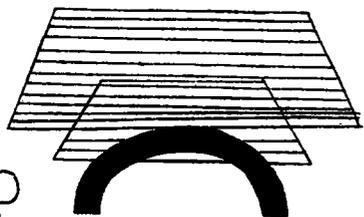
寸、木ホウノ木、三角黒染、

一的山ハ棚ノ後ノスキタル時ノ儀、ツネニハアツチ

ハカリヨツクヘシ、小棚計崎ニ申ヲ立ヘシ、ア

ツ地ト申ノ間ヲハ射手ノ矢ヲ以テ可不尺、

一アツチニハ、入木ヲ四ノ角ニ入テツクヘシ、



○矢取

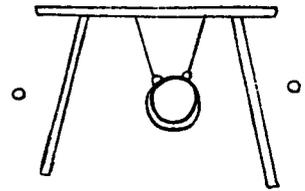
○奉行

右ウラ皮ノ長サ三尺八寸、四ノ水色臙而串ニ付
ヘシ、ミセ皮紫皮也、

一圓物ク、ル様、板ヲマサメニ打違テ、革ニテトチ、
面八寸ニマワシテキリメワカネヨハ面四寸ホトニ
ウタセ、ク、ルニ白革ニテク、リ、同ク革ニテ地
クモクケ、シユノカヘシニテ結テ、長ハ三フセナ
リ、裏ノ板付ケ、中ニハ尾花ヲ入、又ハク、キノ
フツケ、是ヲ入テク、ルヘシ、萬ク、ル様、在口
傳、

一繪ノ事、形ヲ切テ當テフスフルナリ、フスフル寸
方ヲハクラヘテ出ス所□、口傳ニアリ、

一ミ山コフノコト、面四寸ニ作テ、ク、リヤウ圓物
ノコトシ、同ク圓物ノ串ニ懸テ可射、裏皮ノ串ヲ
ハ後ニ弓中寄テ可立、裏皮モ同ク圓物ノ裏皮、同
地分モ九杖也、ミ山コフト申ハ、圓物ノ根本也、
ミ山コフノ矢沙汰ハ、上申ニ卷□、中リ矢其外、
有口傳、同敷緒モ打交也、青白赤三也、射様ハ如
同、



右云ク、山コフト云事、根本信濃國大クサ山ニス
ミタルミ山コフ也、是敵ヲナス物ナレハ、調伏シ
侍リ、圓物ト八九杖ノ地分ナリト云々、

一圓物射弓ハ赤漆數ニ張也、矢ハ地頭一手ノ數六也、
弓ハ常ニ射弓ニ前竹モ後竹モヨハキ程ノ弓也、

一神頭ト申ハ、ソヤヲ白ミカキニ一寸二分ニ作テス
ケ、入木ニテ陳頭ノコトク作テスケ、陳頭ノコト
クミセ、タシナミニ一手持ヘシ、羽ハ鷹ノ羽ヲス
ヤウハ篋矢ノ羽ノコトク押圓シテ能也、口傳有、
一陳頭ハツハニテハク、根ハ一寸八分ト申、在口傳、
陳頭一手ト申ハ數七ナリ、一腰ト申ハ數十二也、
此内ニアメイロ有ヘシ、又此内ニ打羽ニテハキタ

ル矢一ツカイ、是ハ黒漆也、又ツハハキノ黒漆一ツカイ、

一ツハト申ハ女鳥ノツハヲ云、又打羽ト云ハ男鳥ノツハノ事也、

一 地頭ハ三鳥合、篋ハ筋カケ、ハキ様ハアメ色、是ハ圓物射ル矢也、常ニ地ヲ射ヘカラス、

一指陳頭ハ白篋ニテ候、努ニモ白篋ニ目ヲ堀ヘカラス、

一 神頭ヲハ、筋カケニ赤漆、イカニモスネタル篋也、ハキヤウハ黒漆也、

一 小神頭ハタウヤキホウマウツ木以テシントウヲ作ヘシ、小神頭ハ遠物ヲシントウニテ射ウスタメナリ、

一 新頭トハ、黒カネヲ以テ打ク、ミタル矢、是ハ篋

ハ赤漆、綑様ハ黒漆、羽ハ山鳥ノ羽又ソメ羽ナリ、一指陳頭ヲワシノ羽ニテ五ハカセ、騎馬打ツ時、小

者ニサ、スルヘシ、吾カ指ニハツハ綑ノシントウ三サス、此内ニライハスノ矢一有ヘシ、努ニモ

一手指テ、騎馬打ハクワシヨクナリ、同是モ十二ノ内ナリ、有口傳、此等ハ羽ヲ羽タケ其外ケラクヒノ長サヲカイク錢ヲ以テ尺シ見、能様ニ細工有ヘシ、

一 陳頭一束ト申ハ二十五也、此内ニ鞭有ヘシ、

一 鳥ノ羽ヲホロト申候ハ、矢ホロノ征矢羽ニ用ルニヨテ、矢袋ノホロヲ片取テ袋トハ申也、鳥ノ羽カ矢袋代ノ本ナリ、

一 真羽之位之事、

一 ワウハンノ羽ト申ハ山鳥ノ羽ノコト也、

一 鶺鴒ノ羽、 一 鷹ノ羽、

一 鷺ノ羽、 一 鳥ノ羽、

一 フクロウノ羽、 一 ヒヨトリノ羽、

一 カラスノ羽、 一 コウノ霜フリ、

同敷黒羽カラツハ、

一 鶴ノ本白、 一 鵝ノ羽、

鵝ノ羽ハ羽ノ惣名ナリ、

一 矢面ヲ作ル、羽ノ位、鷺ノ羽ニテソウ矢ヲ綑ナラ

ハ、鷹ノ羽ニテ面ヲ作ルヘシ、

一鷹ノ羽ニテ、已上ヲ綯ナラハ、鷲ノ羽ニテ面ヲ作

ルヘシ、小羽ハ山鳥ノ羽ハ、又ツハ又打羽何モク

ルシカラス、綯糸ハ五色ノ糸、又漆ヲモサス、五

色ノ糸ノ内ニ色糸ト申ハ白糸ノ支也、是ハクワシ

ヨクノ糸ナリ云々、

一右弓馬ノ力ヲ引ンスルカタ、人ニ射手具足、其外

射手装束又ハ野装束所望スル時ハ、尋常ニハ出ヘ

カラス、引目ヲ進スルニハ、引目一束ハ綯ストモ、

一腰ヲハ鷲ノ羽ニテ赤糸綯一束ノ内、笠懸引目ニ

ハ、鷹ノ羽ニテ色糸綯、如此誘テ参ヘシ、又此ニ

ソロハスハ、努々進スヘカラス、又云、引目一束

ト申ハ、数四十二、此内笠懸引目、前ニ申候如ク

ニ、二笠懸引目ヲハ綯テ参スル、一コシハ一束ノ

外也、数四、

同ク籠手行騰沓副テ参ヘシ、

一野装束ヲ人ニ参スルニ、沓行騰ハナクトモ、篋矢

九三大頭副テ参ヘシ、

一人三羽ノ類参スル事、

的矢羽ノコウニハ、轡ノ羽ヲ進ヘシ、

一征矢羽トコウニハ、山鳥ノ羽真羽ソヘテマイラス

ルヘシ、

一シントウ羽トコウニハ、ツ羽ヲ進ヘシ、

一地頭羽トコウニハ、三鳥羽ヲ参ヘシ、

一篋矢羽トコウニハ、黒羽ヲ進ヘシ、

一笈ノミノ羽トコ(ママ)ハ、カラツ羽鷲ノ羽ソヘテ参

スヘシ、

一矢合ノ羽トコウニハ、フクロウノ羽ニカラスノ羽

副テ進ヘシ、

一引目カラトコウニハ、箆篋副テマイラスヘシ、

一握革トコウニハ、紫革ヲ革長ケニ五尺ニ切テ、入

木ノカイ一ソヘテ参ヘシ、

一弦衣トコウニハ、ト茶色ノ衣長サ一尺二寸ニ切テ、

一長ケ又赤衣ヲ長同クニ切テ、一タケ又ネリヌキ

同長ニ一タケ切テ、糸十又スナヲ一スチソヘテ進

ヘシ、

- 一 矢綱糸トコウニハ、五色ノ糸ト煎皮副テ參ヘシ、
一 神頭篋^(ト)□コウニハ、箬篋ニホソキホウノ落候、
一 弦ヲ人ヨリ所望在ハ、弦一桶ニ同ク絃衣、又糸百
スチ副テ進ヘシ、
一 玦ヲ人ニ參スルニハ、諸玦一對、又指皮ニハ、紫
皮ニ同ク緒モ紫革、長サ三尺二寸ニ付タル玦一ツ
イ、又指モツカン、指懸カタノ、已上五參ヘシ、
一 弦一桶參スヘシ、一桶ニタラスハ、一張ノ數參ヘ
シ、數口傳、
一 箆ノ裝束ノ草トコウニハ、黒革一枚・紫革一枚ツ
ヘテ參ヘシ、
一 今日御所の興行仕候、敷皮ト所望スル、又 本ノマ、ニモ
夏毛又秋二毛之皮、以上七枚參ヘシ、
一 的弓ト所望ナラハ、弓一張參ヘシ、弓一張トハ七
張ヲ云也、
一 的矢トアラハ、的矢一手參スルニハ、征矢一・神
頭一副テ參ヘシ、的矢一手トハ、數六ノ事也、
一 カイ具ヲカルトアラハ、本ヨリ手繩腹帶ニアシツ
ヲ副テ借ヘシ、
一 手繩ノ長サ九尺二分、腹帶ノ長八尺二分有ヘシ、
同ク鞍覆副テ借ヘシ、鞍覆ト申ハ則敷皮之事也、
此分ソロハスハ、努々カイク人ニ參セヘカラス、
一指次カン指懸ハ、野裝束ノ玦ノタメ也、
一 笈ノミ十二、此内ニカムラニ、鷲ノ羽ニテ綱也、
一 小羽ハ山鳥ノ羽也、鋒矢ニ・征矢ハ、又陳頭一手、
地頭モ又カネノ新頭、小陳頭同ク鞭副テ指也、指
様有口傳、
一 笈ノコト申ハ、太刀ノ事也、長サハ器用法第、同
笈モ上帶指ヘシ、上帶ノ長サ三尋一尺、アカネ染
也、
一 カモサシナワ三尋一尺二寸、同クアシツハ四尋八
尺也、アシツト申ハ、ネリヌキニテ打、クサリニ
クサツテ、黒染ニテ染タル指繩ノ名也、カモ指繩
ト申ハ、ヨニテ打テ、コウニ染ルヲ申ナリ、
一 弓稽古之事、
一 打チホリケノ有人ヲハ、圓物アツチノアワイニ、

ス云ヘルナリ、サノミニ矢沙汰ヲ人ノ申サレ候ス
ル時ハ、サテコソ箭沙汰ヲセシカタメニ、常ノ的
ニモ申ハ立タレト云ヘシ、常ノ的ハ射付ニ射ヘシ、
一ハクルヨリ願ノ哥ニ云、

ハクルヨリハツレサリケリアツサ弓

住吉ノ神ノアテトコロニテ

か様ニ三返唱ヘシ、又人ニ矢ヲ射落サスル哥ニ云、

タサレハ我射ルカタ矢共ニヲチ

ワカ、チ弓ノカスヲ取ルナリ

印ハ在口傳、又言葉モアリ、か様ニ歌ノ道ヲ以テ
カチ立ヲナセハ、即チ馬上モ能ク也、カチ立ノ心
ハ馬上ニモ多モ不替候也、弓ニ五善五心ソロハス
ハ、弓十射ソト申候ハ、カチ立モ馬上モソロカニ
稽古シ侍レハ、カトノ敷候也、五善五心ソロウ
ト申侍ルハ、弓馬ヲ能ク進退シテカトモナク、ケ
ウノ敷モナク、サワリモノキヲ、五善五心ソロ
ウトハ申也、サスカウツクシクテ、五心ミキ鬼ノ
如ク有ヘシ、

一弓クツレスシテ、去年ヨリモ今年ハアカル様ニト

申ハ、我カ射ル弓チツト吾カタメニ小ホコナルヤ
ウニテ、チツトヨワ目ノ様ニ有ヲ以テ稽古スレハ
コソ、アカリハアカリテコフシモヲホヘ候へ、吾
カタメニツヨキ弓、又ハ大ナル弓ヲ、キロニカカ
ツテ射侍レハ、後ハ弓ウセ候ナリ、タトヘハ、弓
稽古ト申候ハ、弓ヲシツカニワリ上閑ニタヘマモ
ナク、切ヌヤウニ引付テ、引タル弓ノ勢ヲ以テ放
侍レハ、弓スカタハウツクシクテ、矢先モコマヤ
カニ侍ルヘキ也、矢ノ走候、面白ケニ思テ引タル
弓ノ勢ニテハ、放サテモキ放ニスレハ、弓一暮ニ
射ソシ候也、

梓弓イル月影ヲ見ルニコソ

我カ老ラクノ矢数ヲハ知レ

梓弓ハツルヘシトハ思ハネト

ナキ人数ニ兼テイルカナ

君 郭公名ヲハ雲井ニアクル哉

弓ハリ月ノイルニマカセテ

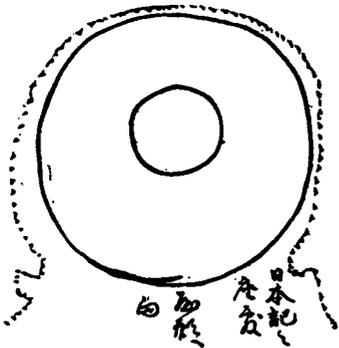
君カ代ハ久シカルヘキ五智ノ如來 頼政
弓ウチアケテエホシキルカナ

一廻草鹿ノ頭ノ長サ四寸八分、耳ノ長二寸五分、ト
ウノ長一尺五寸五分、トウノ大サモ同如ニク、リ
テ、矢アテノ星ノトヨリヨリ、チクヲ入テワクヲ
サシテ土ノ内ニスヘ、其ワクノ中ニ大ナル竹ノヨ
ヨクリ入テ、其臺ニ鹿ノク、リ入タルチクヲ竹ノ
ヨニ入テスヘ、射レハ廻ルヤウニカラクルヘシ、
射ル時ハ、射手装束、矢ハ大頭、弓ハ何弓ニテモ
不苦、草鹿ノサクリヲ繩ヲ伏タルカヤウニ堀テ射



也、サクリト鹿ノ間五丈ナリ、サクリノ遠サハ庭
ノ程ライニ寄ヘシ、サクリナクシテ只庭ニ立テ、
ウツラマワシニ打入テ打上ケヲシテ、サカツテ射
ル事モアリ、又何騎ニテモ射ナリ、

一サクリノ遠サ廿一杖、深サ八寸、横一尺二寸、又
サクリヲ堀スシテ、サクリノ様ニ芝ヲ置テ射テ、
其後ハ芝ヲ又モトノコトクニ芝ヲ伏テ置也、又犬
追物ノマロヒサクリニテ稽古スル時ハ、鹿ヲハ小
繩ノ内ニ立ル、繩ノ内ニ鹿ヲ立テ射ル事、頼朝ノ
當家ノ口傳ト被仰候也、能ク在口傳云々、



萬口傳スヘシ、秘ヘシク、

永正九年七月吉日

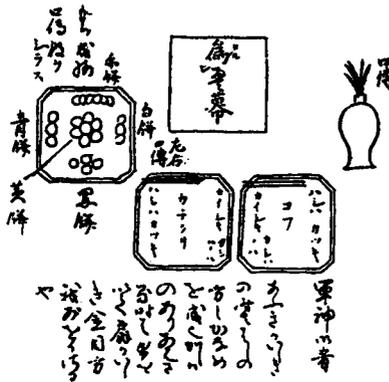
○三六四 軍神祭等口伝

(ロナン)
へからず也、

一尺事、女人の手を以て七ひろ、繩八男の手を以て九ひろ、三色にそめ合也、チハ四寸二分二也、

以上八寸也、面二付也、

一もんを五所ニ付事、青黄赤白黒付也、



一仕立時、無所不至、印兵法拔、次馬頭觀音印咒、

ランハラタハントメイウン、

次ニ定印ヲむすんで、たなこころのうちニ諸軍神・

荒神クハんしやうしてぬうへきなり、

一仕立おさめてのち、幕を三(ママ)にとり、五ニおり、

はんの上にをき、へいしかた方ニ酒を入れて、ちか

やのは五葉さすへき也、

一金剛合掌印結勝運偈一反、

軍陳軍旅戰場常在護身勝運、次幕はしめの弓ヲ射

納、のち肴ヲまいらす也、弓ハ別人可射、矢三

以て射、つるのきれさる様に可射、射様口傳、

支度之事、太平之時者、ゑほしひたれ、射物

ハいたをひろくとち合て、すミちかへに立て、

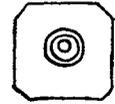
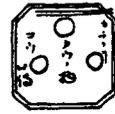
いさすへき也、



初度の矢外むき、二度めハ内むき、三度めハ四

たてなり、

御肴事



一この肴、しよこんかちくり、次あハひ、次勝和布、
軍神御肴この三しゆを一二くミあはせてまいらす
る事可有也、

一御しやくとり一人之やく也、御いわひの御酒二反
のミ、いま一反ハ、しやく取にアツケ置也、又三
反のむも有也、

一幕つくし九本、長九尺二寸二分、八角、かしら一
もんしニきる、又鬼頭切ひち金、二尺二寸打、又
八尺二分の長さ上より一尺二寸下可打、ひちかね
二寸一寸之間見可合也、

一幕申本木、もミの也、しゆらのくんひやうをも□
くつす心也、いハんや人間においてをや、

一幕走事、泰平之時幕申裏、又戰場之時ハ幕申を表
走也、

一幕ヲ打ニ、ゆめく／＼てきをうしろニなしてまくを
うつハ、其陣やふるへき也、亦まくのうちヲ北に
むかふへからず、むかハすしてかなはさる子細な
らハ、まくの手ニ心得可有也、

口傳

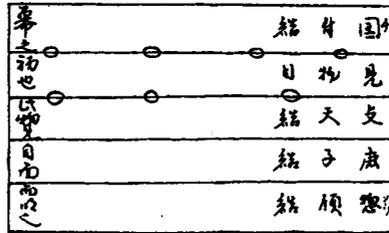
一幕者てんちくまんしゆしやうにおひて、ことおこ
る也、かすミのうちより、五ノきぬふり下て、は
くまくのうふきぬとなる、それより此かた、家と
幕ニもんを付て仕立也、五結目衣、名ハ上ハチ付
ノ結・見物目・支天結・庶子結・惣領結、此五結
内ニ見物目ニ物見ヲ明也、

一ほころハす事、もんのうちもくるしからさる也、
三寸二分ニ綻也、二所の口ニとちかハあり、

一まくのはしめ、三所にあたる、チ十四目ニあたる、
チ二十二あたる所ノチヲ、ときのそひて、勝運ヲ
いのる也、支天結綻也、

一ちの長さ四寸口傳以上八寸つゝニとれハ四寸也、此内一寸二分付所、

- 一 ちの着間一尺二寸つゝ也 弓矢尺、口口傳
- 一 ちの付様ハ、日月ト付也、口傳、
- 一 物見七明也、七星也、



- 口傳云、惣領之幕ト云事、まくのもん當家ハ五結ニカゝる也、つねの人五結かけへからす云、そしハ四結かゝる也、其外ハ一家のもんハ三結ニカゝる也、
- 一 ちの数卅二、廿八付口傳、卅三付つくらす云、
- 一 くんしんくはんしやう、反倍別紙在之、

- 一 軍神祭事、大軍神祭事ハ、酒廿四所、餅廿四所、白飯廿四所、四軍神・八軍神・十二軍神、其外ノ有勢無勢之軍神祭分也、

一 一物之ほうりやう不出候、當昔ハ物ノほうりやうしかくゝならさる也、

一 此御酒、あたらしきうつハ物に入て、ちかやノはにて祭分也、餅ハうつハ物一ニ入テ祭分也、飯も祭事、可祭分也、

一 まくのいわひ之時、くんしんまつるに、めしつかハるゝ人、主仁あかいしやう・くろいしやうのそくへし、

一 世間たいへいならハ、ゑほしひたゝれなり、

一 常ニまくを仕立てハ口傳書ニあるかことし、軍神くはんしやうはかり也、

一 國家しゆこの御まく之時者、まつるとき、まつる人、又しゆこさのやうならひあるへきなり、

一 惣てくんしんまつりニかつちうをたいすへき本也、したくの事、しゆしんの儀、又ハ時儀によるへき

也、右大將頼朝御まく仕立之時、北条南樓にして、かつちうを以て御はた御まくのくんしんら祭候、そののち、かまくらきよちう之時の軍神、ゑほし又ひたゝれにて土肥次郎真平祭候、

○三六五 引方等口伝

口キレ
よりうけとるなり、

一 なきなたひく事、

さしきならハ、はをさきになしてひく、うけとりてひたり二なをる、口傳ニあり、

一 にわのなきなたひく事、しんきへんしてたてゝひく、

一 まきすハうひく事、四せつニよりてそへ、物ニよりにてひくしたいあるなり、

一 たちとせんをひく事、せニ口をきやく人ニむけて、ひたりニもちて一礼してひく、つきニたちをひく、

うけとるにも、せに口をなをしてうけとる、

一 うつわ物入てひかれは、たちはかりをなをす也、

一 ゆミとてうもくをひく事、まつ弓をひき、つきにてうもくをひくなり、

一 しろい物けをてうもくニそへてひくこと、しろい

物け 本のま 一さほひく、つきにてうもくをひく、しろ

い物け一さほのうちならハ、てふもくのちニひくへし、

一 すわうと刀ひく事、すハうをひきて、つきにかたなをひくなり、

一 うゐてをひく事、ゆんでノうてニかけて一礼して、めて二なをしてひく、うけとるニハなく、ゆんで

のうてニかけて一礼してたつなり、

一 ゑほしこそ袖をひく事、こ袖をは二ないのふたニ入てひく、ゑほしをかミにてつゝミて、ひたりの

手ニもちてひく、うけとりて入物之うへニうけぬ

事也、

一 カミとあうきひくこと、入物ニ入て、めてのひきにかけて、一礼してひくなり、

一 たちとてうもくの日記をひくこと、まつたちをひ

き、のちニてうもくのをりかミをひく、

一きぬしやうのちうもんひく事、そのふきやう二なし、せんくわんのちうもんどひくなり、

一しやうをうけとる事、わたす事、一番ニせミかきをかミひとかさねにつゝミてひく、つきニおきくそへをひく、つきニつなきうまをひくととき、おきそやひく、次ニおきひやうらうのちうもんをひく、せミをうけとりて、いわいに太刀おひくへし、このたちハしらはりしやうそくなり、うまハすけのつなにてつなくなり、

一しやうとりてのくハ入ノいわいのときのさかなの事、一こふ・一かつを・一うちあうひ、はしハうつ木のはし、

一きと立のいわいの事、一かち米・一かうの物・一うちミ、ハシハくりの木也、

一やてつけのいわいの事、一あうひ・一するめ・一かちくり、

一ち神くわんしやうのとき、五こん・へいし三・ち

や三、ほんしやうちんのいわいかくのことし、

一きぬしやうとたちをひく事、ふけならハたちおはしめてひくなり、

一うまおひく事、まやのつくりやうニよりてひく、うたきさうせんひく、

一しりかひとたちをひく事も、人ニ見あハせてひくへし、

一たかをひく事、たかをすゑ、いぬとゑふくろをもたせて、まつゑふくろをひき、次ニたかなふりをひく、つきに犬をひく、つきにたかをひく、うけとるやう、せつによりてくてんあり、

一ゆミのはりかゑいたす事、弓おすハうの袖ニてのこひ、いきりたる人のひたりのわきよりいたすへし、やかてきれつるゆミをとりて、その人のさしきにをくのわかいて、まへのごとくニゆミをのこいて、その人ニかゑすへし、

一まりひく事、つは木のゑたニつけてひくなり、

一しゆ人ニいてくそくまいらす事、一ゆミをはめ

てニ、御てうとをハゆんでニもちて、さしきのうしろより、ニきりをいたす、をなしきやもいたつきをまいらするへし、

一うまの上のひてくそくニいらせる事、ゆミとやとめてニもちて見つつ、きをとりて、うまのかしらをこしてニいらせる、もしうまおもてうそまは、めてをもて見つつ、きとり取、さんつをこして、とりうちをまいらするへし、

一小たかをひくこと、もろゆかけさしてたかをひく、をなしくうけとるニも、もろゆかけさしてうけとる、

一のりうまおうつ事、ゑけのむかハき、もろゆかけニてうつなり、

一ミちうちものりうまの事、すわうにくくりはかま、こしあていのかわ・うつほ・ちんとう三・さいて、もろゆかけニはきぞへニてうつ、

一御所のたちひく事、ならいニあり、

一むねあけたちひく事、はをさきになして、もろあ

しをもちわたす時ニ見るを人ニむけてひくなり、一はしらたてのたちをひくこと、たちを立て、かふとをさへてひくなり、

一さるかくニたちをくるゝこと、たちをハあしはさますとも、ゆんでのひさをさへてしきならハ、庭ニをちてひく、よのさるかくならハ、ゑんよりひく、ふたいニかへりて、ちやうたいするとき、ひさをさへてちやうたいするとき、ひさをさへて、もくれいニてたつ、御すわうおハ、ゆんでニのかたニかけてとらするへし、

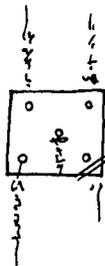
一しらひやうしニたちくるゝ事、ゑんのたちノことくニひく、

一くひしけんのさかなの事、そこんニなましほ、二こんニなま米、二こんめニひへ内たちをひく事、(マツ)たちハきんさきかへしニひく、

一かち時ノさかなノ事、うめほし・こふ・かちくり、一へいのしたかきの事、ゆミをこしているやうニ、しかりといへとも、きしのたかさにくてんニあり、

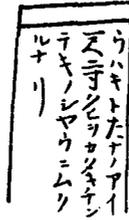
- 一あひノかきゆふやう、たかさ三尺二寸又五尺二寸、
五ふち・七ふち、かきのちかいやうハ、きる物を
きるやうニちかへルなり、
- 一きとのわきのかき事、したかいハきとニむけ、う
わかいわほかへむけてゆふ、
- 一くそくのけたてのさかなの事、一あふひ・するめ・
かつうを、
- 一ちりどりのいわいのさかなのこと、一たちハきの
かうの物、一あふひ・一かつをき、かつをきのな
き時ハかちくりなり、
- 一くつかたのもちい一そく、小もちいれつつのをき、
へいしの口ハ、ちかや三ほんつつきす、かのとの
う・つちのとのひつしによし、
- 一弓はしめノさかなの事、けつり物、うちミ・さう
ニのシル、
- 一まりのくつおろしのさかなの事、よしきのもちい、
さきのさうニのしる、てうルイナルヘシ、
- 一ハタマシノサカナノ事、ケツリ物、トマロ・ゆノ

- スノカウノ物ナリ、
- 一トリイノタチヨヒク事、サシキノタチノマトクニ
モチナシテヒクヘシ、サカナノ事、こふその神ノ
二系ニわクル物ハ、神よナラハシロ米・ムラサキ
大こん、
- 一はしハタシノタチノコト、ゑんノタチヨヒクヘシ、
サカナノコト、かひサウノ物、ウチアウヒ、トキ
ノ物ナリ、
- 一ヨヒナヲシノ事、サカナ、チツリ物、そのよハト
リアハセホウタイ、
- 一はかまキノサカナノ事、一アウヒ・一スルメ・サ
シミハはうチャウシンホウタイナリ、
- 一ゑホシキノサカナノ事、シキノサカナナリ、



右かうきの事、シヤク上ノかうキノ七尺五寸、こ
のたなにすゑて、一の木ニくひうへ、くひノまい

からしノミヨウミエシニくりカケチ、かチトキヨ
 アク、ふちそやノヤクシヤ、ハタ十二スゑ、くわ
 そくのやをタチそへ、ときをアクル、もしうちく
 ひナラハ、かミ一カサネシキテ、まけたるしゆう
 トキヨアクル後ニ、イクサハノかチトキヨアクル
 ナリ、



一 スムシヤノカウキ、タカサ七尺二寸、ウハヨヒニ
 テからけてカケルナリ、モシつねノむしやならば、
 メコヲカハメヲホカニナシテカケ、それニ入、カ
 ミ一カサネシキテかくるなり、



右くひのはんきの事、ホロカケムシヤノシヤウそ
 くノ事、ミツヒキニテ、カミヨヨリマケテゆひ、
 ほろのくひうへニおミおりニヨリテ、こハンスク
 ロクハノクラニスエテ、ゆんてのひんノかミを、
 タイシヤウノ御目ニカクル、よろつくてんアリ、
 そやノムシムチノムシヤノスヘ物ハ、ヨナシ事、
 くひのトキノイテタチニ、そやヨウチ、うわヨヒ
 ふくらめ、ハキそへニはチマキアルヘシ、たいし
 やうそくを見れば、カリきんニたて、ゑほしな□
 ようのタチはくなり、

一 すむしやノクヒノ時ハ、大くチニヒタ、れニヨリ、
 ゑほしくひをすへる、文ニ云、

ちさうの印ニめいこ三かひしやうこう、十方くう、
 本来元とうさひかせうなんほく、次ニおぬきうせ
 んふしさいくわうミやうそわか、三反、くひすへ
 ルアイタ、これしゆスル、右てきノタイシヤウノ
 クヒヨ給ハるトキハ、我かふとノハチヨアヲノケ
 てる、しけぬのあらハ、我よろいからうとをス

ゑル、よろつサウテンスルナリ、

一まどのくしの事、

タカサ六尺六寸、上串六尺八寸、シカレハ五シヤク二寸ノマトヲカケテ、上方八寸、下六寸ト云ヘシ、

一エノイタシヤウハ、マエカタ一寸五分、次ノシロヨナシク、二ノクロ三分八分、次ノシロヨナシク、三ノクロ五分三分、カヤウニモしてノマトノゑヲハタスヘシ、百手ノくしハタケモタルシカラス、

一小マトハカリノトキハ、ほんくし五尺一寸、二寸アマリ三つふせ、小マト一尺二寸、八寸・七寸・六寸・四寸半の二尺六寸、大いしやうマト三尺二寸、つゝふり四寸・四半ノ寸・四寸・一寸、

一マサヨノ事、上サヨ三尺二寸、中きを五尺二寸、本のまゝ下サヨ六寸八寸、くろかわヨマルクくしニシテ、

三ツ、キニとゝめて一尺二寸、ちハ三つヨリ一分、上サヨハチニ、コレハミトコロくりアハセテ、ムチムスヒニムスふナリ、

一あしつの長三口ニシ二尺、これハ上下サセキハカ

マヘサシなわ、本のまゝミろ一尺、

一アカトリノナカサ三尺二寸、ふちカクシ八寸二分、本のまゝち四五寸二分、ヒチウアカトリハスぞくろニぞめルヘシ、

一あをりノなかさ一尺八寸、ヨコチントころへアルヘシ、

文明十三年四月廿九日

源義□

○三六六 鷹見之事口伝

八幡大菩薩、即スワノ名神トアラワレイツ、セイライハレイセイノツニワタラセタマイテ、イマニケンキウハノイエヨウル夏、コンカウカイノケン也、

一タカノ十二ノ見処アリ、二三五サウ四フ、三三八幡、四千モウ、三十四ノクサリヲ相傳シ、又ハ此ノヲコリヲモ三タン、大同二年ニクケ、女方タチ

ヨリカムリヲチヤクウチヨクシ、イマハカタノコトク、

一ニトサヲノ寸、二ニサイトリサヲノ寸ヲナシ、クムチノサウテンイタシ、

シヤサンノ次第ノ事カキリナシ、次ニハコシクルマ、同下馬ノヨケヤウトムチソロ、ソノ上、タカノヒツ方ト申コトハ、アルニハトリワタシニハノサウテンシシハヤノ分コソタシテ候テコソ、セメテイヌカイナント、ハ申候、

其内ヲトソンセスシテ、鷹ミノ見処、タカ上ナント、申事、ヒモウノコトシ、

一ニタカハカリト申事、

一尺二寸トサヲ、一丈三尺サシサヲ、一丈二尺コサヲ、ミフシハヒキアワセテ二尺一寸、一ツカイノムチ二尺八寸、同二尺一寸、ソノウエ一尺二寸、タカワカリト申也、ヨコナイムチ七寸ニフン、

一三寸二分、ソウシテハ湿天三界トクサリソロ、タカツヘ四尺二寸、

一四尺二分同手ヲツケ候事、

イシツ、ヨリウエ三六寸、一エタアリ、ソノウエニケト申候ユキサシ、ツユシキ、イヌノヤリナワ、スリナワ七尺五寸、一四尺五寸、ス、カラミ一尺二寸ニムスヒソロ、タカノト申ハ、ウンカイニカルコエヨキイテ、ヨルコエヨミルヤ、シカレハ、ホコノタカサ四尺五寸、一四尺二分、一四尺二寸、コレヲトホコトモ申、カナラスヒホコトモ申、ウエニ八大ホコト申、イツレモ北西ヲキライ候、ホコキン・ホコヌノ・ホコカケ、三ノシトミ也、トキノキツフ、同松・タフノキ、其外サウキヨキライソロテ、ヒトツハ・花ノ木・桑ノ木、次ニハタツナントモ、カナラス秋春ノ東ニトリソロエヤ、トヤノタカサ石ヨリウエ五尺二寸、ムネノタカサ三尺二寸、ハリノナカシ六尺五寸、マノヒロサハ五尺五寸、ホコノタカサワ一尺八寸、エタナ八寸、ス、ミタナ一尺二寸、ホコノウエ六寸ニ、インヤウヲカタトリテ、ヤスメヲサ、レ候、ナツフネノ

長一尺五寸、口八寸ヲキトコロ候、クルマトヤトル申ヌキヨリ上三尺五寸以上、ハシラノタカサ四尺八寸、ハリナカサ五尺五寸、コノウチヲ三ヨリ一分ニカウシヤサタメ候、

一ニナツカイ事、トウ山ケヲモツハラニ申候、ソノホカ心ノマ、ニカワシソロ、カウライタカトヤコトムシソタカニケヲトサセ、ソノイゴクスリヲコシウエトヤノカマエソウヤクヨトル事、口傳ニ申候、一ソウヤクニワシヤキニト申クスリアリ、一モウキント申クスリアリ、一スチキント申クスリアリ、

一トラノフシモトリト申、
一八界ノ水、一升水、一コツフノ水、一シヤクセイ、
一モミタシ、一キヨクメイサン、
一舌ツツウ、一ハクセキ、
一タカノイレイヨミル事、
シタケツメヲワケヨクレ候、チハキヲトヨクフミ
モウキン
タカシ、ヤクツマリ候、コレハカンノサウヨワツ

ライ候、

一ハヲモケコホシ、アシヲアケテイキサシアラク、
タフルイヨモトサス、コレハハヒノサウヨワツラ
シヤン
イ候、

一シクナカクニモセクモテヲカサネ、カイシヲツカ
ス、コレハハイノサウヨワツライ候、トラノフシ
モトリ、

一カエシヲシケクツキ、タフルイヨシソロエトモ、
キコエ候ワンハ、心ノサウヨワツライ候、
(ママ)

八界ノ水、

一馬ワタシヨシメ、コロモヲミセハツエヨツキ候事
ヲ宇マワリト申也、

一ハンノケヨクレス、カエシクロミコエカレ候ハ、
ニイキケト申候、

一トラハヲトハ、コフシマワリヲツネシ候テ、鳥ニ
モカレ候事、コレモスチケ也、

一ハシヨアケ、ハンノケヨアラシ、イキサシアラク、
コウヨクリカネ候事、コレヲハナケト申也、

ハクセキモミタシ、コレハトヤイタシククスリ也、
 ワスレテモ、エヲカウ事、メン鳥ヲトラセ、カヤ
 ククリヲサシソエテヒ申候、カナラス四月八日ニ
 ヨムキノ水ヲナシ以下切テ、

○三六七 征矢法量之事等口伝

(本文書ハ省略ス)

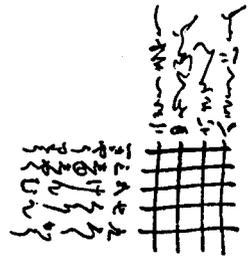
○三六八 御所的之十五番式台之事等口伝

(本文書ハ省略ス)

○三六九 弓のねやの大事口伝

弓のねやの大事

- 一 ひかしにむかいて弓をはるときのもん、
- 一 はるよりもはつれさりけりあつさ弓
- 一 かしまの神のそのちかひにて
- 一 これを三反となへし、



急々如律令

一 矢をはむるときのもん、

一 はむるよりはつれ りあつさ弓

住吉の神のあてどころにて

一 これを三反となへし、

一 弓のうらはすに矢をひととりそへて、其後矢を
 せんたんのかたなものに、やのおひとてくらへ
 て、そのはすのはつきたるとり、矢をはめては
 しらのことくして、その下ニ枕をしみるへし、こ
 れをあさとにすへからす、せんきんをあどふとゆ
 ふとも、たやすくつたふへからす、ひすへし、

大神 惟泰

平 宗定

文明六年六月廿九日

弓矢之ねやの大事

〇三七〇 騎射秘抄之日記

口裏ニ有
騎射秘抄之日記

騎射秘抄序

蓋聞、武者尊□安國之基、撥乱禁暴之本也、是以
和漢傳無絶貴賤翫無上、而步射之堪禦其敵、繇慈
馬上之作物雖有其數、當時用者、流鏑馬・笠懸・
犬追物也、流鏑馬・笠懸^懸□面^懸□其^懸□道^符
物者、射馭之簡要馳逐之妙術也、然間鎌倉右大□
家御時權輿之、入道將軍御代嘉禎年中、泰時^{号前}
并經時^{号中}、彼時被評定有興行之沙汰、或就矢所
之批判、被定法式、以矢落之善惡、□後□^{記置}
以來為武藝練□^最□要、逢政務諮詢之間暇、擇
家之才能、有處と騎射、匪啻催興宴、偏為習武

訓也□与、殊當御代可有賞翫哉、仍將軍御受用之
間、諸人同招引之由也、而於矢所是非者、人皆知
之、至振舞善惡者、其品不同、古今見聞之言語雖
意業、逼當時覺悟之旨趣不可記、是全非為外見、
只深所恥哂言、若於子孫之中、自有好士之器、潛
見之也、委曲載左而已、

一犬追物に射手ノ品之あるへし、第一にハ、歩弓よ
く具足おほきニ、射手もかさありて、馬達者なら
む、是也、又者をのつからしなかりよく、矢こ
たへをし、馬の口を引、或者鞭うつまで、生得に
面白き、是也、又者この二はなけれども、さして
見にくき所なく、する／＼と射なしたる有へし、
若ハ此三なければとも、矢数あるもあり、是ハ勝負
又者後日の日記のためなどハ大切なり、但よから
ぬ射手、餘ニ矢数あるも、惣而射手のほうた井連
乱共なるへ□、何もかねたらんハ誠ニ上手なる、
此内一も射手之人数たるへし、裕裕にもれたらん

は非批判限、

一初心之者意得へき事、大方射手者、生得と云ながら、先心に依るへし、他人を見ても能所をまなひ、あしき所を見かくすへし、いかにも、射手の中にましハリて、このミ稽古をいたさハ、自然と射手なるへし、上手猶下も手之中にて、いさむ思なく、油断の心あらは、おほえすさかるへし、いハん哉、猶初心哉、

一殊射手に昔今とてあなち可定置雖無法、人の心時にうつり、假令むかしの射手と云ハ、いかにも矢数をたしなミ、内外に我一人と馳廻也、是必當世不可然、たとひ矢数はなしといふとも、一疋を矢所しんしやうにしたゝめハ、おほ□て物ふかく射たらんはよかるへし、但これをあしく心得て、矢数をたしなまざる故に、十疋廿疋にも矢をはなさす、只繩にひかへたる計を、當世射手風情と心得たる人も有へし、是又大に不可然、射手之裝束して見物するにおなし、更に無其役、矢数はなし

ともと云事は、あなち是をきらふニあらず、矢数を第一とするは、いかにも悪き所おほかるへき間、先□たゝ□て、よく射させむかためなり、射様も能、矢数あらんハ、流のさほのことし、されはとて、初心□程矢所を執する事も還てあしき事□有へし、善悪をはなすにつきて、あしき所もあらハれ、おのつから能所も出来へきを、更ニ矢をはなさるゝ事僻案之第一也、上手猶毎度わか心にまかせず、然をたら我おもふやうなる矢所をこそ射めと、ためらふ程に、さるへき所もなく、五十疋百疋などに、無をする事もあり、無にハよるへからすといへとも、あまりに矢数なきも、射手の物くさくなる因縁也、若き人などハ、いかにも内外にて馬をも乗、きわくど射なすへし、但其も時の大名又上手などの中に、我一人と馳まハる事も目に立て見ゆ、射手の心ちよく弓手を射たるに、下手の二騎三騎隔てたる、をしもちりなどにてハ内に射、是ハ都而無念之者也、得たる弓手

などに、上手之引へたるうハては、左右なく打よせかたし、たとひもとより引へたり共、打のきても射手にあたへたき物なり、必犬ことにかかる逢義法にハなけれども、時により折にしたかふへき事、可心得者也、

一初心之人可意得事、片入の馬を好事あるへからず、馬のこわきにとりあひ、馬に心を懸る程ニ、矢所をも射うしなひ、覺す腰たかになる事あり、又さのミ逸物も有かたし、されハ、いかにも乗心安、おもかるへきむまをこのむへし、最初心之程ハ、ふる逸物にて馬に心を懸す、射様計を嗜へき也、上手なを晴の犬、又者勝負などの時者、射付のふる一もつ大切也、いハん哉於初心哉、但餘ニふる馬計ハめつらしく、興ある風情もなし、又者其馬なき時は、骨をうしなひ、矢数もなき物者、時とは下地之馬を乗替へ射も、稽古之一也、其も又射手ニよるへし、生得に馬達者の人、少とのあら馬をもおしなをしへ射たるも、興ありて覺ゆ、

馬よハき人、殊にあら馬可斟酌者也、

一矢所之事、繩きわにて弓計をしもちり、馬手切もしハ繩めて、是也、馬計きれと云ハ、假令うハてつまり、下手すきあらむ時之事か、馬をハかねにたて、犬下手を出を、馬のくひにて射て、同馬をも下手へ出すへし、若ハ、馬手かしらニ立と云とも、射やうハ同前、弓の本をこしてめてにて射事、猶も繩ちかゝらんためか、是ハ昔之矢所なり、當世之射物もまれに、又あなかちこのむへき矢所にもなし、

一をしもちり、當世嫌矢所也、是又謂なし、得たる弓計におとりたる事雖勿論、更ニ射ましきにはあらず、それもやうによるへし、射手をへたてたるおしもちりを、ものあさく射たる、誠にわろかるへし、我馬尾の下を出る犬を、腰ほそくをしもちりて、尋常に射たるハ、尤よかるへし、弓計おしもちりと云事、いまにはしめさる矢所なるを、更にいましきと心得る事も一篇なるへし、

一馬手の物の事、當世あなちこのます、是又難心得、馬手のよこ矢に大事之物とむかし云、され共、餘によこさまなる物は、いかにも物こわく、矢つかなれ共のこるへし、さるほどに、見にくき所もありぬへし、おのれとまハリかしらに走副犬を、弓の本をこして、馬のかしらにて射たる、尤興有、縦弓手なりとも、わろく射たらんハ不可然、されは、射手の射手マモの射たるハ、弓手馬手もおもしろく、へたのいたるハ、いつれもわろし、しかれば、矢どころのあしきよりも、射様に善悪有へし、いましき所は、弓手きれ・すかひめて以下也、大方人ことに存知之事也、不可及注、

一外の物のもしは築地きわ、又ハへ井見物数川堀ふせひ、何物にても、物きハよこさまにはしりきる、物を、十文字にさしよせて、馬手切之やうにきらしわたして射置て、馬をめてへ□出して疏すかハ、すかひ弓手といふへし、若物にそひて、弓手へ折す共、馬之折様おもふやうならずとも、

矢は子細なき間、ちからなく可入申候、外にては、弓手・馬手・めてきれ・すかひ弓手の外、矢所有へからず、をしもちりたり共、すかひ弓手たるへし、

一めてきれ、古今人ことにこのむ矢所也、但是もやうによるへし、おのれと十文字に切わたり、もしま□りかしらに走副物を、一手縄つかひて、馬のくひの下、或は轡の七寸之本にて射たるめてきれ、尤興有、是をあしく心得て、十分に馬手三走双物を、先弓手にて弓をひき□つるもあり、さて射たるもおかしく、たま／＼射たるも、弓手共馬手切共云かたし、されハめてならハ馬手にて射へし、若ハ馬場末も有、犬も走切へきならハ、□繩をつかんで、弓手にもあふへし、其も善悪、まつめてにて矢を射置て、さて物ノ尻をおしきりて、弓手にあふへし、是尤可心得者也、

一古ハ能矢を射ても、なを二めの引めを取て、をし懸て検見之かを見よなど云、是もあまりにおほ

ゆ、一騎あひの物を、不審なく心地よく射たる時者、やかてむまの口をも引、つきニ昔之様ニおしかけてたらんも、更ニ射手の幽玄あるへからず、されハ、か様之時ハ、いかにも射手ハよしありて矢こたへをもし、馬をもひかへし、又馬場の末もありて、犬にもよく寄合、疏にあひ付て射はつしたる、又も射てよかるへきを、當世やかて馬之口を引夏も、又於愚意大ニ無念也、不審なき矢の時ひかへ、又も射てよかるへき所にてハ、をし懸ても射へきなり、折により所ニよるへき物也、但大名又いたて無上ノ射手などハ、可追所をひかへ、射へき所をいさるもあり、是ハ副の限にあらす、されは、初心の人上手をまなふ大切もおほく、まなひて無益の所も有へし、取捨物によるへし、是等必不可有口傳、人の心によるへし、能と可覚悟者也、

一 矢所遠近之事、歩弓更ニ不叶人も、犬をやさしく射なしたるもあり、かやうの人などハ、外物の遠

まハリたるを射時者、そのしつも見ゆへき間、いかゝ可有斟酌歟、生得にむ弓よく手もきゝたる人の遠まハリたる物のよこさまなるを、指わしたて射たるは、尤一興也、是等人により所によるへし、更ニとをき物をきらふ事無謂、

一 引目大小事、昔今殊ニけんかくなり、彼是於愚意者、何も不可然、其故ハ、昔之様とて四五寸引目ハ、あまりに見所なく覚ゆ、又當世とて、よハ弓にさのミ大引目も見悪くおほゆ、犬にあたりて矢落もよからず、ちととをまハリたる時者、ちからなき風情もあり、されはむかしの射手の中ニ、いますこし引目大ならハ見所有なむと覚ゆるもあり、今之射手の中ニ、今すこし引目ちいさくはなをよからんと覚ゆるもあり、あまり大小共ニ不可然、但人により弓ニよるへし、無相違者、一尺二尺にもすへし、弓に餘ニ引目のかちたるハを制する處なり、

一 射手装束之夏、不可定法、され共、先若人老名し

き装束くるしからず、老者若装束そそろきて見ゆ、但それも時によるへき也、振舞等之事ハ、只今之風情にしたかふへし、我一人にもれたる事ハ能もよからず、いかにも順儀たるへし、同昔ハ行騰をハ沓の見せのミゆるほどにきるへしなど云、其故ハ、或者自然時、若ハ落馬もあり、又者馬の乗るにも煩たるへしと云、其もさる事なれとも、犬追物毎度珍事も出来、落馬も又きのミ有かたし、かかる用心計にて、昔様ならんも、當世おかしかるへし、されハたふくと能程にすへし、ちいさきむまに、あまりの長むかハきの土二つくほとなるも見にく、還て幽玄もなし、只かやうの事、よき程を可計用者也、同引目羽の事、昔様ニ餘羽せはくをしたるも、まとやなどのやうに見ゆ、又當世とて、ほそ篋に大鳥の羽を少もおさすしてはきたるも、又かたハしく覚ゆ、是も篋により羽二よるへし、一篇にきたためかたし、射手の品、初心盛老少大名上手、皆悉く射様も心ねもひとしかる

へからず、

一 検見者自信の射手にハよるへからず、非射手者も、検見をする人有へし、又射手の中ニ検見を不叶輩もあり、射手検見、稽古人大切也、但相應人ハ常に有かたし、されハするものはおほく、えたる人ハすくなくなし、仍検見ハ最大事の物也、他人雖賞、聊斟酌あるへきにや、

一 検見之善惡の事、大方見あやまりなとハ、昔も今もあるへき事なり、まさしく法をしらさるハ、難用検見之物也、検見の遠目有といへとも、為射手無左右、難及指南、吳論無力、當日ハ是非之儀を 検見ニまかすへき者也、

一 諸道ニ譜学章とて、おかしき事云ならハせり、されとも、一向知さるにハ又まさるへきにや、仍初心之者か 心得へき次第を所注置也、但彼日記を見聞をもて至極とおもハ、如名目之譜可為学章、只志を專にして稽古無隙、能心得而披見せハ、是又當道之肝要たるへき者也、所詮於諸藝、

成就之事者、自身のいとなみに有へき欤、外見擲事、所載少序也、

延文參年八月日

前美濃守長高判在

永徳三年六月日

前備前守氏長判在

〇三七一 鷹之事口伝

一かひ子を人の生しさする時ハ、にしきのきぬにかくもんしありて、人の手をかけたれとも、かへり生る事口傳にあり、さりながら、人のはたにぬくむる事ならいあり、にわたりのかひこにそゆるへし、にわたりのかひこハ、あまたある中ニ、にしきにつゝミてそへておけハ、つゝミたる子なれたる時ハとりて、なんてんちくのはしにて、にしきをはくなり、まつかしらの見ゆるなり、さて□わ鳥をふせて、もゝの間にかひこのかわのあるほどハいたかするなり、はたか子になりたる時、にし

きのきぬにわをまけ入、もまのけをしきておくハ、母鷹にいたきたるほどあたゝまるなり、糸のかひやう、まへの鷹のそたてやうおなし、

一鷹のわか鷹毛とゆふハ、其年の事なり、一山かへりと云ハ、こ□の鷹のわか毛をのこ□であるを云、このたかをかたかへりと申なり、それこしたるをもろかへりと云、又年こしてあるをもろかたかへりと云なり、そのゝち年こしてあるを、もろくかへりと云、それよりして、としこしたるを一鳥屋二鳥屋と申てハ、九鳥屋まで鳥屋と申なり、十鳥屋目を大鳥屋の鷹と云、口傳、

一山かへりと申ハ、今年の巢いてたるを小山かへりと申也、

一大山かへりと云ハ、去年の鷹のわか鷹の毛をのこしたるをは、こあみにてとりたるか、あらたかを申なり、

一野されのたかと云ハ、野山にてそたちたるか事なり、さりながら、なん年をへたるとも見えすして、

きりかへしのわたりあれわたりて、あしはきのいかほともきなるか、つめなかくくろうして、まなこはミわたり、くろめ大^(ママ)に□りあるをとりたるを野されと申なり、此鷹をあら^(ママ)のかくこ第一のならい入可、

一あかけと申ハ、あミにて取たるなり、一山もちにて取たると云ハ、竹にてくミこをかけて、下におとりをおく、かたくちをあけてかまへ、このおとりを見てハ、たか合てある時、おこつりにてとりたるをかまへたと申なり、

藤原勝久

○三七二 鷹之事口伝

一下巻 之内也、

一式のふ 一ふちふち

一三寸のふち 一はする所口傳にいわく

一十文にこふをやく事は、しゆミのはうきたるへく

候哉、口傳にあり、

一鷹のゆひ・つめ名所の事、うちつめ・かけつめ・とつすゑ・かへるこ、此名所によりて、こふをきめむる事、口傳あり、

一鷹なふり之事、をつけより内にならいあるへく候、一寸二寸にかねのてになし、こゝろある事、くてまするへく候哉、をつくかたをハとつかとゆひ、ひらかすかたをハふちのおさめと申儀、口傳くハしく可有候哉、

一三寸のふちしたつる事、口傳にあり、にしきつゝミにする事、くハしくしやうくハん見ゆるへく候哉、

一鷹の物と、以上四十八ヶ条、口傳上下まきに、これしるすなり、

一鷹の上中下を見しる事、口傳にすきぬ事に候哉、先いたたきを見るに、きわめてひらく、ほしの毛を五まいませと出して、ハなつつけをとをくやり、

きりかへしをよいかほともあれ、まゆハ大ニミシ
かく、まなこのはまりハきわめてうるおひ、かね
つけの毛ハすくれ浮上、まなこのまへひきく、ま
なこのしんハはしきをまほり、はしハ大ニきや
めて美してハはしのねとをく、い□やもき□、は
なのす大ニ、うれいの毛ハなかくミ□かう、もの
あいの毛ハすくれてなかふ、そうしてむきより見
れハ、丸物口付まなこをお□るかこごとく見
るか一もつの吉様一なり、

一いた□ハきわめて丸して、ほしの毛ハまれもな
く、まゆもほそくとをく、目のまハリハきわめて
かわき、かねつけの□ハ、むらさき色ニある様に
見え、目の前ハたかくミへて、時くしくれ、う
れい毛ハむつかしくそろうて、物あひの毛ハな
むきより見れハ、はしハ吉、まなこハ小見□て、
おくれハいよくおかれて、身毛をつめて、いや
しきふせひなり、是ハかしらのなりなりと、
一鷹の吉相の下を見る様、いたたきハ前せはふ、す

ゑひろくまるふしてハマゆなし、ほしの毛ハあれ
ともわけもなし、まなこのまへハとりわけのひて、
かねつけの毛ハあれともわけもなし、はしききハ
とひて、目ハ四方を見る様ニ、あれわたてハ、ハ
し先ほきこつニ見す、はなのすハあるかなきかな
きかのやうニして、ハしのいろわけもなし、うれ
いの毛ハきわめておくくして、物見のけハあれと
もみしかく、ふせいおそろしくある鷹を下の鷹と
(ママ)
けりや、

一中の鷹の野きわの事、くろ毛もしろ毛も、ひとつ
こわきニおふるなり、あるによりて、上下のへた
たりもなし、いどのへたたりもなし、かしらハ丸
くほそきにくくひの大にも見えず、小くも見えず、
かしらになり合なり、しかれども、かたハさしい
るりて、くひの毛ハふをしけうきるなり、うつく
しくも見えず、あしくも見えず、ふせひなき鷹を
中の鷹と申へし、これより前ニ上の鷹之事をかき
あるへく候、つき候なり、可心得候哉、

一上の鷹の吉相を見る様、先野あたりハ後くろふして前しろき、わかひにいとのをやりと云い、うしろかたの毛かあれて、前のかたの毛のしろ毛かあまりやハらくに見えて、うしろのくろけこわき、へたり□あれハ、わかひか見ゆるを、いとへのたと申なり、こくろきやめて小して、なつき大ニあれて、かたかいかりて見ゆるか上のたかと申儀なり、

一野きわの毛くろ毛ほそく、後へなひきしろ毛なり、ミたれてくろ毛へかゝり、わけもなし、なつきハとをくゆきよりて、こくひ丸く毛なし、けつきハミしかく、是月かけふちふとて、このミし□なきたかとするゝへし、

藤原勝久

〇三七三 鷹之事口伝

一犬のかしらにまいついで行事をハ、山にて野なんとに犬のかく寄鷹の行行をハ、山をはなえて鷹□

つて行とゆふ也、

一野にてハ、犬のかしらに鷹かつて行と申す也、

一片返ちのくたり、若鷹けをのこしたるをは、

しくれのけとゆうなり、□めの前ニ、若鷹けをの

こしたるをは、けしやうのけと、野きハにのこし

たるをハ、もミちのけとゆうなり、

一つかいの羽をのこしたるハ、羽をおしうたとゆふ也、

一小鷹におうしろの鷹と申すわ、まいをうきにくひのをくれのけ、もミちけのくたりしろし、ハし鷹にましろの鷹ゆうなり、

一小鷹にかりけの鷹あり、このけいろの鷹ハ上也、

一はしふの小鷹よし、

一こふちふの小鷹吉、

一大ふちふわるし、

一きしのひなのしたいの事、

一うつらひなどゆふ事、はのをへりて、身ころハわたけのあるをゆふ也、

一 し／＼とひなどゆふ事、めん鳥おん鳥のわけなき
時をゆふ也、

一 はとひなどゆふ事、おん鳥もめん鳥もなからけを
ゆふ也、

□ などゆふ事ハ、おん鳥もめん鳥もけをかへそろ
へ候をゆふ也、

一 九月九日までなり、それより若鳥といふ也、この
ことはも九月ちうまでなり、

一 それよりすくれハ、ならしのきしとゆふなり、

一 □ の鳥のはしまりなり、なからをの鳥古鳥若鳥
にあるへく候、

一 たかしやうのかきのしやうそくの事、

一 犬かいのかきのしやうそくの事、

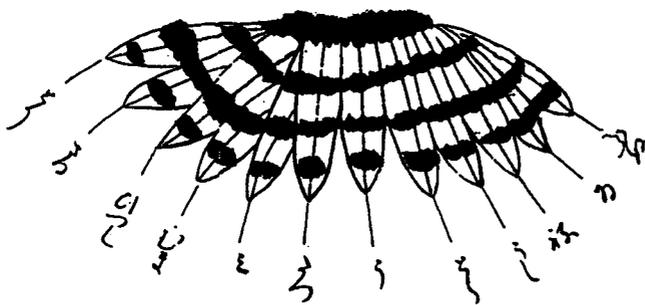
一 たかのうけ取渡の事、

一 はんゑふくろ、二はんふちの□ ちらせうにしと

□ 上せうおわたすへく候、三はんに御鷹をわたす
へし、これ又くてんにあるへく候、

一 をふくろに吉こうをもんにする事ハ、鷹のを羽ハ

十二ときをもちいるなり、十二神へうすなり、鷹
ハむときを本とす也、よてむつのこころをもつて
吉こうをするなり、□ ふくろの□ によこにぬう物
ハきんとくの心なり、



鷹金

鷹師



一かさのきくとちの事、
くてんニあるなり、

鷹主

龍馬

一角



一かさのふちとる事、
くてんあり、

二月吉日

久寶

一鷹のそんしたるとき、すつるやうすくの木のはに
つゞミ候て、土にしつむる也、土用のときハ、河
のうちにいしをつけ候てをくなり、これ又、鷹し
やうのやくたるへし、これひすへし、

〇三七四 笠懸之事等口伝

(本文書ハ省略ス)

〇三七五 弓箭大事書

弓箭大事書

自義家以来相傳書也、

夫文武者國之大綱也、雖為月氏震旦以之收天下振
威權、而左文武者也、曾以不可輕上之理國興家
是哉、孔子曰、為民農際教之政勾踐鞅蛙成霸業徐
優業武哉尿管何則越習其威徐忌レハ其倫不教民戰
是謂業故ニ知弧矢立威以利天下此兵機也耳、我朝
弓箭始マル夏、神代從伊弉諾尊神陽・伊弉冊尊神陰二
神以来、天照大神・正哉五勝尊・皇御殊尊・火々
出・鷓鴣草葺不合尊・此葺不合尊玉依姬后、太子
四人在、彦五頼命・三毛ハ野尊・藥稻飯尊・神日
本盤盤余彦天皇、号神武天皇、
人皇之始也、彦五瀬命我朝弓箭之始也、弓者四尺
有餘、其赤箭者二尺餘、其色青月氏以多羅枝造之、
此又赤、又号殿曲箭調度木造青、又号忌歸月氏震
且如斯、

我朝弓矢長大事第十五代帝神功皇后御代征討ハ新羅・

百濟・高麗之弓長七尺五寸也、表七德五行箭長者
三尺二寸也、表三戈二義從之以來我朝兵具甲乙諸
國之長大也、音行打也、

一弓形者靈蛇昔表兩頭靈蛇作之、陰位靈也、以像月
絃弦革月赤草蛇也、卷藤表蛇鱗文、

一征矢二十二トカリヤ加馬鑲面五後左二中六馬鎮二ハシ征矢者
正征也、三コケイ已形云罰矢中判左罰矢而間束縁以向敵

射之間一番抜中判ヲ其故何矢中字ヲ當謂也、尤罰
矢故也、

一凡箭ハ以蠖□為形蠖ノ只時不飛當光得飛ス時垂針
其穴不可弘而間以□□以箭表蠖ス大小不過一寸
故矢羽長四寸々々ハ罰守也、征罰ト云、征矢也、
蠖虫一切□異再不飛行忌歸故也、

一馬鎮矢令人号陰陽者有二名馬守護也、馬神者号膝
老、其故者昔頼義朝臣与貞任・宗任合戰之、貞任
野草塗毒、此草喰馬皆斃死、此時頼義拜山神曰、
我不私矢怨依天命征罰之何有此難天野中輪齡八旬
斗ノ老翁出現云、此武士中角鷹ノ羽箭持タル者ア

ラ□、此箭二以陰陽ニテ祭之、斃背可令活性□

之、此時角鷹羽箭負武兵如是、此老翁言祭馬皆悉
活生也、依之角鷹羽二判征矢上此故也、其故者上

古ニ山神化山又而援猿名角鷹棧此又之□先云我
此レ山神也、山父者猿也、山子者馬也、父者思子

貴父故鷹對勝先礼之勝先對鷹礼之、其時誓之鷹羽
矢持兵士出馬不可為病難ヲ誓之故之馬為守矢上騎
馬人必可判鷹羽矢此理也、

一野矢九也、像レハ九曜ノ星將矢也、畋獵曰、左右
前路ニ逃去走者可射也、向來者式ニ獸鳥ヲ者不可
射之、其故何鹿野ニ死誼曰、背天尊將人前化鹿向
ト有言コト、野矢鹿角ノ鐏九用之、雖然六者鐏殘
三者卷葛今藤也、鐏代也、馬鎮同、

一檢非違使懸箭二十五也、像二十八宿、但三最除之、
羽文黒為本、黒色罰色然又吉色、征惡賞善、懸箭
上一尺一筈一判削八分者疵大小量筈品分六筈、依
罪打之也、上帶棧罪人故也、

一月卿雲客霜臺近衛平胡録事大將位中將位彈正官之

其故數廿八像トレハ廿八宿也、然漢代名将故廿八將也、以此行善政、又陰陽矢又有二、是ヲ名平起像の一矢也、中將位遷大將後經符除四弁為三弁七畧之三并也、

一 簾箭也、鈿螺筋之也、

一 下部懸矢白羽十六也、馬鎮無之刈鉗、衛錄、

一 橫凡今人号選直將、膀四馬ト鎮リ小鐏二、此式矢也、

一 雀小弓不征討器為遊覽小兒、付具平親王幼稚御時持弓也、是上古弓長也、

一 楊小弓者、唐玄宗皇帝妃楊貴妃ヲ愛遊宴之余射之、依之為名云、

一 簾ハ猪皮上吏、形ハ蟬与蜻蜓影之、故猪皮毛云芝ト上矢判集依無為無事不取判矢故也、

一 抱ホロ衣那アフミニホロ付穴有、

母ホロキルトモヨメリ、長良母得タリ、蟬等集居不去故祝ノ心也、

一 弓曲器也、雖曲至應直箭至直云云、下曲故曲直共

以天下為治ヲ、論語邦有道如矢直不曲云、カフラノ事源家ニハ五アリ、ソメハナシ、カフラ二式ノカフラ二、又一云有、

一 鎧權毛相尅相生肖之不可自由ノ重代者稼サ子夏也、但至毛者可正、相尅相生者也、若向戰場毛尅可為橫死、何答曰、主人姓与鎧毛相生也、相尅者為主人木姓者構ハシ櫛勾白皮威不可用櫛櫛勾黄色ナリ、黄色者土色□木尅土マニ者不用之、為主人火姓者黒絲黒草威不可用之、水尅火、火尅金故也、若主人為土姓者黒絃黒草青葉威不用之、若主人為金姓者緋威・赤草威・青葉威不用之、若主人為水姓者緋威・赤草威櫛櫛勾不可用之、土与水相尅金与水相尅主人姓与鎧相尅不可用之、故忌之五メント云文皇ノヤウニ

一 相生者

主人姓為木姓者黒草可用之、水生木故又緋威・赤草威可用之、木生火故也、主人為火姓者櫛櫛勾青葉威可用之、火生土木生故ナリ、主人為土姓者緋

威・赤革威可用之、土生金火生土故ナリ、主人為

金姓者黃革威又黑革威可用之、金生水土生金故也、

主人姓為水姓者青葉色白革威可用之、水生木金生

水故也、只用相生不可用相尅者也間色威モト口威

上可威ト云支毛色ト威也、此ハ龍鱗ヲ色ト毛ニ無

重代様ニ有重代紫威者不可着、旗主人其故者紫色

赤与黒也、赤者火色也、黒水色也、水尅火也、然

水与火和平色也、然間和平者無為事色也、又前黃

威者間色也、青与黃木尅土故也、然木与土和平色

故無為色故可禁之、将又逆葛茨有之、葛茨革者對

人不見背後故、以是表ナリ、

一 鎧垂直以用之、直垂色朽葉ト云、上衣狩衣朽葉云

云、兵革着之染葉云、染葉秋木葉露霜染ル色云云、

一 引上帶事、

上名駒藏也、下号者不可引口傳有可秘之、上方引

様有、

一 太刀足ニ革以菖蒲用文事、

菖蒲百草中牛馬不食之故文也、

一 以太刀鎧号兵革名之事、

テイケイハ七ノ日ヲ射落、此ハ皆獸物也、凡兵者

有五兵、弓箭劔戟鎌文人獲事革者鎧也、以彼革為

之故千云革云云、

一 有五形以兵器為木也、

笞切口四分枝也、棒也、徒ハ極合也、流ハ左遷死

誅五義ニ有旬之、

一 兵具忌向北事、

北方者陰方也、陰隱也、北字ハ逃義也、故忌之

吏記云、靈シキ起兵法向北者不可逆云云、

一 馬ヲ繫北向事無之故、馬向北風可愁忌之、

一 甲上龍頭又九方形有之、龍者□化虫也、登天入地

故自在形也、

一 九方形者陰陽也、日月形也、

一 震離充ヒカシムニ長良城ヨリ云百里アル山、其利生知兵法也、此

山ヨリ千五百里南ニ行河アリ、横風ト云、其河濱ホ

北良翼王垂部ト云所アリ、此橋上ニシテ黃石ニ扨ホ

テ此法傳也、乾坤申イヌヒシヤル此九方也、天地之間

故形也云云

一 鎧本者腹巻也、高良大明神御鎧也、其鎧ノ神也、

此大明神ハ住吉ノ御子也、仲哀天皇ノ后也、御胎孕アリシ御時、應神天皇今宇佐宮也、神功皇后御胎孕アリシ御時、本ノ鎧ハ不合御身之間頓於船中作玉ヘリ、自是以降時之用之、

一 鎧毛ニ用小櫻、

昔天武天皇第廿五天王舒明第二御子与天智天王御位争之時、天智其時奉号大伴王子ト、籠大和吉野山天皇兵将奉追懸、王子桜花下ニ忍陰給、岩間ニ有ル穴入之時、桜雖不吹風散テ加テ而兵将自他ノ上無人ノ跡此木下ニトテ到ス、他方ス兵将駈向号、其故ニ得遁事ヲ、五ヶ年即位勅日以桜稱花カ故ニ使命此花無過黄色ハ地色ナリ、以桜返黃事自此始多主人ハ善惡ニ無嫌之云云、天武ハ淨御原治十五年也、

一 鎧毛緋威事、

弓太刀釧長刀ホコテ葉ノ上事樋トヨストヨメリ、
罰字也、世間ノ人常火威ト云、火色赤也、緋字也、

不火字ニ以絲絹染茜以稱緋ト鎧椽ニ塗朱無諸形事也、

一 簾長一尺一寸、野矢一尺二寸若分、

一 野矢始事矢筈、

第二十二代雄略天皇將シ玉フ、葛木山山神一言主被テ鏑矢ノ草莫シ、僻葛ヲ奉一条天皇御代又辨木

作鏑事、

一 鞭長二尺四寸アリ同尺寸隨身ハ二尺二寸也、

一 大將軍 七驗後冷泉院御時始之、一ニハ上判矢節

ヲヌル事、二ニハ矢羽石打用之征矢、三ニハ烏帽

子左折用之、四ニハ弓藤上三十六卷卅六神表也、

下二十八卷也、二十八宿表也、

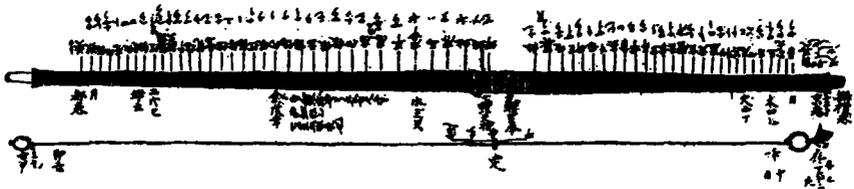
五ニハ千手緒ヲ赤革爲後藍爲前陰陽南斗北斗故、

六ニハ太刀足革端鞆上ニ當、

七ニハ熊皮行胯鎧ノ下穿也、

一 此ノ末ニ弓箭ノ圖有之、

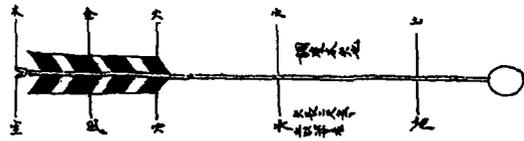
次灌頂之巻口傳有、



一十二天

- 東北角伊舎那天 東方帝尺天カヘリ時 左ノ袖 月ミト云
- 東南方角火天 右ノ袖 ビシヌイ 西方水天 右ノ袖内 カヘリ
- 西北風天 左ノ袖 ビシヌイ 北方毘沙門天 ヲシツケ

注文 鏝カハリハ 多カシト云 月ミト云



一同中央四天主 堅牢地神アツルキノアフミ局成

日天甲左フキカヘシ 梵天王コセツハ

月天甲右フキカヘシ 已上十二天早
午未間

一四天王提頭頼吒天南方左ノ 毘喩陁迦天ス子アテ

毘喩博叉天西方右ノ 毘沙門天北方右ノ
ス子アテ

一 二文

摩利支天王天空カフト ○尊本地軍將大將也
穴實ニテ

那羅延天王甲ノヒタイハチツケイ 三千界ノ太刀尊像ライ所如シ
可秘

一三文云弁才天左右 伎藝天女ワキノヒキアワセ

吉祥天女ワキ

一 正了知アケマキ一 天 聖天コン

蓑虞利天ケアケカリシ

深沙神王カイシキカカタナ 金翅鳥王水ノミ

一 尊星シコロ又虚空蔵 一 摩迦羅夫大黒天太刀仲

一 七星九曜 一 訶利帝母コセツハツルキリコセツハツルキリ

セクタム●ヒシヌイ●ミスノイト●ワタカミ

フキカヘシ●コメンノ皮●ヨコヌイ●ユルキヌイ

ヌリハキ●天穴●オシツケ●ムナイタ

腹巻ニハ●太刀打

右此抄ノ本書、三井寺ヨリ或人傳、其後京中七条

坊門ニテ會テ

弘曇大徳

傳之

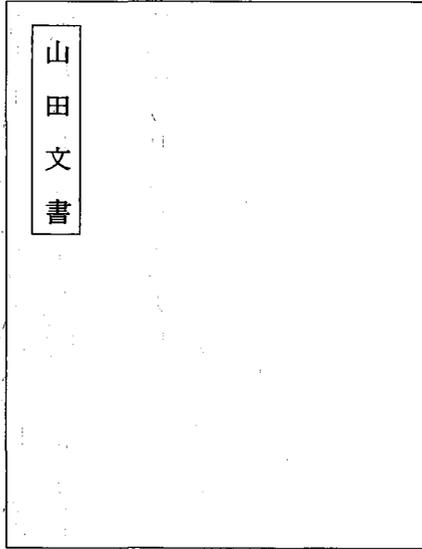
千金莫傳努く不可有他見早、可秘、

文安五年八月吉日

嶋津山田出羽守忠尚

(本文書八鹿兒島大学所藏ノ原本ヲ底本トシ、文字不明分ニツイテハ東京大
学所蔵写本ニテ補ツタ)

(表紙)



〇三七六 雑書抜書

雑書抜書

城取日并二
陳弘へ次第

- 一 如意寶珠布灑星合夜半時合戦行ニ大吉、甲乙ノ日
 ハ子丑卯、乙庚ノ日ハ申酉戌時、丙辛日ハ午未申時、
 辰巳時、亥子丑時、酉戌亥時、
 戊癸ノ日ハ巳午未時、此時ハ敵ノ中ニ入トモ敵ノ
 更ニ不見付也、
 一 合戦子倍勝宿大吉上、

參鬼柳尾心此五宿大吉大秘シ、柳ハ春三月王スル

ナリ、寅ノ方カウサム世明王參ハ夏三月王スルナ

リ、南ノ方軍陀利明王心ハ秋三月王スルナリ、西

方大威徳明王尾ハ冬三月王スルナリ、金剛夜又明

王鬼ハ四季ノ土用ニ王スルナリ、中王大聖不動明

王此理ヲ能心得テ用ヘシ、

一 土相日、此日城不取堀ホラス、惣テ土仕ハサル日

ナリ、

正月庚午、二月酉酉、三月寅甲、四月卯乙、五月辰甲、六月巳

七月丁卯、八月巳癸、九月戌子、十月庚辰、十一月乙

十二月乙丑、

一 八鬼日、此日城不取堀^(ホ)ラス、惣シテ土仕ヘハ大

ニ凶、春三月己巳、夏三月甲辰、秋三月己丁丑、冬

三月己亥、丁丑、

一 兵明道抜書、

軍ニ不向年、子年ハ酉方、丑年ハ卯方、寅年ハ亥

方、卯年ハ卯方、未年ハ辰方、申年ハ巳方、酉年

ハ子方、戌年ハ□方、亥年ハ申方也、

一軍三不向月、

正子ノ方、二寅ノ方、三未ノ方、四申ノ方、五亥ノ方、

六子ノ方、七寅ノ方、八未ノ方、九卯ノ方、十辰ノ方、

十一巳ノ方、十二午ノ方、

一軍三不向方角四季土用、春^甲東三不向、夏^丙丁日

南三不向、秋西三不可向、冬八壬癸日北三不可向

候、

一騎當千時、

甲己ノ日子辰ノ時也、乙庚ノ日辰戌ノ時也、丙(辛ノ九)日申

也、戊癸ノ日辰戌ノ時也、丁ノ日申ノ時也、合戦ニ出ル大吉

也、

一陰形時敵ノ日ニ不見時也、大吉、

子ノ日丑寅ノ時也、丑ノ日辰未ノ時也、寅ノ日辰申ノ時也、卯日酉

ノ時、辰日午戌ノ時也、巳日戌亥ノ時也、午日申子ノ時也、未日酉丑ノ時也、

申日時也、酉日時也、戌日巳午戌ノ時也、亥日子丑ノ時也、

一時空□、

子日辰戌ノ時也、丑日巳亥ノ時也、寅日午子ノ時也、卯日巳丑ノ時也、

辰日申寅ノ時也、巳日酉卯ノ時也、午日辰戌ノ時也、未日巳亥ノ時也、

申日午子ノ時也、酉日未丑ノ時也、戌日寅申ノ時也、亥日卯酉ノ時也、合

戦三行ニ方凶、大ニワルシ、

一六甲遊行方諸神□方共言也、

一甲子ヨリ己巳日マテ此六日、大將軍大歳神、八將

神諸神一神不残り給□、北ニ集遊タマフ、仍北方

ヲ一切□可忌、此方ニ物詣モ不仕候也、

一甲戌日ヨリ諸神如前ニ六日東ニ集タマフ、何事モ

東ヲハ不可仕、此間ハ南西北ヲタトヘムキハヤマ、

土用ナリトモ□、

一甲申日ヨリ甲午□十一日間□方ニ□アソヒ給

曾孟^{ソウゾウ}之人ナリ共犯土造竹可忌、塞方ヲハ努^{ツツ}と不可

仕候、

一甲午日ヨリ己亥マテ六日一切神 南ニ集タマフ、

残ル三方ハ一切事□、

一甲辰日ハ戌申ヨリ癸丑日マテ六日諸神西方ニ集タ

マフ、何事モ可忌、南北東ヲハ塞土用ナリトモ可

仕候也、

一甲寅ハ丙辰日ヨリ辛酉日マテ六日、方一切神一神

モ不殘給□□天□□下男ニ不御座、仍東西
南北四角□□、此日と間ハ犯土造作□□行一切事ニ
土用八將神塞ムテハ、ヤマ神ヲハシマス方ナリト
モ可仕、更不可有過候、

一 此子細ヲ不知シテアキタル方アルト言テ、陰陽師
醫師之人六甲^(マ) ヲ不知シテ、日ノ方角仕事ナシ、
能く此六甲ニ不當日ノ方角ヲ可仕、是ハ常ノ陰陽
師之文ニハ曾^{カツ}ナシ、秘事中秘也、□□人ニユル
カセニユルサ、ルナリ、

一 節□□マウ、春申酉日、夏亥子日、秋寅卯、冬己
午、

一月ノ□□マウ、 正丑、二卯、三申、四未、五□、
六卯、七申、八酉、九未、十丑、
十一酉、十二子、

一時空□、

一天福時神藏時同、

甲□□寅卯、乙庚申酉、丙辛日ハ寅卯亥時、丁壬日
八巳午、癸戌日ハ卯辰、此時殊更寶ヲ問ル、ニ大吉、

一陣五姓知方、東下西上ハ木姓ノ陳也、春三月王ス
ル、水姓、大姓、大將ニ相生ノ陳也、大ニ吉、金
姓ノ敵ニ勝陳所也、

一 西上東上ハ金姓ノ陳、秋三月王スル也、土姓水姓
ノ大將□□相生ノ陳也、大ニ吉、木姓火姓ノ敵ニ勝
陳ノ所也、

一 北下南上ハ水姓ノ陳ナリ、冬三月王スル也、金姓
木姓ノ大將ニ相生ノ陳所也、火姓土姓ノ敵ニ勝陳
ノ所也、

一 南下北上ハ火姓ノ陳也、木姓土姓ノ大將ニ相生ノ
陳也、大ニ吉、水姓金姓ノ敵ニ勝陳ノ所也、夏三
月王スル陳所也、

一 東下ノ陳ハカウサム世明王ヲ軍神トシテ、甲乙日
寅ノ日卯ノ時ヲ可用シ、

一 西下ノ陳ハ大イトク明王ヲ軍神トシテ、庚辛ノ日
申酉ノ時ヲ可用、

一 南下ノ陳ハクタリ明王ヲ軍神トシテ壬癸亥子日亥
子ノ時ヲ可用、

一 四方高中□ホキ所ハ、又四方下テ中高陳ハ土姓ノ陳也、土用ニ王スル大聖不動ヲ軍神トシテ、戊巳ノ日丑未辰戌巳午辰戌ノ時ヲ可用、

一 辰巳下タル陳ハセムタ井龍ハムトテ土ト火ト和合シタル所也、廣目天ヲ軍神トシテ丑未辰戌巳午辰戌ノ日可用、

一 未下タル陳ハコムタ井龍ハムトテ土ト金ト和合シタル所也、增長天ヲ軍神トシテ丑未辰戌巳午辰戌ノ日可用、

一 戌亥下タル陳所ハケムタ井龍ハムトテ持國天ヲ軍神トシテ丑未辰戌巳午辰戌ノ日可用、

一 丑未下タル陳ハタムタ井龍ハムトテ□月□ヲ軍神トシテ未辰戌寅卯寅卯ノ日ヲ可用、土ト木ト和合ノ所也、

一 戌亥下タル陳ハ土ト水ト和合シタル所也、

一 東下ハ青龍木神龍ノ臥タル上也、雨ノ夜用心スヘシ、

一 南下ハ赤龍火神龍ノ臥タル上也、風吹ノ夜用心スヘシ、

一 西下ハ白龍金神龍ノ臥タル上也、月ノ夜可用心、

一 北下ハ黒龍水神臥タル上也、闇夜用心スヘシ、

一 辰巳下ハ東ト同、一 未下ハ南ト同、

一 戌亥下ハ西ト同、一 丑寅下ハ北ト同、

凡八陳ト言姿モ此八方ハ龍ヲ表スル故也、此心ヲ能ク心得、分テ陳所形ヲ可有用心物也、

一 八陳ノ領スル方角之事、

魚鱗ハ南ヲ領スル也、鶴翼戌亥ヲ領スル也、雁形ハ北ヲ領スル、長池ハ未申領スル也、端月西ヲ領スル、衡振辰巳本のま方圓東領スル、鉞矢ハ丑寅ヲ領スル也、此心ヲ能ク口傳有ヘシ、

一 合戦千倍日宿口傳、

柳リウハ春カウサム世明王ノ儀也、

參シハ夏クタリヤシヤ明王ノ儀也、

心ハ秋大井トク明王ノ儀也、

尾ヒハ冬コムカウヤシヤ明王ノ儀也、

鬼キハ土用大シヤウ不動明王ノ儀也、

爰コノヲ以五宿ヲ千倍ト可用、

鬼キヲハ余常ハ秘事ニシテ書事ナシ、能ク口傳有ヘシ、

一人當于時、

甲子乙八戌、丙八申、丁八午、戊八辰、己八子、
庚八戌、辛八酉、壬八午、癸八辰、

右件時軍ニ出テ、一人千人ニ合テマケサル時也、

右雜書拔書秘事ナリ、他見不可有者也、

雖為惡筆秘事ニよテ書訖、

山田出羽入道年六九、沙弥聖榮（花押）

于時寛正六年二月廿五日

○ 弓箭大事書

（本文書ハ三七五号文書ト同文ニツキ省略ス）

○三三七七（於都城）笠懸之事

永正十年七月廿五日 於都城笠懸之事

一 さしきくろ木作三間日記付、和田宮内少輔方中間
よりすこししもに被居候、

一 馬場本のさくり口より馬ミちまで卅足にふミ候、

一 馬場もとのさくり口よりあふきかたのの中の馬道

に二十足ニふミ候、

一 馬場末のさくり口よりあとに馬みち候、卅足ふミ
候、

一 馬場末のあふき形の真中に馬道候、

一 的トさくりの間廿足、的カ□□的の間弓杖あま
る程候、

一 的皮とあつちの間弓杖つへ中ほど候、

一 的皮ハ六のにて候、

一 うハくし竹のもと馬場本ニなり候、

一 にへかゝり候たて木松にて候、たかさ七八尺ト見

え候、其うら□枝四同所候、その切口四五寸ト見

え候、

一 にへにハきしをかけられ候、かけやうハ順ニまハ
るやうに懸られ候、つくり様ハかつらにて候、

一 にへの立木よりさくりにむひて六杖ニうたれ候、
鳥カ

一 馬場本ノさくり口よりにへの立木のとをりまで六

十足ニふミ候、

一 矢枕のをち候をそのまゝ弓に取そへられ候、

一 主人の矢取ハさ度ニむひて□をり候、

一 其外の矢取、的にむひてなをり候、

一 矢とりハみなあしなかをふミ候、

一 射はて候て下馬ハ馬場末にてめされ候、

一 にかかけ候ての後はつし弓そりをハ我等たになし、

にへにをしむきてひさをつき祈念ト見え候、

射手の人数

一番

左衛門尉殿 矢ふたつはつれ候、

射手具足はり弓一ちやう、はつし弓一ちやう、弓

ふくろに一ちやう、弓ふくろハあかし引目十計ゆ

ひてゆかけ一く、その矢に被付候、

一 兵庫殿あふ□かたにて、矢かまへ候時、馬ノこへ

を出し候へハ臆而矢をさしはつされ候、

一 矢ミちにハしらすをはしらかされ候、

一 初度ニさくりをわたされ候時、にへのとおりにて、

すこしゑほしをかたむけ礼儀の趣見え候、又矢ミ

ちのとをりにて的を見てとをられ候、

二番 兵庫殿 矢三はつれ候、

射手具足もたせ様いつれもおなし物、ゆミふくろ

ハミついろにて候、

三番 源左衛門尉殿 矢三はつれ候、

四番 三六五兵殿 矢五はつれ候、

五番 六兵殿 矢四はつれ候、

六番 将監殿 矢四はつれ候、

七番 三郎四郎殿 つゝ、取候、

八番 三郎殿

九番 又二郎殿

十番 大吳左衛門尉殿 矢ふたつはつれ候、

一 さ敷にハ

北郷殿

椀山殿

濃濃殿 (信)

周防殿

右衛門兵衛殿

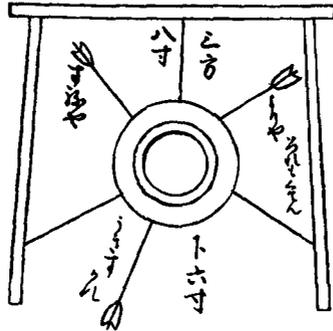
其外老中

〇三七八 弓法口伝

之御的之事

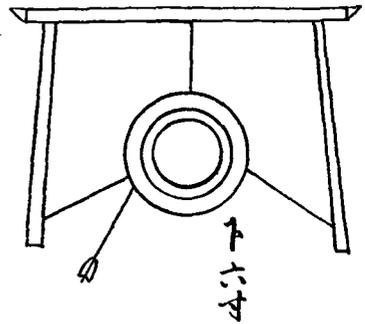
一 棚八十三杖口傳ニ有、的、五尺二寸ちはり口傳にあり、

一 串の高さ六尺六寸、うわくし六尺八寸あまり有、御流、

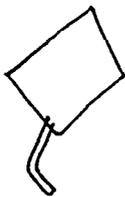


一 右圓物之事、

一 塚八九杖半に打て、弓中寄てくしをたつれ八九杖と心得へし、串の高さ八三尺五寸也、くり緒八打ませ、同矢繩可有、串ハ黒染色、口傳に可有、



一 右挾物之事、深ハ七杖半に切て弘中よせて串を立れハ七つ糸と心へへし、しはんと申ハおもて八寸のかなかけを四にきるへし、大四半と申ハおもて一寸の挾物の事なり、くしの高さ、いちの上四寸以上七寸、



一の矢どころ

矢さたの口傳に有、

一 右十五之射拜之事、

一番ニ云、

一的ニ参るしき皮をしろけを中折て、箭やとりそゑ、

弓を八十束一束上手持、しきかわの角をま一文字に持、弓の弭矢のめす烏帽子の結三角に嗜、弓末とあひたる杳の鼻とゆり合て棧敷入あるへし、

二番云、

一座敷に出、頸上をひきたて、ゆんて方になけなをして敷、白もの方よりなをり、弓末を地に付て、一礼して弓矢をなをす、

三番云、

一扇の一礼して杳をめく、福之扇の一礼してゆかけをさす、又扇の一礼して、扇を五間ひらきて、扇にたうかミを挾て、めての方になをすへし、

四番云、

一弓箭をとつて一礼してちわりにねる、ちわりにてまへ弓後弓ゆめす打ちかふ程弓末を地につけて、一礼してひほをとく、

五番云、

一紐の礼ちすひをつき一礼して、めてを持ってとき、めてをもつてめてのひほを引上て、ゆんてに三か

うとかゝミて、直垂と小袖のあわいに入て、左のひほをハ刀のこしりをまわして前こしにおさむるへし、

六番云、

一一礼して躰拜、前弓ならハかつての足より四足ちやと八文字にふミ倭、弓ハゆんての方より三あし、八文前にふミ立て、いつれも弓をハひろまへにたつるへし、

七番云、

一弓氣色をし、はたぬいて刀の下より取てつかにをさむるへし、此次第の内弦を以て的をわらせて、ま一もんしにあけはずを以て、的のこまなこをわつてにきりから上よりなてくたしてふりたてく、矢を陽陰につかふへし、はけたる矢によそへてつしにて天をさす、

八番云、

一打上之事、諸膝折てすこしまゑかゝり、ちつと引とりてもろかた打上にゑほしのまねきほどに打上

てわりくたし、弓つほに少おきて引付ていきをき
らさすひやうとはなし、弓音に付てかつくと三拍
子やかて矢をつかふ、うしろ弓をまつ弟矢ハ四ひ
やうし、よろつ八番に口傳あり、

九番言、

一弓をま一もんしになをして、おしての方より中程
ニひきそろへてすくに前ニ四足あゆミよりて、後
弓ニ地水をつき一礼す、後弓うしろのをとやを射る内ニ
紐をおさむる、うしろ弓ハ束矢を射る、弓手より
引そろへ、うしろさまに三足しきつて前弓の数を
さす内に紐をおさむる、前弓ハ以上九足、後弓ハ
以上七足、有口傳、

十番言、

一かすをさす事、前弓ハはやおハ弓の下よりとりて
上より指、弟矢をハ弓の上よりとりて下よりさす、
うしろ弓ハ兄矢をハ弓の上より取て下より指、弟
矢を下よりとりて上よりさす、

十一番言、

一棧敷に帰る、弓を地につけて扇のれいして、次
にいらるゝ間、扇を持って式題うへし、ケ様之きし
きにてハ六人して三三九度つかまつるへし、

十二番言、

一生手うらてほつての事、其日の奉行の儀法第といへ共、
俗姓によつて生年發年を能とつゝしむ、口傳可有、
殊當家之弓馬之口傳さしおかす可致嗜候、

十三番言、

一五度弓之事、棧敷入ハ以前同事也、躰拜ハつ立ハ
うしろ弓の返倍射おさめてハ前弓のいをさめのこ
とく、後立の人のくつろき有様ニ可心得、

十四番言、

一鼻びやう高美麗にして、五心を射そろへへし、五心とい
つハ地心・水心・火心・風心・空心、此心得を、
さめて五善を備へよ、五心五膳にそなわるといふ
ハ穹そらすくますもろひさもろ心に弓の息、心のいきた
もつて、もろいきに打よ、小弦返しするまでいき
をたもつへし、口傳ニあり、無礼の道立是又有、

其日の奉行の儀を輕すへからず、王孫ハ弓大穴に立、大臣孫ハ弓次郎ニ立、ケ様成俗姓をハ引連へ候哉、

十五番云、

一酒分の式躰事、我弓にまけたらん時に、銚子に酒をつき、弓にとりそゑて、まけたらん人に酒を申す、又我まけたらん時者箭を腰にさしてうけてのむ、十五番此ことく也、

一弓取おとしの事、はやすておてハかたを入、落たる弓のとりて一礼して不憚次第矢、口傳有、

一絃切之事、つるきれて、弓はすにかゝりたらハ打抜て射頭立て弦ち、ハ取て、一礼して張替を待、はりかへ不憚、とりて可仕仁としたる人の張替ならハ心得の可有欵、是損糶の送れたる時の儀也、他人の弓をハ可窺、月矢まくらをち可慎、

一弓折の事、一張替出す、一箭枕落事、兄矢にておつる時、突捨弟矢をつかい、我弓前の時仕つる、つきすてたる矢を取事、口傳あり、

弦の我かゝりの事、一弦の人かゝりの事、一珠より箭を漏す事、一弓の人かゝりの事、一弓の我かゝりの事、

一右草鹿之塚十二杖半也、諸つくり、片つくりによりて矢あり、

一兄箭ハ外向、弟箭ハ内向一手の数有へし、弓ハ白木の弓ニ張、矢筒の延矢可有、ケ様成儀式、弓曲共に一暮稽古すへし、一暮とハ百日の事也、

一右中頂の充の時、中矢を勿論、迦矢をハ箭数をくろむる、是ハ消す理也、

一墨の摺様七五戸とする、文にいわく、天下泰平弘馬流布の国、国土豊饒、天長地久其的射人ノ名乗ヲ入テ **礼儀** 天下御願圓滿、穴賢と、一的之日記付ル事、無射も百手三度、弓も其年号を先書、口傳ニあり、

一矢筒ノ延矢、唐ツ羽ノマユミハキ箭の長さ三尺五寸也、

一珠緒いう事、ゆかをかけて三卷か一卷ニ見ゆる様

結へし、留メロハ蜻蜒、

一の矢の内ニ色こきと言弓有、強ハ著せまきくろ草、
上へひたれ、
一単衣袴の上下ニ口傳有、紐ハ日月を表す九の露九

曜を表、源家の家傳る十五の式題十五と申也、習
相傳口傳候、可秘と、千金莫傳、

〇〇〇〇〇〇 鶴羽ノ檀、鳩ノ白尾ノ黒糸矯、

〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇 鵬ノ羽ノ檀作、染羽ノ色染作、

〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇 鷺ノ羽ノ赤糸矯、黒羽ノ羅矯、

〇〇〇〇〇〇

〇三七九 頼朝相伝日記

文治三年正月吉日

倉右近大將源頼朝

今日御的見物申候、天下大平、國土豊饒、天下之
祭事ニ可有為候、随而頼朝之弓之事興行仕候、さ
候間、弓法之たゝすまいを面と仕候、義家より此

方天下灌頂式・竹田式小笠原ニ被仰付候、此自両
流外者不可有存候之處ニ、十五日四郎か打上不心
得候、當家ニきらい候十ヶ条之事、御存知前候へ
共、若者ニ稽古させられへく候、来月四日五日之
比若宮にて弓之事可仕候、

一ヶ条弓之息きらす事

二ヶ条諸目つかい

三ヶ条手のうらかへし

四ヶ条ねらふ事

五ヶ条矢を待事

六ヶ条的やらい

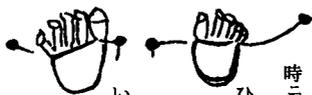
七ヶ条目のこい打上

八ヶ条ひろ引之事

九ヶ条弓やらい

十ヶ条ゆはやらい

此十ヶ条者、両流ニきらい候、もろひさおりてこ
しをすへそすくゝます、當家七もろ方打上をして
ちとかゝりて、烏帽子のまねき程打上て、いきを



時ニよりて弓の立どころ

ひろまへ

とりかへの時
うつき其にたつる
いつつるきれの時

ゆつ弓をれの時

もつてわりおろし、やるいき、引いき、心のいき、此三のいきをたもつて弓つほ一寸おきてかつてよくひやうとはなし、矢おとにかくと打、内にて可仕、武田流者諸打上に従外仕候、此諸打上、又諸かた打上と申ニ御存知之前習事心得る事まね物候、能く口傳題目六根六識六きやうかいの事、五善ニそなわる事、其躰拜何事にもす、數稽古させられへく候、十五日四郎自今日出仕叶間數候由可被仰候、但小笠原方に弓法稽古被仕候ハ、出仕御免可有候、若宮の弓場を誘數^(ママ)をいもり、數をハさ、れへからす、人数をそろへて後前ニ以て兩流を射させられへく候、小笠原流をハ、頼朝弓法之事可仕候、後者武田右馬助ニ可仰付候、合而もてなし可仕候、棧敷日陰ニ打せへく候、

一か地立のしんさうきやうの事、的ハしんの物、圓物者きやうの物、草鹿者さうの物にて候、弓太郎返倍九足、弓次郎者七足、篇倍三一そろへて三せうそく、四一そろへて五せうそく、十ヶ条有人ニ

役の弓射させへからす候、是躰の事當家之秘事にて候へ共、若者共題目にて候間申入候、恐と謹言、

正月八日頼朝相傳日記

山田式部大輔久親(花押)

〇三八〇 頼朝之事等口伝

一よりもむるかこしまにおいて、ほうてうのしらう時まさか御むこニ御なり候時よりしてきいと申事ハはしまるなり、其ころなかされ人候て御出候へハ、何事もふへんきわまり候て御出候へハ、ことたす候、さ候間、御いわいにうちむかへ二十二人のやく人御こし候時、御そや矢を一つ、給はり候て、こしさしニして、かミさまの御供申され候、その時のしんどうのこしらへやうハかくのことし、五ふしのしらのなり羽ハ三鳥あハせの羽なり、一ニハうミ鳥かもめ、又ハうミすゝめもくるしからすたて羽なり、ほかの羽ニハ山鳥弓すりニハすいてうの羽なり、^(ママ)をはく時ハのゝこうニ

つけへし、うちむきの羽□つくる時ハの羽中の目につけへし、これをかた／＼つゝ一つかいにこしにさすなり、よめとりニかきりてきはとハ申なり、そのほかハ馬うちとこそ申候へ、此こしらへやうをきはしんとうと申なり、つねニハいらぬなり、

つねしきのこしさしのしんとうハこしらへやうへちなり、しんとうのなりハかくのこし、



ミヤもりなんともなきところの神ニ御まいりにて、御へいをいたたきなく候ハ、しんとうを一手とり□せ御へいのごとくにとりなをしまいらせいたゝかせ候へかし、□れをほらいの矢と申なり、

一うちむきの矢ハ右のやく人のさすなり、
一うちむきの矢ハ左のやく人のさすなり、

一より供の御時よりうつほハたくミいたさるゝなり、こゝに御人ニ宮内十郎三氣はると言人、うつほハつくりいたさる、うつほのミのさしやうハこれなり、もろくつしと申さしやう、うつほのつくなり、かたくつしミつひしと申さしやうなり、

一そめ羽と言事、天ちくニおひて、けんきんしよく

ちよ一年ニ一とのさひあひのわかれしたふなミたちいろなるニよて、其時しらすきの鳥つかいをしたる鳥なれハ、そのなミたニそめていまのときの鳥なり、そめ羽と申ハいまのときの鳥なり、そめ羽おハいろ羽と申なり、

一まと矢ニそめ羽と申事ハ大國よりしゆゝと申、おにか□かてうたいらけんすとところをたいらけて、その目をぬきてしら鳥の羽にてはいたりける矢ニて目をいとおし、そのちニそめたる羽かいまのまと矢なり、これもいまのとき鳥なり、いまのそめ羽ハいろ鳥の羽共申なり、

一ほろ□きの矢と申ハ、羽もきらぬ矢ハいつれもほろは□なり、

一山鳥の羽の取やうハミな山鳥と申ハ、羽さきをひしやく羽にとる、又ハはいかしらにとりて候をミな山鳥と申なり、これハ□しよくの羽のとりやうなり、つねの人はかぬ矢なり、

一しま山鳥の羽と申ハ、ふのきりやうしろし中のふ

をそろへてはくへし、中といふもしハ、あたるとよめハ、中ハしまなり、此ころへたるへし、きのミ三下、きこたるへからす、

一た、山鳥の羽と申ハ、羽のふなんともそろゑす、たはきたる矢ハいつれにもくるしからす、

一山鳥ハい國のいくさく神と言鳥なり、大國のいくさなり、

一ミなたかの羽と申ハミな山鳥の羽のとりやうおなし事なり、申候ことく六しよくの矢なり、

一よめ取のうち、むかゑの道行不同、

御さきうちそやおひ二人、一はした物のりたる馬、

一すゝむしこそ、せきやこそ、□むき□こそ三ふりこそ、こてうこそ、竹のこそ、さゝのこそ、此したいをうらすへし、

一御ひて□ののりたる馬、一つねめのどののりたるこし、一御せんの御こし、一めゝこのこし、一御によはうたちの御こし、

一御こしよせの一つかいの馬右左りやうはらニハかり、

いせん申候ことく、きはしんとうをかたし、つゝこしニさすへし、我かこしニさすへし、二はんニせうめいの二人右馬左馬、三はんニとりつき二人右馬左馬、四はんニ中□ち二人右馬左馬、五はんニたちあひ二人右馬左馬、六はんニほそひつ二人右馬左馬、此いこハそうへつ馬うちなり、

一くひのかう木ハかわいたふの木なり、

一御まどにまいり候時、さけなんとも給ハるへき時、はや御まどニまいり候ハんとて弓矢をもち候て、弓たちニたゝんするとときハ其矢を我かこしニさし、弓をもちゆかけのたおひくり帰してそのまゝ御まゑにまハリ、かわらけを給ハる、まつかわらけを給ハる時ハ、弓のうゑより給ハリて、のミはて、のちハさかつきを弓の下よりおきて、そのまゝ弓たちにいせんのゆかけをなをしたつへし、こゝにろんこに云、のいくたてのましむ、其あらそひくしなり、弓の上下をあらそひてかわらけをお□ことはなり、

〇三八一 馬屋之道具次第

馬屋之道具次第

一 ぶちのなかき二尺八寸、二尺二寸、二尺三寸、三尺一寸、一尺八寸、

一 手縄八尺一寸、七尺五寸、はるひ一丈、又一丈一尺、

一 かまひなわ三、いろりかたわき、

一 さほのなかき四尺二寸、

一 つめきりかたななかき四寸八ふん、ふくらひろさ

一寸八ふん、つかのなかき七寸五ふん、

一 うらすきかたな一寸八ふん、ひろさ八ふん、つか

七寸五ふん、

一 くすりきりかたな一尺二寸、四寸八ふんなり、

ふくら二寸五ふん、かうはきミなかき一尺二寸、

は八寸、した四寸、

一 つめうちつち四寸八ふん、きりくち四寸八ふん、

九寸ニつくりたてへし、

一 たけかたな三尺二寸、二尺八寸、二尺二寸、一

尺八寸、ひろさ二寸五分、

一 うらほりの五寸、たけのこなりニつくるへし、

一 はたけわら一尺二寸なり、四寸まきてききをおらす、

一 むまのつめうち、はんなかき一尺二寸四方六かくにつくる、あつき一寸二ふんなり、

一 くすりますのなかき、うへのはたはり一寸、した

のはたはり六ふん、ふかさ八ふん、この一せう一

はいあ八するなり、この三せう八きんらい又八一

せうなり、かいけんせにーりん八ふんニあつめて

よし、てうせん十二りんならへて八一尺ニあたる

なり、このかねをいつてきすなり、

一 やきかね八寸、ゑ六寸、しんとうかね八寸、ゑ六

寸、かきかねさき三寸まけ、又四方かね八寸、

一 ふせなわ八尺五寸、二すち、よせなわといふ、

又六尺五寸ニすち、ひさゆひなわといふ、又五

尺三寸一すち、あさのおにてなう、

一 むまひみやくくち八寸、なかさ一尺、ゑのなかさ

一丈、

一またふり五尺、又こまさらいゑ五尺、わたり八寸なり、

一こへとり一尺五寸、ひろさ一尺二寸、ミのこくかきよするゑふり一尺、ゑ二尺なり、

一くつきりかま四寸、あつき三寸、ゑのなかき二尺三寸、

一むまきぬたつすんはう、なかき五尺五寸、ちのつきどころはうかけ四尺二寸、ひろさ一尺二寸、お一丈二すち、たはきミ一尺八寸、これむまによる、

一むまふね二尺二寸、ひろさ一尺七寸、ふかさ一尺三寸、あつき一寸五分、くすの木、きりの木なり、

一 馬の手繩次第、

一 たつなハたけむまにハミつつきより、てもとへ一尺六寸、ちうむま三尺二寸、下のむま八寸とるへし、

一 あふミハきひすつよくふむへし、くら下ハをなそうしてとうとくらつほにゐきたまるへし、

一 うわくちをひくときハ、しつわにかゝり、たつなをミ、のとをりにとりてしきらかす、しきれハくちなしとこゝろへへし、

二 したくちハしほてのとをりにたつなをととり、まへつ二かゝりしきらす、

三 ひたりくちのときハ、ひたりのてをあげ、みきのてをさけ、みきのよきにかゝりてひく、

四 みきくちのときハ、みきのてをあげ、ひたりのてをさけ、ひたりのよきにかゝりてひく、

五 もろくちくひのまん中にあるやうにたつなをととりて、くらのまん中二かゝりてひく、いつれもしきれハ、くちなもゆくハくちあり、いつれもよわきところをたすけ、つよきニあたり、しつめつゆる

しつさくつおなしくちニのりなすをむまのりと申、一むまのはらをきれかきのきわにより、物ニそふにわ、そのかたのむなかいのとをりをよるをしへの

むちとゆふ、

- 一 むまいたきんとおもふときハ、よくくくらつほにかゝりて、まつ一へんしつかにやりて、きてもとのことくにもとしてはしすゑを見せ、つか心をすくにもちてたつなこしあふミしかともちて、とくとあゆませ、したいくくくらつほをたちすかし、ほろりくはらりくところにてひやうしをしたたい、たかにあしをかゝせて、とめんとおもふとき、むまのまへあしを中にあつて、うしろあしをつちにつけてあらんときくらにかわどおりひつしぎ、たつなをハゆるくへの、こゝろニひやうしをさくくくとすゆるなり、
- 一 むまにのる歌、
- 一 ひけハゆきひかねハゆかぬこのこまの、ひかすゆるさすとぎやのりへん、
- 一 のりゑてもこゝろゆるすなあまをふね、たかせのなミのたゝんかきりハ、
- 一 八まんのりしやうにゑたるむまなれハ、りうめと

なりてわれをたすくる、

一 ゆきつれ、

- 一 ちはやふるかミのちかいそあらたなる
- 一 ひかぬこまのわれニつれゆく
- 一 かよふこまそなたにくさハなき物を
- 一 こなたにつれよけふのはるこま
- 一 しんさうきやうの次第、
- 一 しんのむまとゆふハ、ひくむまをいふなり、
- 一 さうのむまとゆふハ、くせをなくして、なへつころくちもなくして、ひきつこむれハゆき、これらをさうの馬といふなり、
- 一 きやうのむまとゆふハ、なまむまのことなり、この三をこゝろしりてくせをなすと、たつてたつなをしると申なり、
- 一 むまをしつむるやう、あんけはくせうしたいし、おのくたてならへて、しんこんおんきやのうまかしゆていそわか三反ひたりめくらし、このしゆ廿一へんりやうはうへむかいて、
(ママ)

一なむはどうくわんおんたいしさいほさつとなふへし、

又しんこん、

一ヨンロシユヘイタンテイソワカこのもん三りやくよりいてたるしゆなり、

一なへ太郎、くわ二郎、あき三郎いづれもくろやきにして、かハしるハくわんこやうのことし、しせん人のおんなのちのみちにもよし、

一くせ馬をしつむる事、

天ちくのおまのかわらの柴手水、まかた國の馬頭

観音のゐんおむすひてかたにうけ、おんくけん

くはやそハかあひらうんけん(ママ) たかんまん、

一柴つなきの事、

馬のりののりける馬は、かみなつきとくあらハれてしやうちきをなし、

一南無大悲之観世音、

一靈空にはしる馬をとむる事、

一とりつなけのもりの野邊のはなれこま、しての山

路あいそきこそすれ、

こまはたゞしての山路へいそけども、せきもりあれはとゞめこそすれ、

一一寸之むちの口傳之事、

うしのとしの人いき物二なり、

ゆきつれの事、

一ゆきつれハやさか坂なりさかすきて、けにか此馬ひかりさすまを、南無大志大ひの観世音一へんとくしてつれへし、

馬ふする事、

一馬ふせして、ときしてこぬ、たゞしはしらしと、まらし、ふさしやおきしなかにあからし、

一おんくはんとはやそハかをんく、たらみや

くこんくけんくそハか、

〇三八二 鷹之事口伝

天竺にて佛の世ハ世自□佛の代の時に、夫とハせいせう大わうと□なり、妻をハるほけ母人と

申なり、かのきききはらミみて、さんの時まつ金のはしをうミ、□のちにしろかねのはしをうむなり、そのうち二の卵をうむなり、これこの鷹となる、はしめうみたる鷹ハこかねのはしにてゑをかう、後に生たる鷹ハしろかねのはしにてゑをあたふ、そのゑニハ西方の尊鳥と云とりきたりてゑとなるなり、これいまのきしの鳥なり、きしハ神代の時の諸鳥のはしまりなり、鷹をせうおう鷹と云事大りなり、せうと云ハ父のせう王の名をかたとりて□鷹をハ勝鷹と云なり、女鷹ハ母の為基化母人の名をかたとりて基鷹と言ふなり、この鷹のうミたる子共せてに三國にわたりて鷹となる、態との極秘と、すなハちおろかにせんするものハ、三宝龍天の御罪と立所にてあたるへし、態と秘と、鷹のゑをおろす時、七月十四日・十五日しやうりやうのはしをもつてひをふすけることにせんのはしのほうおのおくるころなり、人これをしらす、

態とノ秘なり、鉾飾いつれてんとおしと云字なり、一すゝのなところ、ひゝきのもと、つゆのもと、すゝたまりのもとと申なり、

一 小鷹のせうおう鷹見るやう、勝鷹ゑを見せ候へ、はなつきのけはかりひき候て、そのほかの毛をゆるめ候なり、又おう鷹ハゑを見せ候へハ、こうの毛をひき候て、はもちをよわくもつなり、その本の毛をゆるめ候なり、

一とくきのなの事、

一たすけは 一おさへは

一とくきとも

一このはまの小鷹見る様、あをはししろくはきしらけ候なり、

一ありくはをとふ鷹と申すハ、うちよりの鳥をよくおへとも、のちの鳥をおハぬを申なり、

一鳥なれてとり候と申ハ、あておとしにて帰候てとるを申なり、

一あておとしにてそのまゝ鷹とをり候ハ、たゝあて

おとしたるまでなり、

一もとおしのちひきのかわのとめやう、

一かなわむすひ 一あけまきむすひ

一あけすむすひなり、秘へし、

一たうとより日本ニせいらいのきてうハ、はかたの
れんせいのつにつき候也、

一そのときのわう代ハ、(用明)ゆうめい天王の御時なり、

その御内にこたか申女あり、それにせいらい鷹の
事をゆつり候なり、これ日本の鷹のはしめなり、
又せいらいハくわんおんのけしんの物なり、

藤原勝久

○三八三 鷹之事口伝

一唐土鷹をしやうくハんする事、漢武王天下ニ其か
くれなきあく王也、一日二人お三人きりて、その
隙に大家を作、けた物つはさをあつめて、其いの
ちをはたしてわらひおふくまれけり、此鳥屋おま
もりける臣下、鳥くハんの大臣とそ申ける、比ハ

卯月八日午時計ニ、つはさしよ鳥ニすくれきニた
まのことしなりなき鳥一鳥、やをけやふりて此き
しのかしらにとりつゝて、さん／＼にひきやふり
ふくしけり、鳥官此由をそふし申、武王自行幸あ
て候、丞ひしんあり、いつれも鳥にてあるやとせ
んしあれハ、臣下一同にちよくたうにおよはずと
申、さてハ朕此間人民のいのちをうしなひける事
おもなんたち、いたくあの鳥か鳥をはたしたると
こそ見るらんとて、きんのたくひ、しゝのたくひ
をのこさすいとまをたひけり、其由に此鳥計ニか
きりてとゝめおきて、鳥官かかんむりのおゝとき
て鳥の足にゆいつけたる、さて此鳥のなをハ何と
いふへきやとせんしある、こゝに範輿と申智弁廣
方の聖人、祖山と云山にありけり、いそぎ祖山に
ちよく使をたてとハれけれハ、聖人申さく、是ハ
天竺にほんおうと申て、しやしきよふの位をたし
む、他鳥さてハ鷹なりける、此鳥一来りて万しう
万鳥おいけらるゝ事あるかたき儀也、さてハ鷹に

てもやありけむと、それより唐土にも鷹と名を知て云也、弓のつるをはつして、是をつゐてほこにゆひ付たり、おうをわ七尺五寸二ふんなり、此鳥四月八日三鳥屋へ入たりし間、今も鳥籠四月八日なり、鷹をつかひ御かりをなす事漢の武王の御うよりはしまりたり、もろく我かあたり二たりなんと、とひまいりたらんおハいかにもしんくおいたすへし、

一鷹巢おろす時、其木に打札の事、まつたかを巢よりおろす時ハ、きたへ向て心經三卷よミて、其後南無神めひ、清頼此鷹延命と祈念して、たかの子を巢よりおろす可、さてたかの子をとりむかへて

其木に此札を打へし、

ニ 吾 山 山 願 鬼 急 如 律 令

此札を木に可打、たけかむらハならいゑんさをほこにすへし、おゝいの毛あさやかになりたらハとやに入へし、

一我朝八鷹神と申奉ハ、八幡大菩薩 山城國宇都宮

大明神

下野國爰鷹大明神

上野國早鷹大明神

出羽國高良大明神

筑後國阿蘇大明神

肥後國飛米大明神

陸奥國取羽大明神

信乃國鷹乃守護神

又鷹釣人守給ふ、

一おうをハ我朝にてゑひのひけおまなひ候、しやく

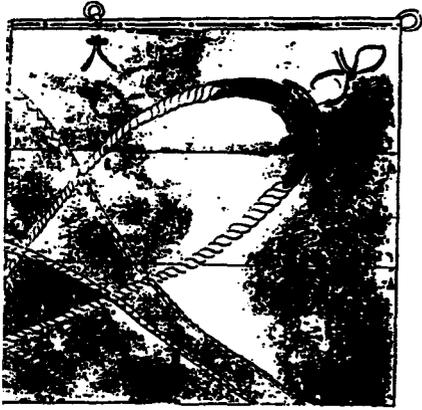
ハ六尺六寸、五尺五寸さためおかれ候、唐土七尺

五寸也、

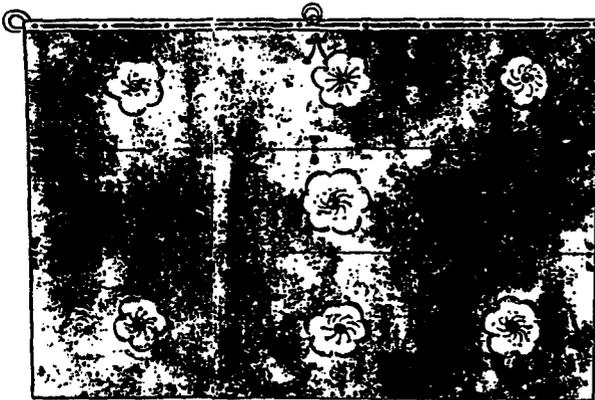
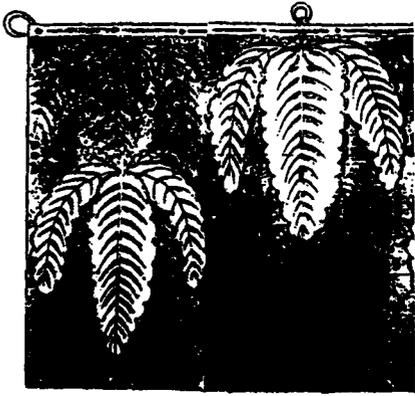
一ほこ衣の長さ三尺七寸、

一ほこ衣の長さ三尺七寸、





一横三尺七寸、

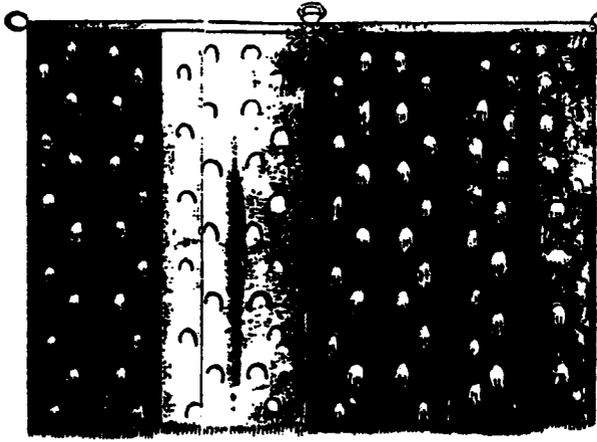


一よこ同前、





きりふやかたを



一横二尺八寸、ほこたれ、

やかたを



やかたを



さねを



まねを



すきを



はちを



さかを



しらを



くろを



一 鷹を夢に見てましなふ事、南無はつ鷹神我あらん、
 此鷹延命急と如律令、
 一 鷹をふせてしやうそくの時かハ□ついで□るをは、
 やかておこして、しを水をふくきて、ねこのおゝ
 くろやきにしてかふへし、さて□のほこに□
 日のつ□くへし、きたにむくる、此かへしのなを
 ハむすミと云也、
 一 とうけの薬之事、一 かんさう
 一 □んきう 一 ちやうし 一 ちんかう
 各とまへして薬師さうのしるにて合するへし、つ



わしを



きしを

かミゑにてかふなり、

一はなにひるかすの入候時、一せんきう、一ちやうし、是をこにしてふり、こうあふらに入てたゝて、此薬を入れてねり候て、桃木のやうしのさきにつけて、はな□る口をあけて、みそのこと有処に此薬をさすへし、

一ほこぎぬのうらハすゝし衣也、空色にそむる也、こへりのぬゑをハ、くミなりくた入る事口傳ニあり、

一さしほこの寸ほうノ事、はしらノ高さ二尺六寸、とこ三しやく八寸、ほこノまハリ六寸二分、一足ノたかさ五寸二分、ひろさ四寸五分、なかさ一尺六寸、

一ほこの口のあまり二寸五分、
一はしらハかくなるへし、
一ヲもてノひろさ一寸八分、皆ぬるへし、

〇三八四 山田久通書状

態使札令披見候、年内ハ差越被成候処ニ、其後一書ニ而も不申入候、扱ハ又貴老先祖山田名字之由承候、就其爰元書物見合申候へハ、山田加賀入道と御座候、御方書物無替儀に候間、山田名字を名乗可被成候、乍去 野州様御方前より能と御申上可被成候、其子細者山田名字之事ハ、如御存御家ニ付無別儀候間、野州様於御合点者可然と存候、餘者期後喜之時候、恐惶謹言、

申
二月十五日 山田七郎右衛門 久通判

山口筑前守殿
同 勘左衛門殿

参御報

猶と令申候、次郎右衛門へ相尋申候間、御報申入候、親事同前可申入候へ共、拙子前より申せにて候之間、如此ニ候、以上、

〇三八五 山田筑前某覚書

覚

於四ヶ所 賀州様御供仕、我等先祖山田与市と為
申者、加勢田川口ニ而戦死仕候、其子六年之御弓筋
ニ是も於伊集院戦死仕候、其子上洛仕相果申候、其
子幼少故母方之名字を名乗せ、當分如此候、被為得
御内意於御合点者、志ふしへ急度差越申度候間、可
然様ニ奉頼候、以上、

四月六日

山田筑前

本田内膳殿

加江田拾兵衛殿

〇三八六 山田次郎右衛門・山田久陳

連署書状

御使札致披閱候、御自分別条無之由、先以目出度存
候、如仰先日者山田名字被為願候間、其元御地頭新
納又左衛門殿さへ合点被成候ハ、可致免許通申入候
ニ付、右為訴詔御方鹿兒嶋へ被為越候故、我等も同
心申罷越候、然共其節ハ又左衛門殿然と落着不被成、

相達申間敷之様ニ有之、拙者ハ令帰宅候、御方事跡

へ被詰居由緒、口上書を以御地頭江御申候處、高岡
暖衆へ相付可被致訴詔旨被仰候ニ付、暖衆書付を以
先月より鹿兒府へ被為詰、断被為申候処ニ、又左衛
門殿被聞召達、願相叶候旨、大慶之程察入候、且又
御地頭より御方へ被仰聞候ハ、自分方へ今一往引合、
其上ニ而山田名字被名乗候而可然之由候、依之此節
御越可被成候得共、月廻時ニ爰元地頭被差越候由被
聞召、御越無之通承達申候、此上ハ弥以無隙候条山
田名字名乗可被成願相達候儀、幸ニ存候、御引合入
御念儀候、猶期後音之時候、恐惶謹言、

西

十二月十五日

山田七郎右衛門

久陳判

山田次郎右衛門

〇三八七 山口勘左衛門・山口筑前

連署覚書

覚写

四ヶ所之内伊作衆三而、先年御弓箭内加瀬田於川口我等先祖山田加賀入道戰死仕候、其子加護右衛門六年弓箭之内伊集院三而戰死仕候、其子加藤兵衛と為申者上洛仕相果申候、其子幼少之故母方名字を名乗當分如此候、同者本名字名乗申度候間、御理申入候、御入魂本望存候、以上、

寛永八年霜月十五日

山口筑前判

同 勘左衛門判

山田次郎右衛門殿

同 七郎右衛門殿

○三八八 山田忠廉書状

猶、親次郎右衛門へ相尋、御報申候、以上、御札令披見候、如仰年内ハ差越被成候処ニ無調法之至候、扱又御方先祖山田名字之儀承候、就夫此方書物見合申候へハ、山田加賀入道と御座候、御方書物無替儀候間、山田名字御名乗可被成候、併山田名字

之儀ハ 御家ニ付無別儀候間、

野州様江能く御申被成、於御合点者可然と存候、餘者期後音之時候、恐惶謹言、

山田七郎右衛門

八月十七日

忠廉

山口筑前殿

同 勘左衛門殿

○三八九 山田七郎右衛門覚書

覚

山田之先祖式部少輔忠継と申候、即御當家御二代目 忠義様之宗領にて候得共、他腹之故谷山之山田村を被下候ニ付、式部少輔山田を名乗、于今連續申、就夫山田之宗領など、申人於有之者、我等江可被仰聞候、代と相傳候書物多く御座候間、相談可申候、當時外城へ被召置候条、公儀御出合能様ニ奉頼候、ケ様之儀以来之為ニ存候間、被聞召置候而可被下様ニ御披露奉憑候、已上、

寛永八年拾月八日

山田七郎右衛門判

〇三九〇 山田七郎右衛門口上覺

口上覺

私事、鹿兒嶋江被召移度旨去年奉願候處、達

貴聞、如古志布志御番手被 仰付候間、堅固三可

相勤旨、 御意候由被仰渡、謹而奉承知、先以難

有次第三奉存候、重疊御訴申上候儀、恐多奉存候得

共、最前申上候通之筋目三而御座候間、年頭并被遊

御着 城候節、又者始而 御目見或家督被

仰付候時分者、御太刀進上仕、御禮申上候様ニ被

仰付度奉願候條、何とぞ願之筋ニ相達申候様ニ、宜

御披露偏ニ奉願候、以上、

九月廿一日

山田七郎右衛門

〇三九一 山田七郎右衛門書下

此節 御家御直別之家々、庶子之内諸家江御附人、

又者為抽御奉公之勲功無之家筋者 御直別之家号

可相避旨就被仰出、奉願武通之家号蒙

御免了、然者其元家右両條御格式之謂茂無之故、山

田之家号可相避旨被申聞、得其意存候、自今以後至

千子と孫々、以武通可被致家号之状如件、

正徳三^{癸巳}年十二月

山七郎右衛門(花押)

武通孫六殿

〇三九二 山田久柄證文

證文

段錢之請取考通

但應永三十二年潤六月十一日

右文書、拙者方江致家藏居候處、此節任御懇望、本

書無差令摹写致進入之候、可被成御寄藏候、仍為後

證如件、

山田八郎右衛門

久柄^印(花押)

天明七年未五月五日

平山五郎右衛門殿

〇三九三 記録所達書

覚

先頃御記録所御用ニ付、貴家之文書數十通被為差出
置候處、此度之火事ニ於御蔵ニ焼失候、其内ニ

御記録ニ相載候文書有之候間、從 公儀御写させ

被遭筈候、其外ニ前被為差出候品と不相知候条、本

書被為出候節、若御方ニ扣写を被成置候ハ、可被為

出候、其上ニ而論議無別条文書者御写させ、佐多豊

前殿御判形ニ而御給之筈ニ候間、左様ニ御心得被成、

早と可被差出候、以上、

御記録所

子

七月廿二日

田中五右衛門

伊地知助右衛門

志布志衆

山田七郎右衛門殿

〇三九四 某覚書

覺

一 對 御家、山田之家御存知之前ニ奉存候事、

一 山田先祖給地谷山之郡山田三十町・^(五)□之別府五町

五段并牛久曾之院三百町被下候書物于今御座候事、
付

御先祖代と御判戴□仕候、

一 其後祖父出羽守迄ハ市成□下置罷居、肝付一

乱之□^(弼力)一家年比之者六拾三人戦死仕申候事、

一 夫より曾於郡へ数年無足ニ而堪忍仕候處、^(日州) 飢肥御

手ニ參候刻、親次郎右衛門尉罷移、京乱之砌□

高城就御籠城多人衆走續申候、親次郎右衛門尉事

も高城へ初手ニ走入申、それより跡手之人衆迎入

御奉公為申通被申候、其日敵打首□^(三)つ御座□、内

親次郎右衛門尉打捕被申、首二ツニ而□^(軍)拜

御座候、于今被申候事、

一 其後日刃綾へ被召移堪忍申候処、高麗跡立□上

井仲五殿御自力ニ而御渡候砌、諸人も御奉公ニ相

進申せ之由候而、次郎右衛門尉前より数人勸申、

□前二次郎右衛門尉も罷渡、何様御奉公仕候、于

今右之證文御座有候事、

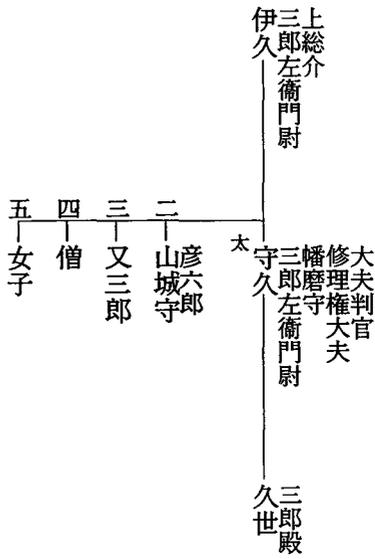
一其已後帖佐へ被召移候而罷有候刻、庄内一乱ニ付
志布志へ被召移申候事、

一前代 公家衆^(覺)大学寺殿被遊流罪、福嶋江御着候
哉、御腹之由被 仰下、三月十三日ニ山田檢者

仕之由申傳候、左様成ニ付、従前代霜月十三日ニ
者當分迄^(もつ)□其政相勤申候付、別垂讚岐介方迄祭ヲ
仕候、于今も大学寺殿御事福嶋大明神と被御祝、
御縁日霜月十三日ニ而御座候事、

右御當家二代目より山田と

□
(以下、缺失)



嶋津陸奥守元久

應永十七年京都上洛、

御所御懸御施面目同年秋御暇

御給下向 大隅・薩摩・日向三ヶ國

御安堵 同應永十八年八月六日御他界、

又三郎
尊久